
寝屋川市障害者長期計画

(第2次計画)

みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり

寝屋川市



は じ め に



本市では、市のまちづくりの指針である「寝屋川市総合計画」の部門別計画として、平成10年6月に「寝屋川市障害者長期計画」を策定し、「人間性の尊重に基づくノーマライゼーションの社会づくり」の基本理念のもとで、総合的かつ計画的な障害者施策の推進に努めてまいりました。

この間、国においては平成12年の社会福祉基礎構造改革を経て、障害者施策を取りまく状況が大きく変化し、平成15年度には支援費制度が導入され、平成18年度には障害者自立支援法が施行されました。

本市におきましても、平成18年度に障害者自立支援法に基づき「寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）」を策定するとともに、今般、平成20年度から10年間の新たな障害者支援の基本方向となる「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を策定いたしました。

この計画の基本理念は「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」と定めました。ノーマライゼーションの理念が定着してきたことをふまえて、これからは障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会のなかで“自分らしく”暮らすために、みんなで取り組んでいくことが大切になってまいります。

今後は、この障害者長期計画（第2次計画）に基づき、さらに障害者施策の推進に取り組んでいく所存ですので、市民の皆様や関係者の皆様方の一層のご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました多くの市民の方々や、寝屋川市障害者長期計画推進委員会委員の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

平成20年 3 月

寝屋川市長 馬 場 好 弘

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定方針	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の策定方法	2
(5) 計画の進行管理	2
2. 寝屋川市の概況	3
(1) 寝屋川市の概要	3
(2) 障害者数等の状況	4

第2章 障害者支援の基本方向

1. ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念	7
2. 障害者支援の視点	7
3. 障害者支援の目標	8

第3章 障害者支援の推進方向

推進方向の体系	11
I. だれもがともに暮らせるまちづくり	19
1. 障害についての理解と支えあいの推進	19
(1) 障害についての理解の推進	19
(2) 地域で支えあう活動の推進	22
2. 快適で安全な生活環境整備の推進	25
(1) だれもが利用しやすいまちづくりの推進	25
(2) 安全なまちづくりの推進	29
II. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり	32
1. 生涯を通じた発達と学習への支援の充実	32
(1) 継続的な支援のしくみづくり	32
(2) 障害児の療育・教育の推進	34
(3) 生涯学習の推進	38
(4) 自立生活に向けた支援の推進	40
2. 就労や社会的活動への参加の推進	41
(1) 一般就労の推進	41
(2) 福祉的就労や日中活動の推進	45
3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進	47
(1) 保健・医療・リハビリテーションの推進	47

Ⅲ. 自分らしい生活を支えるサービスづくり	51
1. 情報提供と相談支援の充実	51
(1) 情報提供と相談支援の充実	51
2. 生活を支援するサービスの充実	56
(1) 地域での生活や介護を支援するサービスの充実	56
(2) 居住の場の確保の推進	60
(3) 経済的安定のための支援	62
3. 権利擁護に対する支援の充実	63
(1) 権利擁護に対する支援の充実	63

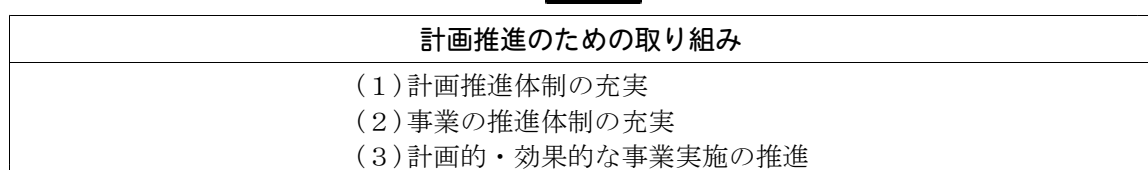
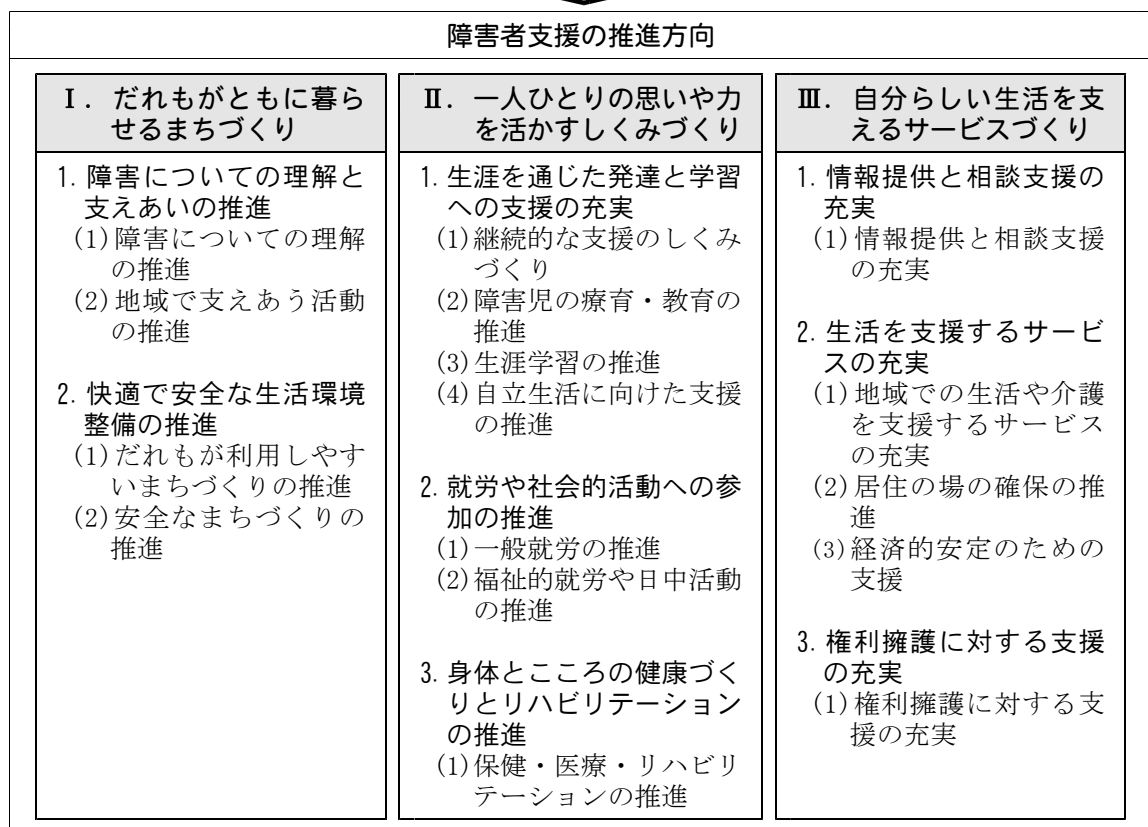
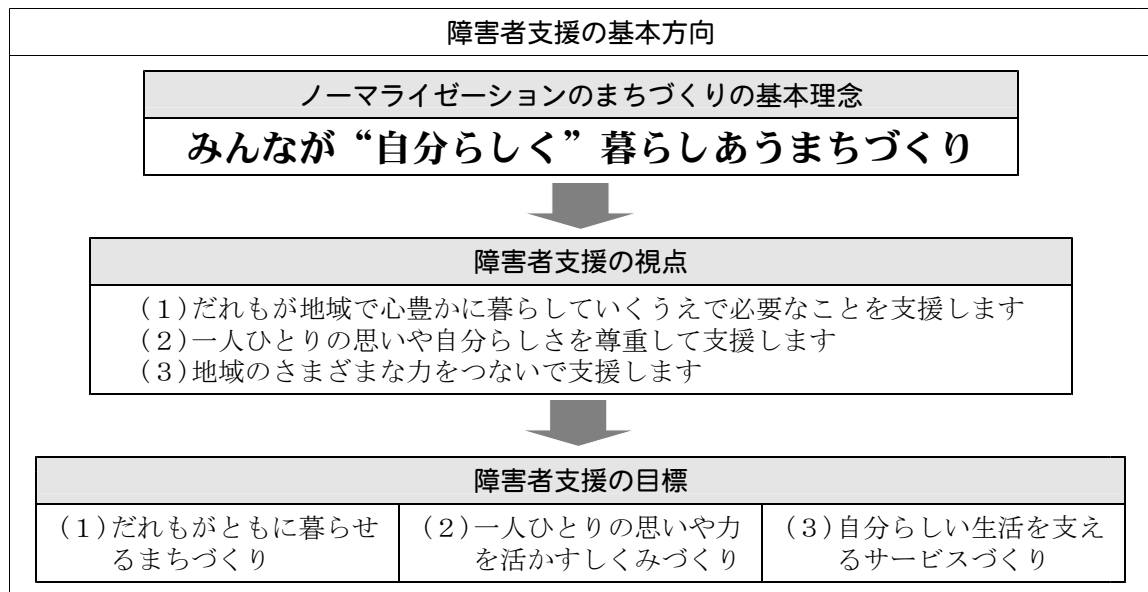
第4章 計画推進のための取り組み

(1) 計画推進体制の充実	67
(2) 事業の推進体制の充実	67
(3) 計画的・効果的な事業実施の推進	68

資 料

計画策定経過	69
寝屋川市障害者長期計画推進委員会設置要綱	70
寝屋川市障害者長期計画推進委員会委員名簿	71
寝屋川市障害者長期計画（第1次計画）の進捗状況と課題	72
計画策定にかかるアンケート調査の結果	91
用語説明	115

寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）の体系



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定方針

(1) 計画の目的

本市では、平成10年6月に障害者基本法に基づく市町村障害者計画である「寝屋川市障害者長期計画」を策定し、計画の基本理念に掲げた「人間性の尊重に基づく、ノーマライゼーションの社会づくり」の実現に向けた取り組みを推進してきました。

この間、平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、介護保険の導入をはじめ福祉サービスが契約によって利用する制度へと転換されるとともに、地域福祉を社会福祉の基盤とするものと位置づけられました。障害のある人に対する福祉サービスについても、平成15年度からの支援費制度を経て、平成18年度からは障害者自立支援法に基づくサービスへと移行しています。

このような障害者支援をとりまく状況の大きな変化に対応し、今後の取り組みをすすめていくうえでの方向性を定めるために、計画の推進における成果と課題をふまえて、「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を策定しました。

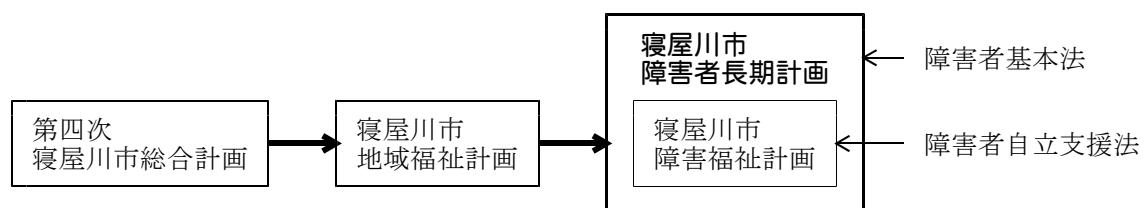
(2) 計画の位置づけ

「寝屋川市障害者長期計画」は、障害者基本法（第9条）に基づく本市の市町村障害者計画です。

市町村障害者計画は、国の障害者基本計画および府の障害者計画を基本とするとともに、本市のまちづくりの基本構想である「第四次寝屋川市総合計画」に即して策定するものと定められています。また、本市では保健福祉のマスタープランとして「寝屋川市地域福祉計画」を策定しており、この計画とも整合性を図るよう策定しました。

なお、障害者自立支援法に基づいて平成19年3月に第1期計画を策定した「寝屋川市障害福祉計画」は、上位計画である本計画と調和を図るものと定められています。本市では障害福祉計画を本計画を具体的に推進していくための計画と位置づけ、障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策を定めるとともに、本計画を推進していくうえで重点的に取り組むべき事項等を検討するものとします。

障害者長期計画の位置づけ



(3) 計画の期間

「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」は、長期的な視点にたった総合的かつ計画的な取り組みを推進するよう、平成20年度から平成29年度までの10年間の計画として策定しました。ただし、障害者施策をとりまく状況の変化などをふまえ、計画期間内でも必要に応じて見直しを行っていくものとします。

障害者長期計画の期間

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	→
10年度～ 寝屋川市 障害者長期計画		寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）										→
寝屋川市障害福祉計画 （第1期計画）			寝屋川市障害福祉計画 （第2期計画）			寝屋川市障害福祉計画 （第3期計画）			寝屋川市障害福祉計画 （第4期計画）			→

(4) 計画の策定方法

「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」は、市民・当事者のニーズをふまえた計画とするよう、公募による市民および当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」における意見交換をふまえて策定しました。

また、市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリックコメントを実施するとともに、市民・当事者のニーズや意見を広く把握するためのアンケート調査やヒアリング等を実施しました。

(5) 計画の進行管理

この計画は「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」において、計画に基づく事業の推進方法に関する検討や、進捗状況の点検・評価などを行い、推進していきます。

また、障害者自立支援法に基づいて3年ごとに策定する「寝屋川市障害福祉計画」において、本計画を推進していくうえで重点的に取り組むべき事項や数値目標等を検討し、具体的な展開を図っていきます。

2. 寝屋川市の概況

(1) 寝屋川市の概要

本市は大阪府の東北部にあたる北河内地域の中央部に位置しています。大阪と京都の2つの都市を結ぶ中間点にあり、大阪市域の中心からは15km、京都市域の中心からは35kmと、これらの都心部への通勤やさまざまな都市機能を利用するうえで、利便性の高い立地条件を備えています。

市域の面積は24.73km²で、東西、南北の広がりとともに7km弱のまとまった市域を形成しています。市域の東部は生駒山地からつづく丘陵地であり、市域の西部は淀川に連なる平坦地が広がっています。

昭和26年に市制を施行した当時の人口は31,000人あまりでしたが、国道の整備などにともなう工場や事業所の建設や、高度経済成長による大阪都市圏への人口流入の受け皿としての住宅建設などにより、都市化が急速に進展しました。

国勢調査による人口の推移をみると、高度経済成長期の昭和35年から昭和50年にかけては15年間で5倍と、急激に増加して250,000人を突破しました。その後はほぼ横ばい状態が続いてきましたが、近年はやや減少傾向で、平成17年国勢調査では241,816人となっています。

年齢別にみると、0～14歳の年少人口の割合は昭和55年には27.8%でしたが、平成17年は14.0%と大きく減少し、平成19年10月1日の住民基本台帳（外国人登録法に基づく登録者を含む）では13.7%となっています。一方、65歳以上の高齢人口の割合は昭和55年の4.9%から平成17年には17.3%に増加し、さらに、平成19年は19.4%と引き続き急速に高齢化がすすんでいます。また、こうしたなかで障害のある人も増加しています（(2)障害者数等の状況(p.4)を参照）。

一方、世帯数は人口が横ばいとなった昭和55年の83,701世帯から平成17年は95,896世帯となっています。これは世帯人数が1人～2人の世帯の数が増加し、3人以上の世帯の数が増える傾向が続いているためであり、1世帯あたりの人数でみると昭和55年の3.16人から平成17年は2.52人と減少しています。

(2) 障害者数等の状況

平成10年度から19年度の10年間の障害者手帳の所持者数は下記のとおりで、身体障害者手帳所持者数は5,708人から7,873人(1.38倍)、療育手帳所持者数は1,112人から1,465人(1.32倍)、精神障害者保健福祉手帳所持者数は255人から853人(3.35倍)と、いずれも増加しています。

また、各障害者手帳を所持している人を等級・判定別にみると、平成19年度で身体障害者手帳所持者では1～2級の人が47.0%、療育手帳ではAの人が51.2%、精神障害者保健福祉手帳では1級の人が16.5%となっています。

身体障害者手帳所持者数（各年3月31日現在）（単位：人）

（障害別）	視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 部	合 計
平成19年度	582	760	99	4,321	2,111	7,873
平成18年度	571	724	90	4,257	2,087	7,729
平成17年度	567	693	92	4,045	1,994	7,391
平成16年度	580	698	84	3,996	1,908	7,266
平成15年度	577	687	83	3,906	1,826	7,079
平成14年度	563	658	82	3,718	1,704	6,725
平成13年度	559	652	78	3,640	1,631	6,560
平成12年度	555	645	83	3,489	1,542	6,314
平成11年度	527	617	83	3,318	1,419	5,964
平成10年度	533	602	83	3,147	1,343	5,708

（等級別）	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
平成19年度	2,248	1,453	1,325	1,851	494	502	7,873
平成18年度	2,264	1,434	1,297	1,767	513	454	7,729
平成17年度	2,177	1,383	1,247	1,652	481	451	7,391
平成16年度	2,123	1,377	1,210	1,605	495	456	7,266
平成15年度	2,044	1,348	1,170	1,566	497	454	7,079
平成14年度	1,945	1,297	1,114	1,465	467	437	6,725
平成13年度	1,885	1,253	1,104	1,413	468	437	6,560
平成12年度	1,813	1,238	1,054	1,340	451	418	6,314
平成11年度	1,663	1,185	1,000	1,285	441	390	5,964
平成10年度	1,551	1,163	959	1,217	443	375	5,708

療育手帳所持者数（各年3月31日現在）（単位：人）

	A	B 1	B 2	合 計
平成19年度	750	355	360	1,465
平成18年度	728	340	341	1,409
平成17年度	743	324	311	1,378
平成16年度	727	337	287	1,351
平成15年度	740	325	259	1,324
平成14年度	738	308	219	1,265
平成13年度	722	301	205	1,228
平成12年度	703	297	200	1,200
平成11年度	692	283	199	1,174
平成10年度	645	272	195	1,112

精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年3月31日現在）
（単位：人）

	1 級	2 級	3 級	合 計
平成19年度	141	571	141	853
平成18年度	136	556	136	828
平成17年度	129	536	122	787
平成16年度	147	473	120	740
平成15年度	130	412	89	631
平成14年度	107	353	68	528
平成13年度	123	277	51	451
平成12年度	102	233	46	381
平成11年度	—			290
平成10年度	—			255

なお、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用するための障害程度区分の認定者数は、平成19年12月現在で927人です。

障害程度区分認定者数（単位：人）

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合 計
平成19年12月	16	129	241	244	106	191	927
平成19年 6 月	13	113	204	207	90	164	791
平成18年12月	10	89	132	153	71	138	593

第2章 障害者支援の基本方向

1. ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念

みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり

障害があってもなくてもあたりまえに暮らせる社会づくりをめざす「ノーマライゼーション」の理念は、障害者支援の基本的な考え方として定着してきました。そして、わが国の社会福祉のあり方を根本的に見直した「社会福祉基礎構造改革」では、“だれもが地域とつながりをもって、安心して心豊かに暮らせるよう支援する”ことをめざす「地域福祉」が、これからの社会福祉と位置づけられました。つまり、「ノーマライゼーション」は、障害者支援だけでなく、社会福祉全体を貫く理念となったのです。

もちろん現実には、すべての市民が障害や障害者の生活について十分に理解し、ノーマライゼーションを一人ひとりの暮らしに関わることと意識しているとはいえません。また、障害者を支援する制度においても、多様なニーズにきめ細かに対応できていない面もあります。障害者支援の基幹となる障害者自立支援法によるサービスを提供するしくみや水準などにも課題が残されており、これらに対応していくための取り組みをいっそう推進していく必要があります。

そしてこれからは、そうした取り組みを障害がある当事者や特定の支援者だけでなく、障害のあるなしにかかわらず、だれもが“自分らしく”暮らすという地域福祉の目標に向かって、みんなで取り組んでいくことになります。内容や程度は違って、だれもがもつ生きづらさをお互いに理解し、“共感”をもってよりよく暮らせるまちづくりをすすめるなかで、“一人ひとりの障害に、柔軟かつ的確に対応できる支援のしくみづくり”をすすめます。

2. 障害者支援の視点

(1) だれもが地域で心豊かに暮らしていくうえで必要なことを支援します

これからの新しい社会福祉である「地域福祉」では、だれもが必要に応じて支援の受け手になると同時に、それぞれの特長を活かして担い手にもなります。障害がある人々も、ともに社会を変えていく主体としての役割がいっそう期待されます。こうした関係のなかで、だれもが心豊かに暮らしあううえでの地域の課題として、障害があ

る人が生活していくうえで感じている多くの“生きづらさ”を捉え、一人ひとりの状況に的確に対応できる支援に取り組んでいきます。

(2) 一人ひとりの思いや自分らしさを尊重して支援します

しかし、“心豊かな暮らし”といっても、どのような生活を望むかは人によってさまざまです。一人ひとりが自らの思いを描き、自分らしい生き方をめざしていくことが、満足できる毎日につながります。日常生活にさまざまな支援を必要とする障害者は、支援の制度の枠によって生活のかたちが決められてしまいがちです。そうではなくて、一人ひとりの自分らしさを尊重し、それを実現するために制度を活用したり、地域の資源を活かして新たな方法を開発していくよう、支援のスタイルを変えていきます。

(3) 地域のさまざまな力をつないで支援します

一人ひとりが描く多彩な暮らしへの支援を公的な制度だけで行っていくことは困難です。人と人の心のふれあいなど、公的に深く関わるべきではないことも、私たちの暮らしにはあります。また、だれかの力になることで、私たちは豊かな気持ちになれます。人と人の関わりを通じて地域も変わっていきます。そうしたあたたかな包容力をもつまちと人づくりをめざして、地域のさまざまな力をつないで支援をすすめます。

3. 障害者支援の目標

(1) だれもがともに暮らせるまちづくり

①障害についての理解と支えあいの推進

市民一人ひとりがお互いに理解し、認めあって暮らせるまちづくりをすすめます。そのために、多様な障害や障害がある人の暮らしについて理解し、支援しあえるよう、ふれあいや学びあい、話しあいの取り組みをすすめます。また、多くの市民が主体的に地域福祉活動に参加し、協働した取り組みを広げていけるよう、促進・支援します。

②快適で安全な生活環境整備の推進

だれもが安心して快適に暮らせるよう、安全でバリアのない生活環境づくりをすすめます。そのために、都市施設や公共的な建築物、住宅等のバリアフリー化をすすめます。また、多様な障害などに配慮した防災や防犯、交通安全、災害時の支援のため

の対策を推進します。

（２）一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

①生涯を通じた発達と学習への支援の充実

だれもが“自分らしい”生活をおくることができるよう、一人ひとりの生涯を通じた支援を推進します。そのために、障害がある子どもの一人ひとりのニーズに応じた発達支援や、社会での生活力を高める保育や学校教育をすすめます。また、生涯を通じた地域や家庭での学習や自立のための支援を推進します。

②就労や社会的活動への参加の推進

一人ひとりのライフスタイルにあわせて希望する就労や社会的な活動ができるよう、受け入れる場の確保や条件整備と的確なコーディネートの実施を図るとともに、障害の特性に配慮した支援のしくみづくりをすすめます。

③身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進

一人ひとりの思いや力を発揮する基礎として、一人ひとりが主体的に身体とこころの健康づくりに取り組めるよう支援します。また、安心して適切な医療が受けられるよう地域医療における障害者への対応をすすめるとともに、急性期、回復期から在宅生活への移行につなぐリハビリテーション医療を推進します。

（３）自分らしい生活を支えるサービスづくり

①情報提供と相談支援の充実

一人ひとりの思いに沿った支援を行っていくよう、ケアマネジメントの視点にたった情報提供と相談支援を推進します。また、気軽に相談でき、的確な支援につながるよう、相談支援のネットワークの充実を図ります。

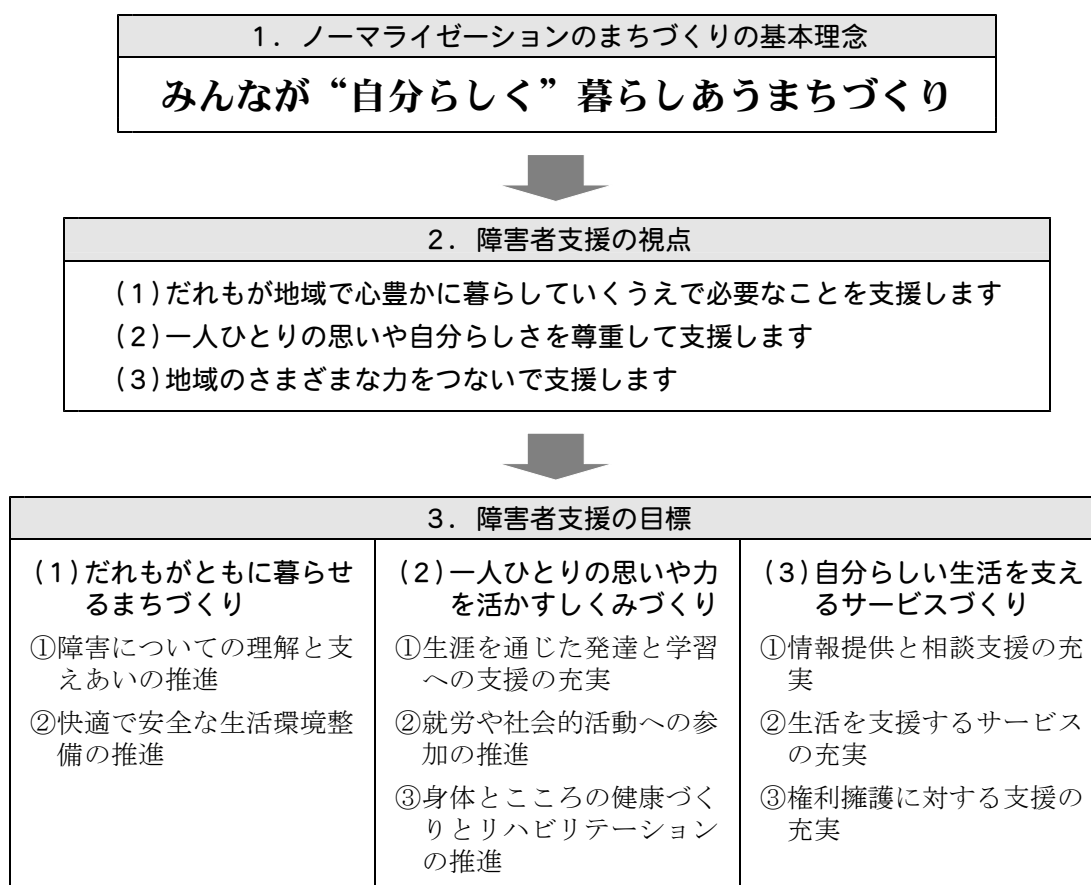
②生活を支援するサービスの充実

できるだけ地域で暮らすことができるよう、施設や病院で生活している人の地域移行を図りつつ、自分らしい生活をしていくうえで、障害のためにできない（しにくい）ことを補うよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの充実を図ります。そのために、新たな事業者の参入なども含めて必要なサービスが提供できる体制を確保するとともに、支援の質を高めるよう取り組みます。また、きめ細かな支援を行う地域福祉活動等との連携も推進していきます。

③権利擁護に対する支援の充実

判断能力が不十分なために不利益を被るおそれがある人の権利擁護を支援するよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを活用した取り組みを充実します。また、虐待の防止にも取り組んでいきます。これらの取り組みにおいては、権利侵害を防ぐだけでなく、一人ひとりの思いを実現できる“積極的な権利擁護”が実現できるよう、相談支援や具体的なサービスなどと連動した取り組みをすすめます。

障害者支援の基本方向



第3章 障害者支援の推進方向

【推進方向の体系】

I. だれもがともに暮らせるまちづくり

1. 障害についての理解と支えあいの推進

(1) 障害についての理解の推進

- 1) 障害についての啓発と交流の推進
 - ①多様な方法による系統的な啓発の推進
 - ②多様な市民の交流の推進
 - ③身近な地域での交流の場づくり
- 2) 福祉教育の推進
 - ①学校等での福祉教育の充実
 - ②社会教育での学習の推進
 - ③身近な地域での共同学習の場づくり

(2) 地域で支えあう活動の推進

- 1) 障害者を支援する地域福祉活動の推進
 - ①障害者を支援するボランティア活動・NPO活動等の推進
 - ②身近な地域での支えあい活動の推進
 - ③地域福祉活動と公的サービス等の協働の推進
- 2) 当事者活動の推進
 - ①当事者による地域福祉活動の推進
 - ②当事者団体の活動の推進
 - ③当事者が気軽に交流できる場づくりの推進

2. 快適で安全な生活環境整備の推進

(1) だれもが利用しやすいまちづくりの推進

- 1) 都市施設のバリアフリー化の推進
 - ①福祉のまちづくりの推進
 - ②道路や歩道のバリアフリー化の推進
 - ③公園・緑地のバリアフリー化の推進
 - ④公共建築物のバリアフリー化の推進
 - ⑤民間建築物のバリアフリー化の推進
 - ⑥面的な整備の推進
 - ⑦福祉のまちづくりに関する市民の理解の推進
- 2) 障害者等に配慮した交通の充実
 - ①公共交通の充実
 - ②交通施設や車両等のバリアフリー化の推進
 - ③移送サービス等の充実
 - ④移動を支援する福祉サービスの充実
- 3) 情報のバリアフリー化の推進
 - ①多様な方法による情報提供の推進
 - ②コミュニケーションを支援するサービスの充実
 - ③障害のある人とのコミュニケーションに関する市民の理解の推進

(2) 安全なまちづくりの推進

- 1) 防災対策の推進
 - ①防災に対する意識づくりや日常からの対策の推進
 - ②災害時に支援が必要な人を支えるしくみづくり
 - ③災害情報を伝達するしくみづくり
 - ④避難所等の整備と支援の充実
 - 2) 防犯対策の推進
 - ①障害者を犯罪から守る取り組みの推進
 - 3) 交通安全対策の推進
 - ①交通安全に対する意識の高揚
 - ②交通安全に関する施設等の整備の推進
 - 4) 徘徊行動のある人への支援
 - ①徘徊行動のある人を協力して探すしくみづくりの検討の推進
-

Ⅱ. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

1. 生涯を通じた発達と学習への支援の充実

(1) 継続的な支援のしくみづくり

- | | |
|-------------------------|---|
| 1) 発達や療育を継続的に支援するしくみの構築 | <ul style="list-style-type: none"> ①発達や療育を継続的に支援するしくみの構築 ②発達障害のある子ども等への支援の推進 ③障害のある子どもの保護者等に対する支援の充実 |
|-------------------------|---|

(2) 障害児の療育・教育の推進

- | | |
|------------------|--|
| 1) 早期療育と障害児保育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ①母子保健の充実と発達に支援が必要な子どもの早期発見の推進 ②早期療育の充実 ③障害児保育の充実 |
| 2) 特別支援教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ①特別支援教育実施体制の充実 ②就学に関する支援の充実 ③教育内容の充実 ④特別支援学校との連携の強化 ⑤学校施設のバリアフリー化の推進 ⑥放課後等の活動の場の充実 ⑦学齢期の機能訓練等の充実 ⑧高等学校期の特別支援教育の充実 |
| 3) 高等教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①大学等への進学への推進 |

(3) 生涯学習の推進

- | | |
|------------------|---|
| 1) 生涯学習・スポーツ等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①生涯学習・スポーツ事業やサークル活動への参加の推進 ②障害者向けの学習・スポーツ・文化・レクリエーション活動等の推進 ③障害者に配慮した図書館サービスの推進 |
|------------------|---|

(4) 自立生活に向けた支援の推進

- | | |
|------------------|--|
| 1) 自立生活に向けた支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①生活訓練事業等の推進 ②地域生活への移行をすすめるための交流や体験の場づくり |
|------------------|--|

2. 就労や社会的活動への参加の推進

(1) 一般就労の推進

- 1) 就労に関する相談支援の充実
 - ①就労支援ネットワークの充実
 - ②就労に関する相談の充実
 - ③就労を支援する人材の養成
- 2) 就労のための訓練等の充実
 - ①就労移行支援事業の推進
 - ②職業訓練等を行う専門機関の利用の促進
 - ③特別支援学校等での就労支援の推進
 - ④実習の場などの確保の推進
- 3) 就労の場の確保
 - ①障害者雇用に対する理解の推進
 - ②障害者雇用に関する支援制度の利用の促進
 - ③市での障害者雇用の推進
 - ④在宅就労等の推進
- 4) 就労への定着のための支援の推進
 - ①継続的な支援の推進

(2) 福祉的就労や日中活動の推進

- 1) 福祉的就労の推進
 - ①福祉的就労の場の確保
 - ②福祉的就労への支援の充実
- 2) 日中活動の推進
 - ①生活介護事業等の推進

3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進

(1) 保健・医療・リハビリテーションの推進

- 1) 健康の保持・増進への支援
 - ①主体的に健康づくりに取り組む意識の高揚
 - ②健康診査、健康相談等の充実
 - ③健康づくりのための運動の推進
 - ④こころの健康づくりの推進

- 2) 障害のある人への医療の充実
 - ①地域医療での障害者への対応の充実
 - ②障害者に配慮した医療サービスの推進
 - ③自立支援医療や難病に対する医療の推進

- 3) リハビリテーション医療や機能訓練の充実
 - ①リハビリテーション医療の充実
 - ②機能訓練の充実

- 4) 障害の原因となる疾病等の予防の推進
 - ①健康づくり意識の高揚
 - ②健康診査の受診の促進
 - ③身体とこころの健康づくりの推進

Ⅲ. 自分らしい生活を支えるサービスづくり

1. 情報提供と相談支援の充実

(1) 情報提供と相談支援の充実

- 1) 情報提供の充実
 - ① 情報提供の推進
 - ② きめ細かな情報提供の体制づくり
 - ③ 福祉制度等に関する学習の推進
- 2) 多様な相談支援の場づくり
 - ① 総合的な相談支援を行う窓口の充実
 - ② 相談支援事業の充実
 - ③ 地域に密着した相談支援の推進
 - ④ ピアカウンセリングの充実
- 3) 相談支援ネットワークの充実
 - ① 地域自立支援協議会の充実
 - ② 相談支援ネットワークの充実
 - ③ 複雑な問題に対応するしくみづくりの推進
 - ④ 広域的なサービス利用をすすめるしくみづくり
- 4) ケアマネジメントの充実
 - ① 個別支援計画の推進
 - ② サービス利用計画等の推進
 - ③ 個別ケースに関するケア会議等の充実
- 5) 的確なサービス支給決定の推進
 - ① 的確な障害程度区分認定の推進
 - ② 支給決定ガイドラインの充実

2. 生活を支援するサービスの充実

(1) 地域での生活や介護を支援するサービスの充実

- 1) 生活や介護を支援するサービス等の充実
 - ①ホームヘルプ・ガイドヘルプの充実
 - ②通所型サービスの充実
 - ③短期入所の充実
 - ④各種事業の充実
 - ⑤障害福祉サービス等を提供する人材の確保
 - ⑥地域福祉活動等との連携の強化
 - ⑦難病や発達障害、高次脳機能障害がある人等への支援の推進
- 2) 家族介護者等への支援の充実
 - ①障害福祉サービス等の利用の促進
 - ②介護者の健康管理への支援の推進
 - ③介護者の交流や学習活動への支援の推進
- 3) 余暇活動への支援の充実
 - ①余暇活動の場の確保
 - ②余暇活動への参加に対する支援

(2) 居住の場の確保の推進

- 1) 地域自立生活のための居住の場の確保
 - ①公営住宅や民間賃貸住宅の利用の推進
 - ②グループホーム・ケアホームの充実
 - ③地域での居住をすすめるための支援の推進
 - ④住宅のバリアフリー化の推進
- 2) 施設入所支援の充実
 - ①施設入所支援の充実

(3) 経済的安定のための支援

- 1) 年金・手当等の充実
 - ①年金・手当等の充実
- 2) 経済的負担の軽減
 - ①経済的負担を軽減するための支援

3. 権利擁護に対する支援の充実

(1) 権利擁護に対する支援の充実

- 1) 権利擁護をすすめる体制づくり
 - ① 権利擁護を推進するしくみづくり
 - ② ノーマライゼーションのまちづくりに関する都市宣言等の検討
- 2) 権利擁護に関する相談・支援の推進
 - ① 相談機関等における支援の充実
 - ② 障害福祉サービス等に関する苦情解決の推進
 - ③ 権利擁護センターの検討
- 3) 後見的支援の充実
 - ① 成年後見制度に関する相談や利用支援の充実
 - ② 成年後見人等の確保の推進
 - ③ 日常生活自立支援事業の推進
- 4) 虐待防止の取り組みの推進
 - ① 虐待防止に向けた取り組みの推進
 - ② 虐待ケースへの対応の推進

I. だれもがともに暮らせるまちづくり

1. 障害についての理解と支えあいの推進

(1) 障害についての理解の推進

【基本的な考え方】

少子高齢社会が急速に進行するなか、福祉は私たちだれにも関わりのあるものとなってきました。生活に支援が必要であっても地域でつながりをもって、安心して心豊かに暮らせるよう支援する地域福祉の推進がまちづくりの重要な課題となっており、そのためにはまずお互いに理解し、支えあえる地域が必要です。

障害のある人の社会参加がすすんできたことなどによって、日常的な交流を通じた理解は広がってきています。しかし一方で、障害のある人に対する画一的なイメージなどから、障害の種類や程度等によっても一人ひとりが異なるニーズをもっていることが見落とされ、誤解を受ける場合も少なくありません。

この計画の基本理念である「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を実現していくために、市民一人ひとりが多様な障害についての理解を深め、だれにも関わりのある問題として共感をもって考えていけるよう、地域、家庭、学校などのさまざまな場で、啓発、交流、学習等による系統的な取り組みを推進していきます。この取り組みは、障害がある人が地域で生活していくうえでの具体的な支援につながるよう、地域にねざした交流や学習を重視するとともに、障害のある人の参加を得ながら推進していきます。

【推進方向】

1) 障害についての啓発と交流の推進

①多様な方法による系統的な啓発の推進

さまざまな障害のある人が地域で自立して生活していくための支援を、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」をすすめるうえでの地域のだれにも関わりのある生活課題として理解し、市民一人ひとりができることに取り組んでいけるよう、広報ねやがわ、市のホームページ、人権啓発冊子などのさまざまな媒体や、障害者週間をはじめとする取り組みなどの多様な方法を効果的に活用するとともに、関係機関・団体等とも協力して、系統的な啓発を行っていきます。

これらの取り組みは、障害のある人の参加と協力のもとですすめていくよう、当事者団体や支援者等と協力して推進します。また、そうした協働を通じて、障害のある人の参加意識も高めていくよう取り組みます。

②多様な市民の交流の推進

さまざまな障害への理解を効果的にすすめる機会として、多様な市民が交流するイベント等を行っていくよう、一緒につくっていく経過も大切にしながら取り組んでいきます。

また、各種事業に障害のある人が参加しやすいよう、配慮や呼びかけを推進します。

③身近な地域での交流の場づくり

日常の生活に密着した身近な地域での交流をすすめるよう、多様な住民が気軽に集い、一緒に活動などができる場づくりを推進するとともに、障害のある人が参加しやすいような配慮や呼びかけを、社会福祉協議会や校区福祉委員会、自治会等の地域組織、当事者団体等と協力して推進します。

なお、地域でのつながりづくりは、災害時に支援しあえる地域づくりをすすめるうえでも重要であり、防災の観点からの理解も得ながら取り組んでいきます。

2) 福祉教育の推進

①学校等での福祉教育の充実

子どものときから、障害のある人をはじめ多様な人々が地域でともに暮らすことの大切さを理解し、自然に支えあう力を身につけるよう、小・中学校の教育全体を通じて取り組んでいくよう推進します。また、総合的な学習の時間などを活用して、障害のある人との交流やボランティア体験などの実践的な学習を推進するとともに、これらが効果的に行われるよう体系的なプログラムづくりなどにも取り組みます。

保育所(園)や幼稚園でも、障害のある子どもと障害のない子どもの交流などを通じて、自然に育ち合う力を身につけるよう取り組みます。

これらの取り組みは、障害のある人と協働してすすめていくとともに、保護者や地域の参加も得るよう、当事者団体や支援者、PTA、社会福祉協議会等の関係団体等と協力して推進します。

②社会教育での学習の推進

生涯学習事業のなかで、障害のある人が地域で自立して生活していくための支援をはじめとして、地域福祉について学んだり、課題解決に向けた活動につないでいく講座や教室などを行っていくよう推進します。

また、各種の講座・教室やサークル活動等でも、障害がある人が参加しやすい条件整備をすすめつつ、地域の課題として地域福祉への理解を深めるよう取り組んでいきます。

③身近な地域での共同学習の場づくり

障害のある人が地域で自立して生活していくための支援などを含め、地域の福祉課題を住民や関係者が共有し、協力して解決していくための話し合いや学習の場づくりを社会福祉協議会等と協力して推進します。また、そうした共同学習の場に障害のある人が参加しやすいよう配慮や呼びかけを行い、交流を図りながら、協力して生活課題を解決する取り組みにつないでいきます。

(2) 地域で支えあう活動の推進

【基本的な考え方】

だれもが地域とつながりをもって、安心して心豊かに暮らせるよう支援する地域福祉をすすめていくには、一人ひとりのニーズに的確に対応した支援を行っていくことが不可欠です。そのためには、制度に基づく公的な福祉サービスを基盤としつつ、地域のさまざまな力を活かして、柔軟できめ細かな支援ができるしくみをつくっていく必要があります。

寝屋川市では、古くから全国に先駆けて市民のグループや地域にねざした組織などによる地域福祉活動が活発に行われてきました。また、NPOなどの新たな活動も広がってきています。これらの活動をさらに推進し、多様な市民が参加できるよう支援していくことで、障害のある人への支援や地域とのつながりづくりなどをいっそう充実していくとともに、公的サービスと組み合わせることでより効果的な支援ができるよう、地域福祉計画と連動しながら、しくみづくりをすすめていきます。

また、だれもが支援の受け手であると同時に担い手でもあるということが、多様な人々の協働による地域福祉をすすめていくうえでの重要な視点です。障害のある人が一人ひとりがもつ力を活かして参加していくことで、自らの生活を高めていくとともに、地域でともに生活する仲間としてのつながりを強めていくよう、当事者による主体的な活動をいっそう推進していきます。

【推進方向】

1) 障害者を支援する地域福祉活動の推進

①障害者を支援するボランティア活動・NPO活動等の推進

障害のある人が地域で自立して生活していくよう支援していくうえで、制度に基づく障害福祉サービス等を基盤としつつ、それらと連携しながらきめ細かく支援する市民の主体的な活動を推進します。そのために、これらの活動に関する情報提供を充実していくとともに、支援のニーズを把握し、専門技術などをもって支援するボランティアやNPOを育成するよう、養成講座やグループづくりの支援などを充実します。

また、ボランティアグループやNPO等に対する支援を、ボランティアセンターや市民活動センター等と協力して推進します。

②身近な地域での支えあい活動の推進

日常生活圏域である小学校区を基本として取り組まれている小地域福祉ネットワーク活動での障害のある人への個別支援や、サロン活動への参加などをいっそうすすめていくよう、社会福祉協議会や校区福祉委員会等と協力して推進します。

また、日常生活での困りごとに柔軟に対応できる支えあいのしくみづくりを、自治会等の地域組織や社会福祉協議会等と協力して推進します。

これらの身近な地域での活動がより効果的にすすめられるよう、専門技術等をもつボランティア・NPOの活動と地域に密着した活動が連携していくよう推進します。

③地域福祉活動と公的サービス等の協働の推進

ボランティアグループやNPO、自治会等の地域組織等による地域福祉活動と、制度に基づく公的サービス等が効果的に協働することで、それぞれの取り組みがいっそう充実し、効果的な支援が行えるよう、役割分担と連携のしくみづくりを推進します。

市民と行政の協働においては、新たに制定した「寝屋川市みんなのまち基本条例」をふまえ、お互いの役割を認めあいながら推進していきます。

2) 当事者活動の推進

①当事者による地域福祉活動の推進

「だれもが支援の受け手であると同時に担い手である」という地域福祉の考え方に沿って、障害のある人が自らの経験も活かして地域福祉活動に主体的に参加するよう、当事者団体等と協力して推進します。また、当事者と一緒に活動するボランティアの養成や、地域での活動等に参加しやすい条件整備など、活動を支援するしくみづくりにも取り組みます。

②当事者団体の活動の推進

障害のある当事者による活動を推進するうえで、中心的な役割を担っている当事者団体の主体的な活動をいっそう促進していくよう、側面的な支援を行っていきます。

また、各団体が参加する障害者団体協議会が障害種別等を越えて意見を集約し、障害者施策への提言や、市、市民、事業者等と協働した障害者支援をすすめていくよう、連携して推進します。

③当事者が気軽に交流できる場づくりの推進

地域福祉活動や当事者活動の経験が少ない人などをはじめ、多様な当事者が気軽に集い、交流するなかで社会参加の力を身につけたり、地域での活動づくりにつながるような場づくりを推進します。

また、I T技術などを活用した当事者どうしの情報交換の場など、多様な交流の機会づくりを推進します。

2. 快適で安全な生活環境整備の推進

(1) だれもが利用しやすいまちづくりの推進

【基本的な考え方】

まちづくりのキーワードとして「ユニバーサルデザイン」という言葉が使われるようになってきました。これは障害のある人にとっての障壁をなくしていくバリアフリーの考え方を発展させ、障害のある人だけでなく、子どもも高齢者も、言葉が理解しにくい外国人なども、だれもが暮らしやすいまちづくりをめざしており、市民一人ひとりがみんなのことを考え、配慮していくことで実現できるものです。

良好な生活環境の整備は、高度経済成長の影響を受けて過密な市街地が形成された寝屋川市にとって重要な都市問題のひとつであり、骨格となる都市構造の構築や市街地整備の計画的な推進を図っていくなかで、道路・公園などの都市基盤施設や建築物、交通機関、情報伝達手段等のユニバーサルデザイン化を推進していくよう、市民や事業者等の理解を得ながら取り組んでいきます。

また、交通や情報は生活に関するさまざまなサービスを効果的に活用していくうえで不可欠なものであり、施設や設備のユニバーサルデザイン化とあわせて、生活のさまざまな場面で、多様な障害に対応した移動やコミュニケーションへの支援をすすめるよう、しくみづくりや人材の確保を推進していきます。

【推進方向】

1) 都市施設のバリアフリー化の推進

①福祉のまちづくりの推進

だれもが利用しやすいことをめざすユニバーサルデザインの理念に沿って建築物や道路、公園等の整備をすすめるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」をふまえた啓発や情報提供を市民、事業者や建築士などの専門家に向けて行っていくとともに、条例に基づく協議や指導等を推進します。

福祉のまちづくりの取り組みは、障害のある人などのニーズを的確に反映したものとすよう、当事者団体や関係機関等の協力を得ながら推進します。

②道路や歩道のバリアフリー化の推進

障害のある人や高齢者等の通行に配慮した歩行空間を確保するよう、主要道路・生活道路の整備と連携しながら歩道の整備やバリアフリー化を推進するとともに、府道における整備等を府に要望していきます。

歩行空間の整備にあたっては、公共施設や福祉施設等、障害のある人等の利用が多い施設への経路を確保するなど、効果的な推進に努めます。

③公園・緑地のバリアフリー化の推進

公園や緑地をだれもが安心して利用し、憩いや自然とのふれあい、スポーツやレクリエーション、災害時の避難場所等として活用できるよう、出入口や園路、トイレ等のバリアフリー化や休憩所などの整備を推進します。

④公共建築物のバリアフリー化の推進

市などが設置する公共施設については、障害のある人等の利用状況を勘案するとともに、施設の更新などと連動しながら、バリアフリー化を推進します。

⑤民間建築物のバリアフリー化の推進

不特定多数の人が利用する公共性の高い民間建築物については、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者・高齢者等の利用に配慮した整備を推進するよう、啓発や情報提供、協議、指導等を行います。

また、施設を利用する人のニーズにあったバリアフリー化をすすめていくよう、当事者団体等と協力しながら、事業者等への呼びかけをすすめます。

⑥面的な整備の推進

交通バリアフリー基本構想に基づく鉄道駅周辺の整備を、計画的に推進します。

また、バリアフリー新法で障害者・高齢者等が利用する施設が集まっている区域も重点整備地区に指定できることになったことなどをふまえ、市、市民、事業者等が協働して、障害のある人等の利用が多い公共施設間の移動などに配慮した面的な整備に努めていきます。

⑦福祉のまちづくりに関する市民の理解の推進

バリアフリー化された施設等を適切に利用したり、障害のある人等の通行の支障となる路上駐車・駐輪、物品の放置をしないなど、市民マナーの向上を図ります。そのために、福祉のまちづくりの考え方や障害のある人等のニーズなどへの市民の理解を

深めるよう、啓発、情報や学習機会の提供などを行っていきます。

あわせて、通行の支障となる違法駐車、駐輪、放置物等の撤去を推進します。また、駐輪場の整備などにも引き続き取り組みます。

2) 障害者等に配慮した交通の充実

①公共交通の充実

市域全体の公共交通網の整備をすすめるなかで、障害のある人等の利用が多い施設等への路線バスやタウンくるバス等の充実を図るよう、事業者等と連携して推進します。

また、乗り継ぎの負担の軽減など、公共交通を効果的に利用できるよう支援する方策にも事業者等と協力して取り組みます。

②交通施設や車両等のバリアフリー化の推進

駅やバス停留所、鉄道やバスの車両等を障害者・高齢者等がいつでも便利で安全に利用できるものとするよう、事業者等と連携して推進します。

また、施設や車両などのハード面の整備とあわせて、利用時の配慮や支援などのソフト面の対応が的確に行われるよう、事業者や市民などの理解を推進します。

③移送サービス等の充実

公共交通と連動しながらきめ細かな移動支援を行うサービスとして、福祉タクシーやリフト付き自動車による移送サービス等を多様なニーズに対応できるよう充実していくとともに、利用の促進を図るよう、事業者等と協力して推進します。

④移動を支援する福祉サービスの充実

重度訪問介護、行動援護や移動支援など移動を支援する福祉サービスを推進するよう、事業者の確保を図ります。また、ガイドヘルパーを確保するための養成に、事業者等と協力して取り組みます。

移動支援については、グループ支援型や車両移動型の活用などの効果的な利用を促進しながら、日常生活や社会参加を促進するよう充実を図ります。あわせて、適切なサービスが継続して提供できる制度とするよう、国に要望していきます。

3) 情報のバリアフリー化の推進

①多様な方法による情報提供の推進

視覚や聴覚に障害がある人などに的確に情報が伝わるよう、I T技術の活用などを含む多様な方法を用いた情報提供を推進します。また、知的障害のある人などにもできるだけわかりやすい表現などを用いるよう努めます。

広報ねやがわは、点字広報や声の広報に加えてホームページや携帯電話の活用など、多様な方法での周知を推進します。

②コミュニケーションを支援するサービスの充実

公共機関の窓口等で手話による対応ができるよう、手話通訳者の配置や職員等の手話技術の習得を推進します。

また、聴覚などに障害がある人の社会参加を推進するうえで手話通訳や要約筆記が必要に応じて利用できるよう、手話通訳者や要約筆記者の養成を推進します。

あわせて、行政資料の点訳化、音訳化を推進します。

これらの取り組みにおいては、視覚と聴覚の両方に障害がある人（盲ろう者）などへの配慮も行っていくよう推進します。

③障害のある人とのコミュニケーションに関する市民の理解の推進

日常生活のなかでのコミュニケーションの円滑化を図るよう、市民が手話や点字等の技術を習得する機会の充実などに取り組みます。

また、障害の特性や障害のある人との接し方などについて、理解を深めるための啓発や学習を推進します。

(2) 安全なまちづくりの推進

【基本的な考え方】

災害や事故、犯罪など生活を脅かす事象が頻発しているなか、安全の確保はまちづくりのなかでいっそう重要な課題となっています。そのため、防災、防犯、交通安全などに配慮した施設や設備の整備と同時に、市民一人ひとりが日頃から主体的に考え、地域で連携して支えあうための取り組みがすすめられています。そのなかで、災害や犯罪などに対して弱者となりがちな障害のある人に対して、障害の特性などをふまえた支援ができるよう、対応を図っていく必要があります。

防災の面においては、災害時の被害を最小に抑えるための対策を日常的にすすめると同時に、災害時に的確に支援ができる体制づくりが必要です。そのために「寝屋川市地域防災計画」に基づいて計画的な取り組みをすすめていますが、災害時に支援が必要な人への対応を的確に行っていくには、支援が必要な人がどこにいるか、どのような支援が必要なのかを身近な地域の人々が知っていることが不可欠であり、日頃からのつながりづくりを基礎としながら、必要な情報をプライバシーを守りながら共有できるしくみづくりに取り組んでいきます。また、そうしたしくみを活かして、徘徊行動がある人への支援についても検討していきます。

防犯や交通安全についても、障害の特性をふまえた取り組みをすすめていくよう、市民や関係者の理解を得ながら推進していきます。

【推進方向】

1) 防災対策の推進

①防災に対する意識づくりや日常からの対策の推進

障害のある人自身や介護者等が災害に対する理解を深め、災害発生時の対処方法を考えたり、日頃から準備を整えるなど主体的に防災に取り組む意識を高めるよう、啓発や学習機会の充実を図ります。

また、障害のある人などが多く利用する施設について、防火や耐震の点検や対策を行うなど、防災に向けた取り組みを推進します。

②災害時に支援が必要な人を支えるしくみづくり

障害のある人等の災害時要援護者への支援が的確にできるよう、市、民生委員・児

童委員、自治会や校区福祉委員会等の地域組織や地域福祉活動団体、当事者団体、福祉サービス事業者や医療機関、関係機関等が連携した支援のしくみづくりを推進します。

また、支援が必要な人と地域の日常的なつながりづくりをすすめ、災害発生時を想定した訓練や支援体制の検討などを行っていくよう、本人の同意を得て事前に登録し、情報を共有するしくみを構築していきます。

情報の共有においては、プライバシーの保護を前提としての確な管理が行われるよう、支援に関わる人々への研修や、情報管理のしくみづくりなども行います。

③災害情報を伝達するしくみづくり

災害発生などの情報を障害のある人に迅速に伝達できるよう、情報のバリアフリー化をすすめるうえでの重点課題として、多様な手法を使った情報提供や通報のしくみづくりを推進します。

④避難所等の整備と支援の充実

障害のある人が災害時の避難所で必要な支援が的確に得られるよう、避難所のバリアフリー化をすすめるとともに、ボランティア等とも連携してコミュニケーション支援や介護などを行うしくみづくりを推進します。

また、一般の避難所での生活が難しい障害者等を福祉施設等で受け入れたり、地域で避難生活をしている人へのサービス提供などが円滑にできるしくみづくりに、施設協議会や事業者連絡会等と協力して取り組みます。

2) 防犯対策の推進

①障害者を犯罪から守る取り組みの推進

障害のために犯罪被害にあったり、犯罪に巻き込まれる危険性が高い人などの不安を少なくするよう、身近な地域での日常的なつながりづくりを推進します。また、福祉サービス事業者、警察等の関係機関、民生委員・児童委員等による障害のある人の生活の状況の把握をすすめ、必要に応じて支援につなぐよう取り組みます。

また、まんいち加害者となった場合に障害の特性に配慮した適切な対応や支援がなされるよう、警察等の関係機関の障害者に対するいっそうの理解と支援のしくみづくりを推進します。

3) 交通安全対策の推進

①交通安全に対する意識の高揚

障害のある人の交通事故を防止するよう、障害のある人自身の交通安全に関する意識や知識を高めるとともに、市民が障害の特性などについての理解を深めるよう、啓発や学習機会の充実を図ります。

②交通安全に関する施設等の整備の推進

安心して通行できる歩道の確保や、駅等における安全対策など、障害の特性をふまえた交通安全施設や設備の整備を、事業者等と協力して推進します。

4) 徘徊行動のある人への支援の推進

①徘徊行動のある人を協力して探すしくみづくりの検討

徘徊して行方不明になった障害者等を、地域の人々が協力して発見できるよう、あらかじめ登録した協力者等に情報を提供するしくみづくりなどを、関係機関、自治会等の地域組織、当事者団体等と協力しながら検討していきます。

Ⅱ. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

1. 生涯を通じた発達と学習への支援の充実

(1) 継続的な支援のしくみづくり

【基本的な考え方】

障害のある人への、生活の各場面に関わるさまざまな分野に広がる支援を効果的にすすめていくには、一人ひとりのニーズを基本として、関係する機関等が的確に連携していくことが重要です。特に、障害のある子どもや保護者への支援は、成長の段階に応じて保健・医療・福祉、教育、就労などの支援を継続的に行っていくことが不可欠です。

寝屋川市では、早期療育に関わる機関の連携組織として「寝屋川市障害児関係機関協議会」を設置し、分野を超えた連携をすすめてきました。こうした取り組みをさらに発展させ、発達や療育に支援が必要な人に対して、療育や保育、特別支援教育、就労支援、生活支援等に関わる機関等が連携し、必要な情報をプライバシーを守りながら共有して継続的に支援するしくみを構築するよう、「寝屋川市地域自立支援協議会」のもとで取り組んでいきます。

【推進方向】

1) 発達や療育を継続的に支援するしくみの構築

①発達や療育を継続的に支援するしくみの構築

乳幼児期から継続的な療育・教育を行っていくとともに、就労・生活等の支援に的確に結びつけていくよう、「寝屋川市障害児関係機関協議会」の実績をふまえて、さらに幅広い関係機関等が連携してプライバシー保護を前提として必要な情報の共有や引き継ぎを充実し、個別支援計画に基づいて協力して支援していくしくみを構築するよう取り組みます。

②発達障害のある子ども等への支援の推進

広汎性発達障害や学習障害、注意欠陥多動性障害など、これまで制度的な支援が十分なされてこなかった障害や行動上の問題などへの対応についても、発達や療育を継続的に支援するしくみのなかで、府などの専門機関等との連携も図りながら推進して

いきます。

③障害のある子どもの保護者等に対する支援の充実

障害のある子どもの保護者等が専門職等と協力してともに子育てを行っていただけるよう、継続的な支援を推進します。

そのために、子どもに対する療育・教育を充実するとともに、関わりのある機関等での相談支援の充実や障害福祉サービス等の利用の促進、保護者等どうしの当事者活動や社会参加活動を推進するなど、負担の軽減と自己実現に向けた支援をめざしていきます。

(2) 障害児の療育・教育の推進

【基本的な考え方】

障害のある子どもへの支援は、発達に関する課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのため、発達や療育に支援が必要な子どもを継続的に支援するしくみを通じて、母子保健、保育・幼児教育、学校教育に関わる機関等や、地域での子育て支援の取り組みなどの連携を図りながら、一人ひとりの子どもや保護者のニーズに応じた継続的な支援を地域にねざして展開するよう推進していきます。

乳幼児期の子どもについては、あかつき・ひばり園がセンター的機能を担いながら、関係機関や保育所(園)・幼稚園等が連携して、発達に関する支援のニーズを早期に発見するとともに、ニーズに応じた療育や保育を推進していきます。

学校においては、乳幼児期の療育・保育からの継続性を重視しながら、新たに支援の対象となった発達障害児への支援なども含めて、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育や自立に向けた訓練等の実施体制を確立するよう、関係機関等とも連携しながら取り組んでいきます。

また、特別支援学校や高等学校、高等教育機関等とも連携して、的確な就労支援、生活支援につながるよう取り組んでいきます。

【推進方向】

1) 早期療育と障害児保育の充実

①母子保健の充実と発達に支援が必要な子どもの早期発見の推進

母子健康手帳の交付からの継続的な関わりを通じて健やかな出産を支援するとともに、新生児訪問指導、乳幼児健康診査、育児教室、育児相談などで乳幼児の発達と子育てを支援するよう、母子保健事業の充実を図ります。

母子保健事業等を通じて、発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育と保護者への支援につないでいくよう、身近に母子に対応する医療機関、大阪府寝屋川保健所や大阪府中央子ども家庭センター等の専門機関や、保育所(園)や幼稚園、主任児童委員等との連携をいっそう強化しながら取り組みます。

また、発達についての悩みをもつ保護者等が気軽に相談を受けられるよう、母子保健事業や保育所(園)・幼稚園等、あかつき・ひばり療育相談室、障害児等療育支援事業などの連携をさらに強化していきます。

②早期療育の充実

一人ひとりの状況に応じた早期療育を行っていくよう、あかつき・ひばり園がセンター的機能を担いながら、どんぐり教室、各保育所(園)・幼稚園等での取り組みを推進するとともに、大阪府寝屋川保健所、大阪府中央子ども家庭センター等との連携を推進します。

そのために、あかつき・ひばり園等の機能を活かして、医療的な支援が必要な重度の障害や広汎性発達障害がある子どもへの支援など多様化するニーズへの対応や、各保育所(園)・幼稚園等への巡回相談の充実、学齢期の子どもへの継続的な支援などを含め、総合的な発達支援に関するセンターとしての機能を構築するよう、さらなる専門性の向上と事業実施体制の充実に努めます。

③障害児保育の充実

障害児保育は、民間保育所(園)での受け入れの拡充を図り、公立・民間の保育所(園)で、これまでの取り組みを活かしつつ推進します。また、あかつき・ひばり園等との連携をさらに強化し、巡回・保育相談を充実していくとともに、保育士への研修などに努めます。

市立幼稚園でも障害のある子どもの受け入れを推進するよう、教職員への研修などに努めます。

また、これらの取り組みのなかで、発達障害のある子どもへの支援も推進します。

2) 特別支援教育の充実

①特別支援教育実施体制の充実

障害のある子どもの一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進していくよう、各小・中学校の特別支援教育コーディネーターが中心となり、教育委員会に配置している教育相談員等とも連携を図りながら、学校全体で取り組んでいきます。

また、状況に応じた教員や介助員等の配置をすすめるとともに、教職員の理解や能力を高めるよう、研修を充実します。

さらに、医療的な支援や機能訓練等が必要な児童・生徒への対応を図るよう、専門職の確保や専門機関等との連携を推進します。

②就学に関する支援の充実

障害のある子どもが一人ひとりのニーズに応じて適切な教育を受けることができる

よう、特別支援教育に関して子どもや保護者の思いに沿った情報提供や相談を推進します。これらは関係機関が協力して取り組み、就学前から学齢期への継続的な支援につないでいきます。

また、就学中の障害のある子どもへの相談を充実するよう、各学校と専門機関等が連携して推進します。

③教育内容の充実

一人ひとりのニーズに応じて、特別支援学級や通級を含めた通常学級での指導と支援を行うよう、必要に応じて就学前の療育や保育等の状況もふまえながら、個別の教育支援計画の充実を図るとともに、指導内容や指導方法を充実するよう推進します。

また、特別支援教育で対象に加えられた広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある子どもについて、教職員、児童・生徒、保護者などの理解を深めるよう啓発しながら、適切な支援を行うよう取り組みます。

④特別支援学校との連携の強化

小・中学校での特別支援教育の充実を図るために、センター的機能をもつ府立特別支援学校による巡回相談や教職員の研修などでの専門的な支援を得るよう、大阪府特別支援教育連携協議会での取り組み等を通じて連携を強化します。

また、特別支援学校における教育の充実を要望していくとともに、通学している児童・生徒への継続的な支援を行っていくための情報の共有や、居住地域の子どもたちと交流できる場づくりなどに、協力して取り組みます。

⑤学校施設のバリアフリー化の推進

障害のある子どもが支障なく学校生活をおくるとともに、学校を訪れる保護者や地域住民等がだれでも利用しやすいよう、学校教育施設のバリアフリー化を推進します。

⑥放課後等の活動の場の充実

保護者が就労している障害のある子どもの放課後等の生活の場として、留守家庭児童会や日中一時支援事業の利用などを図ります。

また、特別支援学校に通っている子どもなども含め、障害のある子どもがさまざまな人々とともに活動することを通じて地域のなかで生活する力を高めていくよう、地域での活動の場づくりを推進します。そのために、子どもの健全育成をすすめる社会教育や地域福祉活動などを推進し、障害のある子どもも参加できるよう、関係機関や

各種団体、自治会等の地域組織等と協力して取り組みます。

⑦学齢期の機能訓練等の充実

学齢期の子どもが、必要に応じて継続して就学前からの機能訓練や言語訓練等が受けられるよう、教育委員会、あかつき・ひばり園、大阪府寝屋川保健所等の専門機関が協力して推進します。

また、あかつき・ひばり園が、早期療育のセンター的機能を活かして学齢期も継続して療育支援を行っていく方策について、検討していきます。

⑧高等学校期の特別支援教育の充実

府立の特別支援学校高等部や高等学校における特別支援教育の充実を図るよう、府や関係機関に要望していきます。

また、発達や療育を継続的に支援するしくみのなかで、的確な就労支援や生活支援につないでいくよう、連携して取り組んでいきます。

3) 高等教育の推進

①大学等への進学への推進

障害のある人の大学、短期大学等への進学を推進するよう、関係機関等への要望などを検討していきます。

(3) 生涯学習の推進

【基本的な考え方】

生活の質を高めていくよう、さまざまな学習、スポーツ、文化、レクリエーション等の生涯学習に関する主体的な活動が広がっています。これらの活動は個人の生きがいや健康づくりに役立つとともに、活動を通じた交流が多様な人々の相互理解や地域でのつながりづくりにも活かされています。

一方、障害のある人は移動やコミュニケーションに制約があったり、社会参加の経験が少ないなどのために生涯学習活動に参加しにくい場合もあることから、生活の質を高めていくための方策のひとつとして参加を促進するよう、支援や条件整備をすすめていきます。

また、生涯学習活動を通じて自らの生活上の諸課題を解決していく力を高めていくよう、障害のある人の生活課題に焦点をあてた学習機会や、障害に応じて参加できるスポーツ、文化・レクリエーション活動なども推進していきます。

【推進方向】

1) 生涯学習・スポーツ等の推進

①生涯学習・スポーツ事業やサークル活動への参加の推進

障害のある人が生涯学習・生涯スポーツに参加し、生活の質を高めるとともに、多様な市民との交流を深めていくよう、生涯学習・生涯スポーツ事業に関する情報提供の充実、社会教育・社会体育施設のバリアフリー化やプログラムでの配慮、コミュニケーションに関する支援など、参加しやすい環境づくりを推進します。

また、生涯学習・スポーツや文化・レクリエーションなど行うサークル・団体の活動への参加をすすめていくよう、サークルや団体の理解と参加への支援を推進します。

②障害者向けの学習・スポーツ・文化・レクリエーション活動等の推進

障害のある人が生活に関する諸課題について学習することを通じて、自ら問題を解決する力を身につけたり、ともに取り組む仲間づくりをすすめていくよう、障害者の生活課題等に焦点を当てた学習の機会を増やすとともに、主体的に参加する意識づくりや参加のための支援、指導者の育成などを推進します。

また、障害の特性に応じたスポーツを普及していくよう、障害者スポーツ指導員等

の協力を得ながら、教室やサークル活動を推進するとともに、障害者スポーツ指導員の養成などにも取り組みます。

文化・レクリエーション活動についても、指導者やサークル・団体等の協力を得て推進します。

③障害者に配慮した図書館サービスの推進

視覚に障害がある人への図書館サービスを充実するよう、ボランティアの協力も得ながら点字・テープ・デイジー図書や大活字本の蔵書の充実を図ります。

また、障害のある子どもへの読書啓発など、だれもが図書に親しめるよう呼びかける取り組みをすすめるとともに、図書を利用しやすくする方策を検討します。

(4) 自立生活に向けた支援の推進

【基本的な考え方】

障害のある人が地域で自立した生活をおくっていくためには、一人ひとりのニーズに応じた支援を行っていくこととあわせて、障害のある人自身が自立生活に向けて意欲をもち、必要な知識や技能を身につけていくことも重要です。

特別支援教育や生涯学習での取り組みなどとも連動しながら、家族からの独立や施設・医療機関からの移行への支援などにも対応した訓練や体験の場を提供するよう推進していきます。

【推進方向】

1) 自立生活に向けた支援の推進

①生活訓練事業等の推進

福祉施設や医療機関から地域での生活に移行したり、家族から自立して生活することを希望する人が、必要な知識や技能などを身につけるための支援を行う自立訓練（生活訓練）事業を推進するよう、事業者の確保を図ります。

また、長期にわたって社会的入院をしている精神障害者の退院を促進し、地域で自立して生活できるよう支援するために、大阪府寝屋川保健所等の関係機関と連携して取り組みます。

②地域生活への移行をすすめるための交流や体験の場づくり

福祉施設や医療機関で生活している人の地域生活への移行を推進するうえで、地域移行を経験した人などとの交流の場づくりをすすめます。

また、実際に生活を体験して知識や技能を身につけたり自信をつけることができる施設を整備するよう、検討します。

2. 就労や社会的活動への参加の推進

(1) 一般就労の推進

【基本的な考え方】

就労は経済的な安定を得るとともに、社会と関わり生きがいをもって生活するという面でも大きな意義をもつものであり、障害のある人もできる限り障害のない人とともににはたらくことができるようにしていくことは、ノーマライゼーションの社会づくりの基本となるものです。

障害のある人の就労を効果的に推進するには、雇用や取引を行う企業等の理解をすすめつつ、障害のある人自身が就労に対する意欲を高め、各々にあった目標をもって必要な知識や技能を身につけるための学習や訓練等を行いながら、就労を希望する人と企業等のつながりや環境づくりの支援、さらに、職場に定着するための支援などを系統的にすすめていく必要があります。

そのために、発達や療育に支援が必要な子どもを継続的に支援するしくみとも連動させ、特別支援教育等との連続性に配慮しながら、障害者就業・生活支援センターと市立すばる・北斗福祉作業所がセンター的機能を担いつつ、就労支援に関する関係機関や企業等のネットワークによる支援を推進していきます。

【推進方向】

1) 就労に関する相談支援の充実

①就労支援ネットワークの充実

障害者就業・生活支援センターと市立すばる・北斗福祉作業所を中心として、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携して就労と生活に関する支援を行うよう、地域自立支援協議会のもとで就労支援のネットワークづくりを推進します。

また、中途障害者のニーズへの対応なども含め、障害種別等に応じたきめ細かな就労支援を行っていくために、障害者就業・生活支援センターと関係機関の連携の場づくりを推進するとともに、在宅の人や福祉的就労をしている人の一般就労への移行などを支援するよう取り組みます。

②就労に関する相談の充実

障害のある人の就労に関する相談を充実するよう、就労支援に関する各機関が協力して相談に対応していくとともに、障害者就業・生活支援センターが統括窓口として支援していきます。

また、ハローワークの職業相談や職業紹介の利用をいっそう推進するよう、就労支援ネットワークなどを通じた連携を強化していきます。

③就労を支援する人材の養成

障害のある人の職場への適応をすすめるために雇用管理・職務内容への助言や作業・コミュニケーションに関する支援などを行うジョブコーチの活用を推進するよう、障害者職業センターと連携を図るとともに、就労支援を行う事業所や企業等での養成を推進するよう呼びかけていきます。

2) 就労のための訓練等の充実

①就労移行支援事業の推進

一般就労に向けた知識・技術の習得や就労支援、職場定着支援等を行う就労移行支援事業を推進するよう、事業者の確保を図ります。

市立すばる・北斗福祉作業所は、就労支援のセンター的機能を発揮し、各事業所と連携して専門的な支援を行っていくよう、指定管理者と協力しながら推進します。

また、就労移行支援事業を行う事業所と、就業・生活支援センターやハローワーク等の就労支援を行う機関等の連携を強化し、効果的な支援ができるよう推進します。

②職業訓練等を行う専門機関の利用の促進

職業評価、職業準備訓練、職場適応支援などを行う障害者職業センター等の専門機関の利用を促進するよう、情報提供や利用のための支援を推進します。

③特別支援学校等での就労支援の推進

生徒の自己選択や自己決定ができる力を高め、一人ひとりのニーズにあった就労ができるよう支援する教育をいっそうすすめるよう、府に要望していきます。

また、特別支援学校等と就労支援機関の連携を強化し、進路指導における就労支援を充実していきます。

④実習の場などの確保の推進

就労を希望する人が仕事への理解を深めると同時に、障害者雇用への企業等の理解をすすめる機会として、障害者就職準備訓練事業や障害者トライアル雇用事業などの制度を活用した職場実習を推進するよう民間企業等に呼びかけるとともに、実習がスムーズに行えるよう支援を充実します。

また、市での実習の受け入れを推進するよう取り組んでいきます。

3) 就労の場の確保

①障害者雇用に対する理解の推進

民間企業等での障害者雇用を推進するよう、障害の特性や就労の実情、雇用に対する支援制度などへの理解を深めるための啓発を、ハローワーク等の就労支援機関、商工会議所等の事業者団体等と協力して推進します。

そのために、情報提供や啓発のためのイベント等の開催などを行うとともに、ハローワーク等と協力して雇用率未達成企業等へのはたらきかけを行っていきます。

②障害者雇用に関する支援制度の利用の促進

障害のある人が円滑に職場に適応できるよう支援するジョブコーチの利用を促進するよう、障害者職業センター等と連携して推進します。

また、障害者雇用を行う企業に対する助成などの支援制度が効果的に活用されるよう、情報提供や相談を充実するとともに、利用を支援する方策などについても検討します。

③市での障害者雇用の推進

障害のある人の雇用に率先して取り組んでいくよう、知的障害者や精神障害者等の就労機会の確保も考慮して、各部局で障害のある人に適した仕事の創出を検討し、働きやすい職場環境の整備に努めていきます。

また、企業等での障害者雇用を促進する観点から、入札制度における取り組み等についても検討していきます。

④在宅就労等の推進

重度の障害がある人などの就労形態のひとつとして、在宅での就労を推進するよう、職業能力を身につけるための支援をすすめるとともに、仕事の発注等を推進します。

4) 就労への定着のための支援の推進

①継続的な支援の推進

職場や仕事にまつわる生活面の悩みなどで離職することを防ぐよう、障害者就業・生活支援センターと関係機関等が協力し、就労後も継続して相談にのったり、交流の場をつくるなどの支援を行っていくよう推進します。

(2) 福祉的就労や日中活動の推進

【基本的な考え方】

企業等での一般就労が難しい人が社会とつながりをもっていきいきと暮らしていくための場として、福祉的就労や日中活動の場は重要な役割を担っています。

寝屋川市では市立すばる・北斗福祉作業所がセンター的機能を発揮し、各施設や作業所等が連携して重い障害があっても希望する活動に参加できるよう取り組んできました。こうした取り組みをふまえ、障害者自立支援法に基づく新体系の事業を障害のある人の多様なニーズをふまえて推進していくよう、福祉サービス事業者等と協力して取り組んでいきます。

あわせて、企業等による福祉的就労を支援する事業など、多様な場づくりをすすめていくよう推進していきます。

【推進方向】

1) 福祉的就労の推進

①福祉的就労の場の確保

一般就労が困難な人などが福祉的な支援を受けながら働く場として、就労継続支援事業（A型・B型）や生産的活動を行う生活介護事業などを推進するよう、事業所の確保を図ります。そのために、小規模通所授産施設を含め、通所施設を運営する事業者が新体系の事業にスムーズに移行できるよう、国・府の支援制度等も活用しながら支援していきます。

雇用契約を結んで利用する就労継続支援事業（A型）は、企業のノウハウを活かした設置・運営などもすすめていくよう、商工会議所等の協力も得ながら取り組んでいきます。

市立すばる・北斗福祉作業所は、福祉的就労においてもセンター的機能を発揮し、重度の障害がある人なども含めた多様なニーズへの対応を図っていくよう、指定管理者と協力しながら支援内容や体制の充実を図っていきます。あわせて、こうしたニーズに対応する制度を充実するよう、国・府へのはたらきかけを行っていきます。

②福祉的就労への支援の充実

就労継続支援事業等での授産事業の振興を図るよう、製品や作業の発注を市が積極

的に行うとともに、企業等への呼びかけも推進します。

また、福祉サービス事業者の経営面での能力を高めていくよう、情報や研修機会の提供などの支援に努めます。

2) 日中活動の推進

①生活介護事業等の推進

医療的支援が必要な人なども含め、重度の障害のある人などが介護を受けながら創作活動や生産的活動ができる日中活動の場として、生活介護事業などを推進するよう、事業所の確保を図ります。そのために、小規模通所授産施設を含め、通所施設を運営する事業者が新体系の事業にスムーズに移行できるよう推進します。

3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進

(1) 保健・医療・リハビリテーションの推進

【基本的な考え方】

寝屋川市はまちの将来像に「ふれあいいきいき元気都市」を掲げ、すべての人々に生きる元気を育み広げていくまちづくりをめざしています。そのなかでも、地域で自立した生活を送っていくうえでの基本となるものは健康な身体とこころであり、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう支援を行っています。

障害のある人は、障害のために負担がかかったり健康管理が難しく、新たな二次障害が引き起こされる場合があるなど、健康の保持・増進に特別な配慮が必要です。また、健康診査や医療機関の診療なども受けにくい場合もあります。そうした点をふまえて、障害のある人自身が理解や意識を高めながら、主体的に身体とこころの健康づくりに取り組むよう支援していきます。

また、日常の医療を地域の医療機関で安心して受けることができるよう推進するとともに、障害や難病等に関する専門的な医療、リハビリテーション医療や機能訓練等が的確に受けられるよう、専門機関等の協力を得ながら推進していきます。

あわせて、市民の健康を高め、疾病や障害を予防していくよう、一人ひとりの主体的な取り組みによる身体とこころの健康づくりを推進していきます。

【推進方向】

1) 健康の保持・増進への支援

①主体的に健康づくりに取り組む意識の高揚

障害のある人が主体的に健康づくりに取り組んでいくうえで、自らの健康に対する意識や健康づくりをすすめるための知識などを身につけるよう、情報提供や健康教育の充実を図ります。

また「健康づくりプログラム」を活用し、一人ひとりが目標をもって健康づくりに取り組めるよう推進します。

②健康診査、健康相談等の充実

二次障害等の発生や障害の進行の予防なども含め、障害の特性をふまえた健康管理を促進するよう、健康診査の受診や健康相談の利用を促進します。

そのために、障害のある人が利用しやすい受診機会を増やしていくとともに、健康診査の結果をふまえ、一人ひとりの状況にあった保健指導を行っていくよう推進します。

③健康づくりのための運動の推進

健康づくりのための運動を推進するよう、健康教室等を通じて、健康状態や障害に応じて気軽にできる運動を普及します。

また、生涯スポーツ事業等に障害のある人が参加しやすいよう配慮するとともに、障害者スポーツの普及を推進します。

④こころの健康づくりの推進

障害についての周囲の理解不足や将来への不安など、障害があることによる精神的なストレス等を軽減していくよう、さまざまな場面での相談機能を充実し、必要な支援につながるよう取り組みます。

また、こころの病気について正しく理解できる機会をつくるとともに、健康的な睡眠、運動、食習慣やレクリエーションへの参加などを推進します。

2) 障害のある人への医療の充実

①地域医療での障害者への対応の充実

障害のある人が地域の医療機関等をいっそう安心して受診できるよう、医師会・歯科医師会等と連携し、医師等の障害についての理解や施設のバリアフリー化をすすめるよう取り組みます。

また、福祉施設や医療機関で生活している人ができるだけ地域で暮らせるよう支援していくうえで、必要となる医療面での支援を福祉サービス事業者等と連携しながら行っていくよう、訪問診療や訪問看護の充実なども含めた取り組みを、医師会等と協力して推進します。

②障害者に配慮した医療サービスの推進

障害があるため一般の医療機関の受診が難しい人への医療サービスとして、あかつ

き・ひばり園歯科診療所や保健福祉センター診療所での障害者歯科診療を継続するとともに、障害者に配慮した医療サービスを推進していくよう、医師会、歯科医師会等の協力を得ながら検討します。

③自立支援医療や難病に対する医療の推進

障害を軽減・除去するための自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や、難病のある人への医療の充実を図るよう、専門医療機関等と協力して推進します。

3）リハビリテーション医療や機能訓練の充実

①リハビリテーション医療の充実

急性期、回復期、維持期のそれぞれの段階のリハビリテーション医療を的確に提供するように、医療機関や福祉サービス事業者等と協力して推進します。

②機能訓練の充実

自立訓練（機能訓練）事業や地域活動支援センターでの機能訓練を推進するよう、事業所の確保を図ります。

また、健康増進法に基づく機能訓練や介護保険による通所・訪問リハビリテーションなど、ライフステージに応じた訓練が受けられるよう、連携して推進します。

4）障害の原因となる疾病等の予防の推進

①健康づくり意識の高揚

市民一人ひとりが自らの健康についての意識を高め、主体的に健康づくりに取り組むよう、各種保健事業等を通じて取り組みます。

②健康診査の受診の促進

障害の原因となる疾病やそのリスクを早期に発見するよう、健康診査の受診を促進します。そのために、健康診査の充実を図るとともに、職域保健を推進する企業等にはたらきかけます。

また、健康診査の結果を適切な保健指導に結びつけるよう推進します。

③身体とこころの健康づくりの推進

健康診査の結果等をふまえて、一人ひとりの状況に応じた身体とこころの健康づくりに取り組んでいけるよう、「健康づくりプログラム」を推進するとともに、各種事業等を活用しながら食生活の改善や適切な運動、休養などに取り組めるよう支援します。

また、思春期におけるこころの健康づくりを推進するよう、学校等とも協力して取り組んでいきます。

Ⅲ. 自分らしい生活を支えるサービスづくり

1. 情報提供と相談支援の充実

(1) 情報提供と相談支援の充実

【基本的な考え方】

障害のある人のニーズを必要な支援に的確につなぐ役割を担う情報提供と相談支援は、障害者支援の「要」と位置づけられます。

支援を必要とする人が自らのニーズに気づき、必要な支援を選択して利用できるような情報を的確に提供するとともに、潜在化したニーズも発見しながら、ニーズと必要な支援を的確にコーディネートする相談支援を充実していくよう、障害のある人どうしのピアカウンセリング等も含めて相談支援体制の充実を図ります。また、地域自立生活支援を推進するしくみとして関係機関で設置した地域自立支援協議会のもとで相談機関のネットワークを強化しながら、より効果的な展開が図れるしくみづくりを推進します。

そのなかで、ニーズに応じて的確な支援を行っていくためのケアマネジメントを充実するよう、施設・医療機関から地域生活に移行する人や自分で計画的なサービス利用が難しい人などを対象にしたサービス利用計画をはじめとした個別支援計画づくりを、子どもの発達や療育を継続的に支援するしくみとも連動を図りながら推進します。

さらに、効果的なケアマネジメントを行っていく前提として、障害程度区分認定やサービスの支給決定が的確に行われるよう推進していきます。

【推進方向】

1) 情報提供の充実

①情報提供の推進

障害のある人の生活に関するさまざまな情報を、広報ねやがわ、市ホームページ、各種パンフレット等を活用して広く周知します。また、メールやFAXを活用した直接的な情報提供等の実施についても研究、推進します。

これらの推進においては、障害のある人のニーズやアイディアを活かしていくよう、障害者団体等と協力して推進します。

②きめ細かな情報提供の体制づくり

障害の状況などに応じたきめ細かな情報提供を行っていくよう、当事者団体、福祉サービス事業者、医療機関、教育機関等と協力し、体制づくりを推進します。

また、そうした媒体や経路からも情報を得にくい人などに、民生委員・児童委員や福祉委員などの協力を得て、個別に情報を伝えていくよう取り組みます。

③福祉制度等に関する学習の推進

変化が激しい福祉制度等への理解を深めるよう、当事者や介護者、事業者等を対象にした学習機会を提供するよう推進します。

2) 多様な相談支援の場づくり

①総合的な相談支援を行う窓口の充実

障害のある人の生活全般に関する問題や子どもの発達に関する不安など、さまざまな相談を常時受け付け、適切な機関や支援につなぐ市民にわかりやすい相談窓口をめざして、福祉事務所の相談機能を強化します。

また、福祉事務所と連携しながら、ケアマネジメントによるきめ細かな相談支援を行っていくために、相談支援事業所等と連携して相談支援の中核となる窓口を設置するよう推進します。

あわせて、IT技術の活用なども含めて身近なところで手続き等ができるしくみづくりなども検討していきます。

②相談支援事業の充実

社会資源の活用や利用者の社会生活力の向上などを図りつつ、総合的な相談支援を行う相談支援事業を充実していくよう、相談支援事業所等と連携して相談支援体制の強化を推進します。

③地域に密着した相談支援の推進

身近なところで気軽に相談できるよう、まちかど福祉相談所などの地域に密着した相談窓口との連携を強化するとともに、福祉サービス事業者、医療機関、薬局などと協力し、身近な相談に対応しながら、必要に応じて適切な機関につなぐよう取り組みます。

また、障害者相談員、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等が気軽に相

談にのり、必要に応じて適切な機関につないでいくよう、情報提供や連携の場づくりを推進します。

④ピアカウンセリングの充実

障害者相談員も含め、当事者の立場で相談支援を行うピアカウンセリングを推進するよう、当事者団体等と連携を図りつつ、相談支援事業所等での取り組みを推進します。

また、ピアカウンセラーの養成や専門性の向上に向けた取り組みをすすめていくよう、関係機関等と協力して推進します。

3) 相談支援ネットワークの充実

①地域自立支援協議会の充実

相談支援事業を効果的に実施するとともに、関係機関のネットワークを強化し、障害のある人の地域自立生活支援を推進していくしくみとして、「寝屋川市地域自立支援協議会」の充実を図ります。

そのため、課題ごとに具体的な検討を行う部会やワーキング、個別ケースケア会議等の取り組みを強化し、全体会を通じて課題の共有や施策への反映、地域資源の開発などを推進していきます。

②相談支援ネットワークの充実

地域自立支援協議会のもとで、各々の相談支援機関等がそれぞれの専門性や特色を活かしながら連携し、効果的に支援を行っていくよう、福祉事務所、相談支援の中核となる窓口、相談支援事業所、専門相談機関や医療機関等による相談支援ネットワークを充実します。

そのなかで、介護保険事業を利用する障害者を支援するうえでの地域包括支援センター等との連携や、地域福祉活動等のインフォーマルな支援と連携するうえでの地域福祉推進機関との連携など、幅広い支援を行っていくためのネットワークづくりを推進します。

③複雑な問題に対応するしくみづくりの推進

障害のある人に関わる地域でのトラブルなども含めて、複雑で困難な問題の解決をすすめていくしくみとして、地域福祉計画に位置づけている「(仮称)セーフティネッ

ト委員会」を設置していくよう、関係部局や機関・団体等と協力して推進します。

④広域的なサービス利用をすすめるしくみづくり

専門性の高い福祉サービス等は広域的な観点で整備し、活用していくことが不可欠であることから、市外のサービス等も効果的に活用できるよう、府や周辺自治体等といっそう連携できるしくみづくりを呼びかけていきます。

4) ケアマネジメントの充実

①個別支援計画の推進

一人ひとりのニーズや意思をふまえた「自分らしい暮らし」を支援していくために、障害のある人本人の参加による個別支援計画の充実を図るよう推進します。そのために、サービス提供責任者等への情報提供や研修などを行っていきます。

また、個別支援計画において、公的なサービスとともに市民等が取り組んでいる地域福祉活動も効果的に活用した支援ができるよう、社会福祉協議会や関係機関・団体等と協力して推進します。

②サービス利用計画等の推進

特に計画的な支援が必要な人に対するサービス利用計画を必要な人が的確に利用できるよう、利用の促進を図ります。

また、公的な関わりなどが必要なケースなどは、福祉事務所が中心となり、相談支援事業所等と連携しながらケアマネジメントを行っていくよう推進します。

③個別ケースに関するケア会議等の充実

複数の機関が関わって支援しているケースなどで、的確な連携ができるよう調整する個別ケースケア会議を的確に行っていくよう、相談支援機関や福祉サービス事業者等が協力した取り組みを推進します。

また、そのなかで、福祉施設や医療機関から地域での生活に移行する人などに、相談支援機関やサービス提供事業所、医療機関等がチームを組んで支援するしくみづくりを推進します。

5) 的確なサービス支給決定の推進

①的確な障害程度区分認定の推進

障害福祉サービス等を利用するうえでの基礎となる障害程度区分の認定が的確に行われるよう、認定調査を行う調査員の研修等を充実します。

また、審査会において的確な判断がなされるよう推進します。

②支給決定ガイドラインの充実

障害の程度や介護ニーズ等に応じて、公平に適切なサービスが利用できるよう、地域自立支援協議会等で検討しながら、サービス支給決定ガイドラインの適切な運用を図るよう推進します。

2. 生活を支援するサービスの充実

(1) 地域での生活や介護を支援するサービスの充実

【基本的な考え方】

障害者自立支援法が施行され、障害のある人の生活や介護を支援する福祉サービスは、新たな体系で身体障害、知的障害、精神障害を一元化して提供されることになりました。

新たな制度のもとで、障害の種類や程度などによっても異なる多様なニーズに的確に対応し、余暇時間の有効活用なども含めた質の高い自立生活を支援していくよう、自立支援給付や市が実施する地域生活支援事業等を推進していきます。

福祉サービスについては、サービスを提供する人材の確保が大きな課題になっています。根本的な解決のために制度の見直しを求めていくとともに、福祉サービス事業者等とも協力し、質の高いサービスを提供していくためのサービス提供体制を確立していきます。

また、公的なサービスと連携してきめ細かく支援する地域福祉活動を推進するよう支援し、両者を組み合わせた効果的な支援が行えるよう推進します。

これらのサービス提供においては、介護者等が安心し、ゆとりをもって障害のある人の自立を支援できるよう、介護者等に対する支援も充実していきます。

【推進方向】

1) 生活や介護を支援するサービス等の充実

①ホームヘルプ・ガイドヘルプの充実

自宅での身体介護・家事援助等や外出時の移動支援などを行うサービスを自立支援の観点にたった個別支援計画に基づいて的確に行うよう、必要なサービス提供体制の確保とサービスの質の向上に向けた取り組みを、事業者連絡会等と協力して推進します。

②通所型サービスの充実

就労や日中活動の支援を行う通所型のサービスを提供するよう、事業所の確保やサ

サービスの質の向上に向けた取り組みを、施設協議会等と協力して推進します。そのために、通所施設を運営する事業者が新体系の事業にスムーズに移行できるよう推進します。

③短期入所の充実

障害種別ごとの特性に応じたサービスを提供していくよう、事業所の確保を図ります。そのために、短期入所を実施している事業所でのさらなるサービスの充実を推進するとともに、入所・通所型の施設等での実施などによる新たな事業所の確保も推進していきます。また、市外の事業所等がスムーズに利用できるよう、府や周辺自治体等といった連携できるしくみづくりに取り組みます。

あわせて、日中一時支援事業を充実するよう、事業所の確保を図ります。

④各種事業の充実

補装具や日常生活用具等を適切に利用できるよう、情報提供を推進していくとともに、技術革新等をふまえたサービス内容の充実を推進します。

また、訪問入浴サービスや配食サービスなど、生活を支援するサービスを推進します。

なお、生活を支援するサービス等については、三障害が一元化された障害者自立支援法の考え方をふまえて、障害種別ではなくニーズによって対象者を定めるよう検討します。

⑤障害福祉サービス等を提供する人材の確保

障害福祉サービス等を提供する人材を着実に確保するよう、関係機関等と連携しながらヘルパー養成講座を実施するとともに、有資格者の就業を呼びかけるなどの取り組みを推進します。

また、サービス提供に従事する人が適切な待遇を受けられるよう、給付費等の充実を国に求めています。

⑥地域福祉活動等との連携の強化

障害福祉サービス等の制度に基づくサービスだけでは対応しにくいきめ細かな支援を行っていくために、ボランティアやNPO、自治会等の地域組織等で取り組まれている地域福祉活動を推進するとともに、公的なサービスと効果的な連携が図れるよう、個別支援計画等で調整できるしくみづくりを推進します。

⑦難病や発達障害、高次脳機能障害がある人等への支援の推進

障害福祉サービス等の対象になりにくく、支援の方策が確立されていない難病がある人や、発達障害、高次脳機能障害等がある人への支援を推進するよう、制度の確立を国・府に要望していきます。また、市でも専門機関等と協力しながら、個々のニーズに応じた支援に取り組んでいくよう推進します。

2) 家族介護者等への支援の充実

①障害福祉サービス等の利用の促進

障害のある人の介護や障害のある子どもの育児をしている家族の方などの負担を、障害福祉サービス等を適切に利用することで軽減していくよう、各種支援制度に関する情報や学習機会の提供、気軽に相談できる場づくりなどを推進します。また、家族等の休息を支援することに配慮したサービス（レスパイトサービス）の充実を図ります。

②介護者の健康管理への支援の推進

介護による身体的、精神的な負担による健康状態の低下を予防するよう、健康診査等の保健サービスを利用するよう呼びかけをすすめます。また、介護者のニーズをふまえた健康教室等を行っていくよう、当事者団体等と協力して推進します。

③介護者の交流や学習活動への支援の推進

介護をしている人どうしが悩みを話したり、情報交換や共同学習、支えあいなどの活動を行うことで負担の軽減を図るよう、介護者等による当事者活動を推進します。

3) 余暇活動への支援の充実

①余暇活動の場の確保

余暇時間を有効に過ごし生活の質を高めていく観点から、生涯学習、生涯スポーツ、レクリエーション等に障害のある人が参加しやすくするよう、条件整備を推進します。

②余暇活動への参加に対する支援

市民の余暇活動として行われているさまざまな場面に障害のある人が参加できるよ

う、障害に対する理解や障害に配慮した参加の条件づくりなどを推進します。

また、余暇活動に参加するための移動やコミュニケーションに関する支援についても、適切に行っていくよう推進します。

(2) 居住の場の確保の推進

【基本的な考え方】

地域で自立して生活していくうえでは、生活の基盤となる安全で快適な居住の場を確保することが不可欠です。

障害に応じた住宅改造を支援するとともに、家族からの独立や施設・医療機関からの移行なども含めた新たな住宅を確保するうえでの入居の支援、グループホーム・ケアホームの整備などを、ニーズをふまえて推進していきます。

あわせて、施設での支援が必要な人の生活の場であると同時に、自立生活に向けた訓練や、緊急対応や介護者の休息等のための短期入所への対応など、地域での生活をサポートする機能をもつ居住型の施設を確保していくよう、府や周辺自治体とも協力して検討していきます。

【推進方向】

1) 地域自立生活のための居住の場の確保

①公営住宅や民間賃貸住宅の利用の推進

福祉施設や医療機関で生活している人の地域生活への移行も含め、地域で自立生活をおくるための住宅の確保を支援するよう、公営住宅の活用を促進するとともに、民間賃貸住宅への入居に対する理解を深めるための、事業者等への啓発やはたらきかけを推進します。

②グループホーム・ケアホームの充実

グループホームやケアホームの整備をすすめるよう、福祉サービス事業者等と協力して推進するとともに、整備や運営に関する助成などを、国・府に要望します。

また、世話人の確保や公営住宅の活用等にも取り組みます。

③地域での居住をすすめるための支援の推進

障害のある人が地域で生活していくことへの理解を深めるよう、社会福祉協議会や校区福祉委員会、自治会等の地域組織、当事者団体等と協力して取り組みます。

また、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等を活用した支援を推進します。グループホームやケアホームで生活している人と地域との交流についても、福祉サ

ービス事業者や自治会等の地域組織等と協力して推進します。

④住宅のバリアフリー化の推進

障害に応じた改造等を行うことで安全かつ快適に自立した生活ができるよう、住宅改造を支援します。そのために、改造費に対する助成を行うとともに、専門家や経験者等による助言などを推進します。

2) 施設入所支援の充実

①施設入所支援の充実

施設での支援が必要な人の生活の場を確保するとともに、施設での生活の質を高めていくよう、福祉サービス事業者等と協力して推進します。

入所型の施設については、より地域に開かれた施設として、地域で生活する人を支援するうえで必要な短期入所や専門的な介護などのサービスを提供する拠点となることが期待されています。こうした機能をもつ施設を整備していくよう、府や周辺自治体等と連携しながら検討していきます。

(3) 経済的安定のための支援

【基本的な考え方】

地域で自立して生活していくためには一定の経済的な安定は不可欠です。重度の障害がある人などには障害基礎年金等が支給されていますが、障害者自立支援法による利用者負担の増大などもあり、今後の生活に不安をもつ人も少なくないのが実状です。

自立生活をするうえでの基盤として障害基礎年金等の充実を求めていくとともに、障害福祉サービス等による支援を受けながら生活している人などの経済的な負担を軽減するよう、取り組んでいきます。

【推進方向】

1) 年金・手当等の充実

①年金・手当等の充実

地域で自立した生活を推進していく観点から、経済的な基盤を支えるよう障害基礎年金や各種手当等の充実を国などに要望していきます。

2) 経済的負担の軽減

①経済的負担を軽減するための支援

障害があることによる経済的な負担を軽減するよう、適切な支援を行っていきます。

そのために、障害福祉サービス等の利用料について適正な負担となるよう、国などに要望していきます。

また、社会参加を促進するよう実施している各種料金等の減免について、精神障害者保健福祉手帳を所持している人などにも適用していくよう、国や事業者等へのはたらきかけなどを行っていきます。

3. 権利擁護に対する支援の充実

(1) 権利擁護に対する支援の充実

【基本的な考え方】

国連で「障害者の権利条約」が採択されたことをはじめ、障害のある人の権利擁護のための取り組みをいっそう推進していくことが求められています。また、だれもが“自分らしく”暮らしていけるよう、市民がお互いに尊重しあいながら生活できるまちをつくっていくことが、この計画の大きな目標です。しかし、現実には、障害のある人など弱い立場にある人の権利が侵害されている場面は少なくありません。

生活のさまざまな場面における権利侵害をなくしていくよう、身近に相談できる場づくりをすすめていくとともに、具体的な解決に向けた支援を行っていくよう、福祉サービスをはじめとする苦情の解決や、判断能力が不十分な人などへの後見的支援、虐待防止に向けた取り組みを推進していきます。

また、障害のある人の問題に限らず、さまざまな権利擁護に関する取り組みを市民の理解と共感を得ながら推進していくよう、寝屋川市全体でのしくみづくりをすすめていきます。

【推進方向】

1) 権利擁護をすすめる体制づくり

①権利擁護を推進するしくみづくり

権利擁護のしくみづくりを推進していくために関係機関等が協議を行っていく場を、地域自立支援協議会の部会・ワーキングなどとして設置するよう検討します。

②ノーマライゼーションのまちづくりに関する都市宣言等の検討

障害のある人の権利擁護をすすめていく意識を市民みんなで共有するよう、ノーマライゼーションのまちづくりに関する都市宣言等について検討します。そのなかで、障害のあるなしにかかわらず多様な市民が参加し、協議を通じてお互いの理解を深めるよう取り組みます。

2) 権利擁護に関する相談・支援の推進

①相談機関等における支援の充実

権利侵害の解決や、生活のさまざまな場面での権利擁護に関する相談や支援をすすめるよう、各相談支援機関等での対応を推進します。そのために、相談支援員等に対する研修等を行うとともに、相談支援ネットワーク等を通じて情報交換や事例検討を行うなど、専門性を高めるよう取り組みます。

また、大阪後見支援センター等の専門機関の利用を促進するよう、情報提供の充実を図ります。

②障害福祉サービス等に関する苦情解決の推進

障害福祉サービス等に関する苦情解決への取り組みを充実するよう、事業者連絡会や施設協議会等と連携して推進します。

また、市が実施しているオンブズパーソン（苦情調整委員）制度の利用を促進するよう、制度の周知等をすすめます。

③権利擁護センターの検討

権利擁護に関する市民の理解を深めながら具体的な支援をすすめていく拠点として地域福祉計画に位置づけている「(仮称)権利擁護センター」を、関係機関等と連携しながら整備していくよう検討します。

3) 後見的支援の充実

①成年後見制度に関する相談や利用支援の充実

判断能力が十分でない人などが成年後見制度を的確に利用できるよう、情報提供を推進します。また、各相談支援機関等での相談や申立等に関する支援を充実するとともに、申立や利用にかかる費用の助成等を行う成年後見制度利用支援事業等を有効に活用するなど、利用に対する支援を充実します。

②成年後見人等の確保の推進

成年後見制度を的確に利用できるようにしていくために、第三者後見人等を確保するよう、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体との連携を図ります。

また、市民が専門職等と連携しながら身上監護等の日常的な支援を行っていただけるよ

う、市民後見人等の養成について検討するとともに、法人後見の推進についても関係機関等と連携して検討していきます。

③日常生活自立支援事業の推進

日常的な金銭管理や障害福祉サービスの利用支援等を行う日常生活自立支援事業を推進するよう、事業を実施する社会福祉協議会等と連携して、専門員や生活支援員等の体制の強化などに取り組みます。

4) 虐待防止の取り組みの推進

①虐待防止に向けた取り組みの推進

障害のある人への家庭や施設などでの虐待防止に向けた取り組みをすすめるよう、関係機関等によるネットワークづくりを推進します。

また、虐待の発生を防止するよう、相談支援や各種サービスの提供等を通じて介護者等への支援を行っていくとともに、施設における虐待防止に向けて職員への研修等を行っていきます。

②虐待ケースへの対応の推進

虐待を受けている人などに関係機関等によるネットワークで支援ができるしくみづくりをすすめるとともに、緊急時に入所できる施設の確保などに取り組みます。

第4章 計画推進のための取り組み

(1) 計画推進体制の充実

①障害者長期計画推進委員会等での取り組みの推進

本計画は、公募による市民、当事者・事業者等の関係団体、関係機関等の代表者が参加する寝屋川市障害者長期計画推進委員会において具体的な推進方策や進捗状況に関する検討を行いながら、推進していきます。

また、推進委員会と連携して各事業を推進していくための組織として庁内関係部局・関係機関等で設置している障害者長期計画推進連絡会・ワーキングで、関係部局・機関等間の連携なども含め、事業の具体的な推進についての協議等を行っていきます。

②地域自立支援協議会との連携の推進

寝屋川市地域自立支援協議会は、相談支援事業の中立・公平な実施を軸としながら、障害のある人の地域での自立生活を支援する体制を整備するよう、当事者・事業者等の関係団体、行政関係機関等が参加して設置され、全体会と各課題に対応した部会・ワーキングで協議が行われています。各部会・ワーキングでは本計画に掲げる事項を推進していくうえでの具体的な検討も行われ、課題や提案が全体会で集約されることから、地域自立支援協議会と障害者長期計画推進委員会が密接に連携して取り組んでいくよう推進します。

(2) 事業の推進体制の充実

①サービス提供体制の充実

障害のある人が地域で自立して生活していくうえでの基盤となる障害福祉サービス等を的確に提供していくよう、福祉サービス事業者や従事者の確保と質の向上に事業者団体等と協力して取り組みます。また、適切な事業運営を促進するための制度のさらなる充実について、国・府等に要望していきます。

また、障害福祉サービス等と連携しながら、多様なニーズに対応した支援を行っていくよう、障害のある当事者等を含めた市民や関係団体、民間事業者等のインフォーマルな活動や事業をすすめる体制づくりも推進していきます。

さらに、市が行う事業の着実な推進を図るよう、職員の専門性の向上や必要な体制の整備等に取り組んでいきます。

②相談支援体制の充実

的確なサービス提供を行っていくうえで「要」となる役割を担う相談支援の充実を図っていくよう、相談支援の中核となる窓口（Ⅲ-1-(1)-2)-①(p. 52)を参照)を中心として、相談支援に関わる機関等のネットワークによる取り組みを推進します。また、

そのなかで多様なニーズに的確に対応できる相談支援体制を確立するよう、相談支援員等の確保や専門性の向上等に取り組んでいきます。

(3) 計画的・効果的な事業実施の推進

①障害福祉計画との連携の推進

本計画に掲げる事項のうち、障害福祉サービス等については障害者自立支援法に基づいて3年ごとに策定する障害福祉計画でサービス見込み量等を含む推進方策を策定し、推進していきます。

また、その他の事項についても、障害福祉計画で3年間に重点的に取り組む事項などを定めるよう検討し、推進していきます。

②他の計画等との連携の推進

本計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である寝屋川市総合計画のもとで関連する多くの分野の計画等と連携を図りながら推進するよう、総合計画実施計画への反映を図るとともに、次期総合計画においても整合性を保つよう推進します。

また、保健福祉のマスタープランである寝屋川市地域福祉計画のもとで、寝屋川市高齢者保健福祉計画や寝屋川市こどもプラン等との連携を図りながら推進するよう、地域福祉計画で検討事項としている保健福祉分野の計画を体系的・一体的に推進するための審議会的な組織づくりなども含め、関係部局等と協力して取り組んでいきます。

③効果的な事業実施の推進

本計画に掲げる事項については、障害者長期計画推進委員会等で進捗状況等に関する評価を行いながら、効果的に推進していきます。そのなかで、事業効果が不十分な事業については積極的に見直し行うなど、事業の再構築にも取り組みます。

資料

計画策定経過

平成19年 7月6日 寝屋川市障害者長期計画推進委員会を開催

8月7日～10月20日

関係団体等のヒアリングを実施（5団体）

8月9日 寝屋川市障害者長期計画推進庁内連絡会を開催

8月23日 寝屋川市障害者長期計画推進委員会を開催

9月4日～11月19日

庁内連絡会ワーキングを開催（8ワーキング・計14回）

9月25日～11月2日

障害のある人の福祉に関するアンケート調査を実施

（有効発送数 2,963通、有効回収数 987通、有効回収率 33.3%）

11月12日 寝屋川市障害者長期計画推進委員会を開催

12月21日 寝屋川市障害者長期計画推進委員会を開催

平成20年 2月1日～2月29日

計画（素案）に対する意見等の募集（パブリックコメント）を実施

（意見提出者 21名、意見延べ件数 49件）

3月14日 寝屋川市障害者長期計画推進委員会を開催

3月末日 寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）を策定

寝屋川市障害者長期計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 寝屋川市障害者長期計画（平成10年6月30日策定）に係る施策の推進及び次期寝屋川市障害者長期計画の策定に関する意見交換等を行うため、寝屋川市障害者長期計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項について検討し、意見交換等を行う。

- (1) 寝屋川市障害者長期計画の推進及び見直しに関すること
- (2) 次期寝屋川市障害者長期計画の策定に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者の福祉に関し識見を有する者
- (2) 関係機関から推薦を受けた者
- (3) 寝屋川市職員

2 委員の任期は、概ね2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議は、年1回以上開催する。

(専門部会)

第7条 委員会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、当該専門部会における検討の状況及び結果を委員会に報告する。

(資料の提出等の要求)

第8条 委員は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

寝屋川市障害者長期計画推進委員会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏 名	役 職 名 等	備 考
赤 木 正 三	寝屋川市身体障害者福祉会聴力言語障害者部会副会長	
荒 木 さおり	寝屋川市聴覚障害児（者）親の会会長	
入 江 正	寝屋川市教育委員会教育監	
大 村 和 子	寝屋川市肢体不自由児（者）父母の会副会長	
北 野 誠 一	東洋大学教授	委員長
北 村 徳 三	寝屋川市精神障害者家族会副会長	
朽 見 圭 子	寝屋川市障害児者を守る親の会会長	
下 豊 子	寝屋川市民生委員・児童委員協議会副会長	
下 川 隆 夫	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会副会長	
生 野 史 朗	社団法人寝屋川市歯科医師会会長	
谷 田 博 延	寝屋川市まち政策部長	
辻 本 治 雄	寝屋川市障害児者福祉施設協議会会長	
堤 下 暁 美	寝屋川市身体障害者福祉会肢体部会会長	
角 田 雄 三	大阪府中央子ども家庭センター企画情報室室長	
馬 場 和 子	一般公募委員	
飛 山 正 弘	寝屋川市障朋会会長	
福 島 俊 也	大阪府寝屋川保健所長	
梶 田 理	社団法人寝屋川市医師会副会長	副委員長
丸 山 久 雄	寝屋川市障害者団体協議会会長	
三 村 峯 男	寝屋川市人・ふれあい部長	
村 井 謙 太	寝屋川難病連絡会会長	
山 村 智 康	一般公募委員	

寝屋川市障害者長期計画（第1次計画）の進捗状況と課題

寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）を平成19年度に策定するにあたり、第1次計画の平成10～18年度の進捗状況と、第2次計画において検討すべき課題を下記のとおり整理しました。

I. バリアフリーの社会づくり

1. 障害に対する市民の理解と協働する社会づくりの推進

(1) 障害についての啓発と学習の推進

【事業等の実施状況】

①広報などを活用した啓発の充実

- ・「広報ねやがわ」に障害者週間など（年1～2回）に障害者支援に関する特集を人権啓発記事として掲載するとともに、関連記事を随時掲載しています。
- ・障害者問題を含む人権啓発冊子「ひろげようしあわせの輪」を発行しています（15年度までは毎年・全戸配布、16年度以降は隔年・関係者への配布）。

②啓発と交流をすすめるためのイベントなどの充実

- ・障害者週間にあわせて、障害者団体等と協働してターミナル等での啓発活動を行っています。
- ・「いのち・愛・人権展」を開催しています。
- ・世代間交流を含む幅広い交流をすすめるイベントとして、「フェットエスポアール」や「元気夢まつり」を開催しています。
- ・校区福祉委員会で、当事者団体と連携して、住民と当事者の懇談会や交流会を開催しています。また、「福祉まつり」を開催し、住民の交流をすすめています。
- ・「誰もががすみよい福祉のまちづくり運動」で点検・啓発活動を行っています。
- ・市が主催する講習会等の際に、手話通訳者の派遣等を行っています。

③学校、幼稚園、保育所等における福祉教育の推進

- ・小中学校では、総合的な学習の時間などを活用して、障害児と健常児がともに学び、ともに育つことをめざした交流学习や正しい知識を身につけるための学習を行っています。これらの取り組みでは、障害者団体等の協力による当事者参加もすすめています。
- ・幼稚園で手話や手話歌を通じた聴覚障害者との交流を行っています。
- ・市立保育園を中心に障害児保育を実施し、日常の保育を通じて子どもどうしの相互理解を図っています。また、市立保育所とあかつき・ひばり園の交流保育や出会い保育を実施しています。
- ・教職員が障害への理解を深めるための研修を関係機関と連携して行っています。
- ・社会福祉協議会が、教職員を対象とした説明会、研修会の開催、手引き書の作成、意見交流会等を実施しています。

④福祉に関する学習の推進

- ・成人教育講座や人権学習市民連続講座のなかで、障害者問題についての学習機会を提供しました。
- ・障害児(者)地域療育等支援事業のなかで、当事者、市民、関係者に向けた講演会を開催しました（年1～2回）。

- ・自治会や団体の依頼に基づき手話学習会等を行いました。また、出前講座（「障害者福祉制度について」、「精神保健福祉について」など）を行っています。
- ・市職員の研修のなかで、キャップハンディ、障害者の人権に関する講義、障害者施設の視察を行いました。
- ・当事者が学校や自治会等で講演し、生活上の諸問題についての理解と協力の呼びかけを行っています。

⑤精神障害についての啓発の推進

- ・講演とシンポジウム（14年度）、ビデオ・パンフレットの作成（15年度）などを行いました。
- ・寝屋川保健所・社会福祉協議会と協働して、全校区福祉委員会で「こころの市民講座」を開催しました（14～18年度）。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 「広報ねやがわ」や多様な媒体、イベント等を活用した系統的な啓発の推進
- 学校・社会教育等における福祉教育の充実と、家庭・地域、当事者・福祉事業者等が連携した効果的な展開の推進
- 小地域における障害者と健常者の交流と日常的なつながりづくりの推進

（2）市民の福祉活動に対する支援の充実

【事業等の実施状況】

①ボランティア講座の充実

- ・手話奉仕員養成講座（入門・基礎）を総合センター、東障害福祉センターで、市および関係団体（委託）が実施しています（3講座）。また、要約筆記奉仕員養成講座を関係団体に委託して実施するとともに、点字講習会を実施しています。
- ・自主サロン「i～naふれあい」を通じたボランティア募集・養成を行っています。
- ・社会福祉協議会が各種ボランティア講座を実施しています（高齢者・障害者疑似体験インストラクターボランティア講座、精神保健福祉ボランティア講座、ジュニアボランティアスクール等）

②ボランティア活動に対する支援の充実

- ・NPO・ボランティア関連事業を担当する「ふれあい課」（12年度）と「市民活動センター」（14年度）を設置しました。センターでは活動支援物品の支給やホームページによる情報提供、市民活動交流会などを行っています。
- ・当事者の自主サークルへの支援を行っています。
- ・ボランティアへの情報提供を行う「ボランティアセンター通信」を社会福祉協議会ボランティアセンターが発行しています。
- ・社会福祉協議会と市民活動センターが共催して、「ボランティアのつどい」を開催しています。

③小地域福祉活動における障害者支援活動の促進

- ・社会福祉協議会が設置した「まちかど福祉相談員」の養成研修や、個別ケースの検討会議などを通じて、小地域での障害者支援を推進しています。
- ・校区福祉委員会が実施する「小地域福祉ネットワーク活動」で、個別援助活動、グループ援助活動が行われています。

④当事者活動の促進

- ・障害者団体の自主的活動に対して、活動の場の提供（総合センター・池の里市民交流センター）や補助金交付などの支援を行っています。

- ・歳末たすけあい運動募金による当事者団体への配分助成を行っています。

⑤障害者の活動の場としての総合福祉センターの機能の充実

- ・総合センター内の知的障害者福祉センターで自主サロン「i～naふれあい」を行っています。
- ・東障害福祉センターでは、総合センター内の身体障害者福祉センター等と協同して、スポーツ大会への参加やレクリエーション活動を行っています。

⑥市民の福祉活動と市が実施する事業との連携の推進

- ・社会福祉協議会が中心となって「寝屋川市地域福祉活動計画（寝屋川ふくし発見プラン）」が策定され、各種機関・団体・市民の交流・ネットワークづくりと、協働・連携をすすめる場として「福祉のまちづくりひろば」を開催しています。また、障害者作業所と校区福祉委員会との協働などについて話し合いをすすめています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 障害者支援に関する多様なボランティア活動等の推進
- 身近な地域での日常的な障害者支援の推進
- 当事者活動の充実と、当事者の地域福祉活動への参加の推進
- 地域福祉活動に対する支援の充実

（3）障害者の権利擁護の推進

【事業等の実施状況】

①施策への当事者参加の推進

- ・当事者団体、関係機関、行政の代表者による「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況や推進に関する検討を行っています（10～18年度で計11回開催）。

②障害者の権利擁護に関する相談への対応

- ・大阪後見支援センター、大阪女性相談センター、消費者センター等の専門機関と連携しながら、相談支援事業や障害児（者）地域療育等支援事業の生活相談等で、権利擁護に関する相談に対応しています。
- ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業から名称変更）の活用や連携をすすめています。
- ・権利擁護相談は「大阪後見支援センター」や「高齢者・障害者総合支援センター（ひまわり）」の法律相談等も活用して対応しています。

③制度的なバリアの点検と改善の推進

- ・障害者団体との懇談会等を通じて意見収集を行いながら、必要に応じて点検を行っています。
- ・東障害福祉センターで資格制限等に関する資料収集を行っています。

④ノーマライゼーションを推進する行政組織の検討

- ・保健福祉のマスタープランとして「寝屋川市地域福祉計画」を策定しました。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 権利擁護や虐待問題に関する専門的な相談・支援体制の構築
- 後見的支援の推進
- 当事者参加による障害者施策の推進
- 「ノーマライゼーション都市宣言」等の検討

2. 生活環境の整備の推進

(1) 市民参加のバリアフリーのまちづくりの推進

【事業等の実施状況】

①福祉のまちづくり環境整備要綱の普及の推進

- ・「大阪府福祉のまちづくり条例」や「寝屋川市福祉のまちづくり環境整備要綱」の周知を図るよう、啓発用リーフレットを窓口に設置しています（「寝屋川市福祉のまちづくり環境整備要綱」は、府条例に基づいて統一した指導を行うよう、17年度末で廃止）。
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行をふまえ、関係部局と関係機関の会議を開催しています。

②市民マナーの向上の促進

- ・駅周辺での自転車駐車場の整備を行うとともに、「寝屋川市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、啓発や撤去を行っています。
- ・違法屋外広告物は、市、関係機関、ボランティア団体等で撤去を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- バリアフリー新法に基づくユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ユニバーサルデザインに対する市民意識の醸成と具体的行動の推進

(2) 都市施設の整備の推進

【事業等の実施状況】

①公共建築物の整備の推進

- ・「寝屋川市バリアフリー都市環境整備計画」に基づき、公共施設等の整備を推進しています。また、新規施設を建設する際は「大阪府福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するよう対応しています。
- ・当事者の意見をふまえた整備を行うよう、障害者団体との懇談会等を通じて意見を集約し、関係課との連携を図っています。

②民間建築物の整備の促進

- ・「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づく不特定かつ多数の人が利用する民間建築物に関する指導を、障害福祉課と協議しつつ、まちづくり指導課が行っています。

③道路の整備の推進

- ・安心・安全な歩行空間とするよう、市道の点検と段差解消・拡幅、点字ブロックの敷設等の改善を年次的に実施しています。

④公園・緑地の整備の推進

- ・園路や出入口のバリアフリー化や障害者用トイレの設置などの整備を年次的に実施しています。

⑤連続性のある面的な整備の推進

- ・「寝屋川市福祉のまちづくり重点地区整備計画」に基づく整備を実施しました。

⑥障害者や高齢者等の生活圏に配慮した公共施設利用網づくりの推進

- ・市役所と総合センターのシャトルバスを10年度から運行しています。
- ・「寝屋川市地域福祉計画」を17年3月に策定し、地域福祉を推進するエリアとして「全市」、「コミュニティセンターエリア」、「小学校区」、「自治会」を定めました。

【第2次計画での主要な検討課題】

- バリアフリー新法に基づく道路、公園、駐車場、建築物等の計画的な整備の推進
- 生活関連施設周辺における重点整備地区の設定等の検討

（3）交通・移動手段の整備の推進

【事業等の実施状況】

①鉄道・バスの整備の促進

- ・駅舎や停留所等は建築基準法および「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づく整備を行うよう審査・指導しています。
- ・JR東寝屋川駅（15年3月）と京阪萱島駅（17年3月）で「周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定し、事業者と連携して整備を推進しています。
- ・京阪寝屋川市駅、京阪香里園駅は、駅舎・駅前広場の整備にあわせてバリアフリー化の対応を行いました。
- ・事業者と協議して新規バス路線の新設・拡充を行いました。

②タクシーの利用に対する配慮の推進

- ・タクシー基本料金の助成を行っています。

③障害者等に配慮した交通サービスの検討

- ・公共交通を利用した単独での外出が困難な障害者・高齢者を対象とした移送サービス事業（福祉有償運送）を、ボランティアの協力を得て、社会福祉協議会が行っています。
- ・リフト付き自動車の貸出を障害福祉課で行っています。

④駐車場、駐輪場の整備の推進

- ・公営駐輪場では障害者の利用料減免を行っています。

⑤ガイドヘルプサービスの充実

- ・14年度までは措置制度、15年度からは支援費制度、18年10月からは障害者自立支援法に基づく事業として実施しています。18年10月からの移動支援事業では、精神障害者も対象とするとともに、グループ支援や児童のレスパイト利用等も実施しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- バリアフリー新法に基づく鉄道・バス関連施設や車両等の計画的な整備の推進
- 重点整備地区における整備の推進
- 移動を支援するサービスの確保と効果的な実施の推進

（4）コミュニケーション手段の整備の推進

【事業等の実施状況】

①公共施設等におけるコミュニケーションの確保の推進

- ・障害福祉課に聴覚障害者福祉指導員2名を配置しています。
- ・市役所総合案内では筆談または手話通訳者で対応しています。
- ・点字広報、声の広報・議会だより等を作成、貸出しています。

②手話通訳・要約筆記の充実

- ・手話通訳者等派遣事業を実施しています。
- ・手話奉仕員養成講座（入門・基礎）を総合センター、東障害福祉センターで、市および関係団体（委託）が実施しています（3講座）。また、要約筆記奉仕員養成講座を関係団体に委託して実施しています。

③情報通信機器等を活用したコミュニケーションの確保や情報提供の推進

- ・市のホームページをだれもが使いやすいものとするよう、ガイドラインを定めるとともに、研修を行っています。
- ・行政情報提供システム（ガイドねやがわ）で、電話、FAX、パソコン、街頭端末を利用した情報提供を行っています。
- ・総合センターに、リアルタイム字幕・手話が表示できる情報受信装置を設置しました。
- ・障害者（肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者）を対象としたIT講習を実施しました（13年度）。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 点字、手話等によるコミュニケーション支援の充実
- 多様なコミュニケーション支援の必要性に対する理解と、スキルの普及の推進
- コミュニケーション支援における情報通信機器等の活用の推進

（5）障害者に配慮した防災対策の充実

【事業等の実施状況】

①災害発生時における障害者等への支援マニュアルの作成

- ・10年度に全戸配布した「防災ガイド」に、障害者の避難への協力について記載しました。
- ・16年度に修正した「寝屋川市地域防災計画」に基づき、災害時要援護者の支援について、名簿やマニュアルの作成・管理方法等の検討を関係部局ですすすめています（19年度に完了予定）。

②災害情報システムの整備の推進

- ・16年度に修正した「寝屋川市地域防災計画」にも位置づけて推進を図っています。
- ・総合センターに設置した聴覚障害者用情報受信装置で、地震、台風、水害などの災害時に緊急災害放送で情報提供を行います。

③避難所の整備の推進

- ・10年度以降「寝屋川市地域防災計画」に避難所のバリアフリー化の基本的な基準を記載し、関係課による検討をすすめています。

④福祉施設等の防災点検などの実施

- ・16年度に修正した「寝屋川市地域防災計画」にも位置づけて推進を図っています。
- ・重度障害者等に対する火災警報器の助成事業を実施しています。

⑤緊急時の避難・誘導を支援する地域のネットワークづくりの促進

- ・自治会等の参加を得て、小学校区単位の自主防災協議会を設立するとともに、組織の運営・活動やリーダー育成等の支援を行っています。
- ・校区福祉委員会が実施する小地域福祉ネットワーク活動のなかで、見守り活動などを行っています。
- ・災害時要援護者支援連絡会議を関係部局（危機管理室、障害福祉課、高齢介護室、福祉政策課、社会福祉協議会）で設置し、地域での協力体制も含めた検討を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 災害時の情報伝達、安否確認、避難支援のためのシステムの構築
- 障害者のニーズに対応できる避難所や支援システムの構築
- 要援護者等の緊急時の支援等を行うための個人情報活用のしくみづくり

Ⅱ. ライフステージに対応したリハビリテーションのシステムづくり

1. 療育と機能訓練の充実

(1) 障害の早期発見と継続的な支援の充実

【事業等の実施状況】

①乳幼児健診の充実

- ・乳幼児に対する健康診査を行い、障害の早期発見・早期対応を図るとともに、育児相談・育児教室による継続的な支援を行っています。
- ・寝屋川保健所が療育相談を実施し、身体障害児や小児慢性疾患児への専門指導や面接・訪問等での継続した支援を行っています。

②成人保健事業の充実

- ・保健福祉センターを拠点として集団健康診査を通年で実施し、疾病の予防、早期発見・早期対応を図るとともに、健康教室、健康相談、機能訓練、訪問指導等の成人保健事業を実施しています。また、医療機関での個別健康診査も実施しています。

③心の健康に関する相談事業等の実施

- ・精神保健福祉士等の資格をもった職員を福祉事務所に配置し、関係機関と連携しながら相談に対応しています。
- ・16年度から精神障害者地域生活支援センターあおぞらを社会福祉法人に委託して設置し、相談事業を行っています（18年10月からは地域活動支援センター事業として継続）。
- ・寝屋川保健所で心の健康相談を随時（専門医による相談は週2回）実施しています。また、家族教室や当事者健康教室（17年度から）も実施しています。

④中高齢期の疾病や事故などによる障害者の把握の推進

- ・障害者手帳申請時に障害の原因を把握し、必要に応じてリハビリテーションや福祉サービスに結びつけるよう、関係機関との調整を行っています。
- ・18年度より介護予防事業として、広報や出前講座による啓発や元気教室等を実施しています。
- ・府の「地域リハビリテーション推進事業」で、「北河内地域リハ支援センター」を中心とした回復期リハビリテーションの空床情報システム整備や、維持期リハビリテーション情報提供用紙の試行などが行われています。また、寝屋川市域でも寝屋川保健所が中心となって地域リハビリテーション関係機関の連携のための連絡会議や、従事者のスキルアップのための研修会、地域リハ社会資源集の作成・配布が行われました。

⑤障害児の家族や障害者等に対する支援の充実

- ・福祉事務所で相談を受けた際に、必要に応じて訪問による指導や各種サービス等の紹介を行っています。
- ・あかつき・ひばり園でも療育・福祉相談などを通じて継続的支援を行っています。
- ・どんぐり教室の母親教室に、あかつき・ひばり園から講師派遣を行っています。
- ・市立保育所の巡回相談で家族の理解の推進や助言等を行うとともに、保育所・幼稚園に在籍する発達障害のある乳幼児の母親が自主的に運営する「母親サークル」にあかつき・ひばり園のスタッフが参加・支援しています。
- ・乳幼児健診で経過観察が必要と診断された乳幼児等への訪問指導を、継続的に実施しています。
- ・寝屋川保健所で、身体障害児の専門相談を通じて、家族への学習会や交流会などの継続的な支援が行われています。
- ・寝屋川保健所で、難病患者の家族会や患者会への相談・支援が行われています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 健康相談・健康診査等の推進と、必要な支援への的確なつなぎの推進
- 健康づくりプログラムや元気向上事業等による健康の増進

(2) 早期療育の充実

【事業等の実施状況】

①早期療育体制の充実

- ・障害乳幼児の療育の拠点であるあかつき・ひばり園で、医療的な対応が必要な重度障害児など、多様化するニーズへの対応を図っています（あかつき・ひばり園への措置は中央子ども家庭センターが行ってきましたが、18年10月から保護者と施設の利用契約制度に移行しました）。
- ・あかつき・ひばり園では、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）による訓練・相談や療育相談室での外来相談・訓練を行っています。
- ・寝屋川市障害児関係機関協議会（寝屋川保健所、中央子ども家庭センター、教育委員会、あかつき・ひばり園、こども室、健康増進課、障害福祉課）を設置し、関係機関の連携を図っています。
- ・療育相談は、あかつき・ひばり園、健康増進課、寝屋川保健所が連携して実施しています。
- ・市立保育所の巡回相談は、あかつき・ひばり園、健康増進課、こども室が連携して実施しています。また、市立保育所では、あかつき・ひばり療育相談室のPT・OTによる訪問療育指導や施設支援を受けています。
- ・幼稚園への巡回相談・発達相談を実施しています。
- ・家庭児童相談室でも、関係機関と連携して、発達や障害に関する相談に対応しています。
- ・寝屋川保健所が学齢期総合医療相談会、療育相談会を実施し、あかつき・ひばり園も連携して支援を行っています。

②保育所・幼稚園における障害児保育の充実

- ・市立保育所では、3歳以上の障害児を障害児保育の対象として受け入れるとともに、入所児童の状態や人数等をふまえて、施設改善や加配体制等に努めています。
- ・市立保育所では、あかつき・ひばり園等の療育機関との並行利用や療育スタッフによる保育士等への指導・助言も行っています。
- ・あかつき・ひばり園は、発達指導員による公立・民間の保育所・幼稚園への巡回相談や外来相談を行っています。
- ・障害児保育における関係機関の連携を図るよう寝屋川市障害児保育協議会を開催しています。
- ・幼稚園の教職員を対象とした研修を行っています。

③継続的な療育相談や訓練等の充実

- ・どんぐり教室では退室後も個別相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携した対応などを行っています。
- ・市立保育所では、保護者の同意に基づき、巡回相談の内容について学校への引き継ぎを行っています。
- ・学齢期の身体障害児を対象とする総合医療相談を、あかつき・ひばり園と寝屋川保健所が連携して実施しています。

④障害児のいる家族に対する支援の充実

- ・障害児（者）地域療育等支援事業で訪問や外来による療育相談や施設、在宅での生活支援

を実施してきました。18年10月からは療育は障害児等療育支援事業、相談支援は相談支援事業として継続して実施しています。

- ・あかつき・ひばり園で個別療育相談、母親教室を実施するとともに、保育所・幼稚園児の保護者への巡回相談・外来相談を行っています。
- ・中央子ども家庭センターで、障害児の療育に関する相談や情報提供、施設入所措置などを行っています。

⑤乳幼児健康診査などと連携した障害の可能性をもつ乳幼児への対応の充実

- ・健康増進課と寝屋川保健所で母子連絡会議を開催し、身体障害児・小児慢性疾患児への一貫した支援を行っています。
- ・経過観察クリニックを実施し、健康増進課とあかつき・ひばり園が連携して支援を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 乳幼児から学齢期まで一貫した発達支援システムの構築
- 療育施設、市立・民間の保育園・幼稚園等の効果的な連携の推進
- 幼稚園における特別支援教育の推進
- 軽度発達障害児への療育支援の充実
- 障害者自立支援法に基づく障害児に対する障害福祉サービス等の充実と利用の促進
- 家族（家庭）に対する療育支援の充実

(3) 系統的な機能訓練の充実

【事業等の実施状況】

①リハビリテーション医療の充実

- ・あかつき園診療所では、市内外の医療機関（整形外科、耳鼻科）と連携し、PT、OT、ST訓練における診察、検査、評価などを行っています。
- ・総合福祉センター診療所では機能訓練対象者の診療（月2回）や検査（年2回）を実施しています。

②各段階における機能訓練事業の充実と連携のためのネットワークづくりの推進

- ・身体障害者福祉センター、東障害福祉センターで機能訓練を実施しています（18年10月から地域活動支援センター事業として実施）。
- ・保健福祉センターで老人保健法に基づく40歳以上の人への機能訓練を実施しています。
- ・あかつき・ひばり園で機能訓練事業を実施しています。
- ・学齢期の肢体不自由児に対する機能訓練を実施しています。

③補装具、福祉機器等の普及の推進

- ・補装具、日常生活用具の給付を行うとともに、作業療法士が相談に応じています。

④総合リハビリテーション体制の確立

- ・ケースの状況に応じて、関係機関との連絡調整を行っています。

⑤社会的リハビリテーション機能の充実

- ・総合センター内の身体障害者福祉センターでは、利用者が自立して生活できるよう、機能訓練、各種教室や制度利用の支援などを行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 発達支援システムとしての継続的な機能訓練の推進
- 各ライフステージにおけるリハビリテーションの充実と継続性の確保

(4) 社会的な自立に向けたプログラムの実施

【事業等の実施状況】

①自活訓練事業の実施

- ・すばる・北斗福祉作業所で生活指導等を実施しています。

②精神障害者の社会復帰施策の推進

- ・寝屋川保健所で社会復帰活動として保健所グループワークが実施されました（16年度まで）。17年度からは当事者健康教室が実施されています。
- ・精神障害者の就労訓練等を行う作業所が15年度に小規模通所授産施設に移行しました。また、18年度からは障害者自立支援法により、就労移行支援事業や就労継続支援事業を精神障害者も利用できるようになりました。
- ・事業所等での一定期間の就労を通じて就労準備の支援を行う社会生活適応訓練事業が寝屋川保健所で行われています。
- ・精神障害者の就労支援、就労訓練支援をすすめる組織として16年に就労サポーター連絡会が設置され、社会適応訓練事業の促進を含めた取り組みが行われています。

③生活支援事業による自立生活のための相談などの実施

- ・精神障害者地域生活支援センターを社会福祉法人に委託して実施しています（18年10月からは地域活動支援センターとして実施）。

【第2次計画での主要な検討課題】

○地域生活への移行、一般就労への移行等を促進・支援する障害福祉サービス等の推進

2. 教育・学習機会の充実

(1) 義務教育期における障害児の教育の充実

【事業等の実施状況】

①障害児の教育の充実

- ・地域の学校でともに学び、ともに育つことを基本として、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けて一人ひとりのニーズをふまえた特別支援教育を推進するよう、教育内容や教育環境の充実を図っています。
- ・大阪府特別支援教育連携協議会を設置し、府立特別支援学校との連携を図っています。また、18年度から障害教育地域支援整備事業を実施しています。

②医療機関との連携の推進

- ・医療的なケアを必要とする児童生徒への適切な支援についての医療機関との連携のあり方について検討を行っています。
- ・学校配置看護師2名を設置しています。

③就学相談、教育相談の充実

- ・教育委員会に就学指導委員会を設置し、関係機関が参加しています。
 - ・教育委員会と教育研修センターが連携し、早期療育との連携を図りながら、就学に関する情報提供、相談を行うとともに、就学している児童生徒への継続的な教育相談を実施しています。
 - ・市立保育所では、発達巡回相談のなかで就学に関する情報提供を行うとともに、保護者の同意に基づき、相談内容の学校への引き継ぎを行っています。
 - ・あかつき・ひばり園では園児の保護者への就学説明会、就学懇談会、学校見学や保育所・幼稚園への巡回就学相談を実施しています。
-

④教職員等の研修の充実

- ・障害のある児童生徒への理解や自立支援をすすめるための幼稚園・小中学校教職員研修を教育研修センターで実施しています（16年度から特別支援教育研修を実施）。

⑤学校施設の整備の推進

- ・小中学校へのエレベーター（10～18年度に3校）や車いすトイレ（同18校）、スロープ等の設置をすすめています。

⑥交流教育の充実

- ・各幼稚園、小中学校で、特別支援学級と通常学級の幼児児童生徒の交流と共同学習を計画的・継続的に実施しています。

⑦放課後等の活動の場の充実

- ・全小学校の留守家庭児童会で、障害のあるなしに関わらず、低学年児童の学童保育を実施しています（定員に満たない場合は高学年児童も受け入れています）。
- ・留守家庭児童会では、指導員研修で障害児への支援に関する研修も行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 地域とともに学び、ともに育つことを基本とし、一人ひとりのニーズにあった特別支援教育の推進
- 地域の学校と府立特別支援学校、関係機関、地域等との連携の推進
- 発達障害児への教育支援の充実
- 発達支援システムとしての継続的な教育支援の推進
- 学校施設等のユニバーサルデザイン化の推進

（2）高校・大学等における教育の促進

【事業等の実施状況】

- ①高校や大学等における受け入れの促進
 - ・府の教育委員会と連携して取り組んでいます。
- ②府立養護学校高等部における訪問教育の充実の促進
 - ・府の教育委員会と連携して取り組んでいます。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 高校・大学等における教育の促進

（3）学習活動の推進

【事業等の実施状況】

- ①障害者が参加しやすい条件整備の推進
 - ・公共施設、都市施設等のバリアフリー化を推進しています。
 - ・手話通訳者等の派遣を行っています。
- ②障害者の生活課題に対応した学習機会の充実
 - ・障害児（者）地域療育等支援事業のなかで、市民、当事者、家族を対象とした講習会を実施しています。
- ③図書館における配慮の充実
 - ・中央図書館では、ボランティアの協力を得て点字、テープ、デージー図書を作成するとともに、大活字本の購入を年次的に行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 日常生活における課題の解決や生活の質の向上を図るための学習活動の推進
- 社会教育の学習機会や施設等のユニバーサルデザイン化の推進

3. 就労に対する支援の充実

(1) 職業リハビリテーションの充実

【事業等の実施状況】

①公共職業安定所による職業リハビリテーションの充実の促進

- ・就業・生活支援準備センター等を通じて、ハローワークと連携した就労支援を行っています。
- ・障害者雇用相談を開催（月1回）するとともに、就労に関する情報提供や相談をハローワークや就業・生活支援準備センター等の関係機関と連携して実施しています。

②学校における進路指導の充実と学校との連携の推進

- ・府立特別支援学校と連携して進路相談会を実施するとともに、個別の相談・支援を行っています。

③すばる・北斗福祉作業所における職業リハビリテーション機能の充実

- ・すばる・北斗福祉作業所は18年度から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人に委託して運営しています。
- ・市内在住の障害者の職業的自立に関する相談を行う自立相談事業は、指定管理者制度の導入にともない障害福祉課に移管し、すばる・北斗福祉作業所に出張するかたちで継続して実施しています。

④障害者雇用支援センターの検討

- ・就業・生活支援センターの設置に向けて準備と実績づくりをすすめる就業・生活支援準備センターを社会福祉法人に委託して運営しています。センターは、運営委員会・実務担当者会議等を通じて関係機関の連携のもとで事業を実施しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 就業・生活支援（準備）センターを中心とした就労支援の充実
- 就労移行支援事業等の充実
- 養護学校卒業者等の進路の確保

(2) 障害者の雇用の促進

【事業等の実施状況】

①市における障害者の雇用の推進

- ・市の機関における法定障害者雇用率は達成しています。
- ・18年2月設置した「地域就労支援事業推進会議（庁内関係課：いきいき文化センター、社会福祉課、高齢介護室、こども室、障害福祉課、教育指導課、商工課）で検討をすすめています。

②事業者等と連携した障害者の雇用のための取り組みの推進

- ・障害者と市民の交流と啓発のためのイベントとして「あいあいまつり」を青年会議所と障害者団体が共催しています。

- ・市民・事業者への啓発事業として「エル・ガイダンス」の実施を予定しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 市における障害者雇用や実習受け入れの充実
- 事業者の理解と協働による職場開拓や継続的な支援の推進

(3) 福祉的就労の場の充実

【事業等の実施状況】

①授産施設・共同作業所等の整備の推進と支援の充実

- ・小規模通所授産施設と無認可共同作業所（18年度までにすべて小規模通所授産施設に移行）の運営の安定を図るよう、運営費の加算補助を行っています。
- ・授産製品の利用を促進するよう、保健福祉センター等での販売の場を提供しています。また、19年度は庁内関係課に発注を呼びかけます。

②共同作業所のあり方についての検討

- ・無認可共同作業所が小規模通所授産施設に移行するよう推進し、18年度までにすべての施設が移行しました。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 新体系による福祉的就労を提供するサービスの推進

Ⅲ. 日常生活に対する支援システムづくり

1. 生活の場の整備の推進

(1) 生活しやすい住宅の確保の推進

【事業等の実施状況】

①障害者向け公営住宅の整備の推進

- ・障害者向け公営住宅の整備を関係機関に要望しています。

②民間住宅のバリアフリー化の促進

- ・50戸以上の新設の民間集合住宅については、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化を推進するよう協議を行っています。

③住宅改造に対する支援の充実

- ・重度障害者住宅改造助成を行っています。
- ・日常生活用具として住宅改修費の給付を行っています。

④グループホーム（地域生活援助事業）、福祉ホームの整備の促進

- ・18年10月から共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）に区分されました。
- ・地域移行支援センター事業を2つの社会福祉法人が受託し、事業の一環としてグループホームの整備が行われました。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 地域での居住をすすめるための住宅の確保や、居住を継続するための支援の充実
- グループホーム・ケアホーム等の整備と、地域とのつながりづくりの推進

(2) 生活施設の充実

【事業等の実施状況】

- ①生活施設の整備の促進
 - ・生活支援の拠点となる施設を北河内地域に誘致するよう、府に要望してきました。
- ②施設におけるQOLの向上の推進
 - ・施設整備や職員配置に関する基準を引き上げるよう、府に要望しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 地域生活への移行を推進するなかで入所施設が担うべき機能の充実

2. 健康づくりと医療サービスの充実

(1) 障害者の健康づくりの推進

【事業等の実施状況】

- ①二次障害を予防するための保健事業の充実
 - ・市で実施している健康診査を障害者が受診しやすいよう配慮しています。
- ②歯科保健の推進
 - ・ねたきりの高齢者等を対象とした訪問口腔衛生指導を実施しています。
 - ・歯科保健に関する教育や歯科健康診査を充実するよう、歯科医師会と連携して推進しています。
- ③健康づくりのための運動の推進
 - ・運動プログラムの作成や健康運動教室等を実施するよう検討しています。
- ④授産施設等に通所している障害者に対する相談や指導等の検討
 - ・障害児(者)地域療育等支援事業(18年10月からは相談支援事業)の発達相談のなかで対応しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 二次障害の予防等のための健康管理の充実

(2) 障害者に対する医療の充実

【事業等の実施状況】

- ①地域の医療機関における障害者医療の充実
 - ・医療機関のバリアフリー化を関係機関に要請しています。
 - ②障害者歯科診療の充実
 - ・あかつき・ひばり園歯科診療所で就学前乳幼児の歯科検診を実施するとともに、地域の歯科診療所と連携した治療受診を推進しています。
 - ・保健福祉センターで障害者歯科診療を実施しています。
-

③訪問診療、訪問看護の充実

- ・保健福祉公社で訪問看護を実施しています。
- ・在宅の重度障害者が訪問看護ステーションの訪問看護を利用する際の利用料の助成を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○障害者に対する医療の充実

3. 生活支援サービスの充実

(1) 相談機能の充実

【事業等の実施状況】

①福祉事務所の相談機能の充実

- ・14年度から精神障害者居宅生活支援事業が開始され、ケースワーカーがサービス利用の支援や利用開始後のケースカンファレンスなどを行っています。精神障害者の相談は福祉については市、医療については寝屋川保健所の役割として、適切な相談機関への橋渡しを行っています。

②自立のための総合的な支援を行う相談窓口の整備

- ・18年10月から、従来の事業を引き継いで、各障害に対応した相談支援事業を、市直営（2か所）と社会福祉法人等への委託（3か所）で実施しています。

③相談機関のネットワーク化の推進

- ・17年度に「サービス調整会議」を設置し、相談機関のネットワーク会議を開始しました。19年度からは「相談支援ネットワーク」に引き継ぎ、直営・委託相談支援事業所、指定相談支援事業所が参加し、連携強化を図るとともに、ケースカンファレンス等を実施しています。
- ・18年度より社会福祉協議会に委託してコミュニティソーシャルワーカーを配置し、まちかど福祉相談所（3小学校区で4か所）を設置しています。
- ・精神保健福祉実務者会議を設置し、市、寝屋川保健所、社会福祉法人、医療法人が連携して相談を実施するよう検討を行っています。

④精神障害者や難病患者等に対する施策を推進する組織の整備

- ・精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプ・ショートステイ・グループホーム）を14年度から実施しています。また、18年度からは障害者自立支援法の施行により三障害共通のサービスに移行しました。
- ・市、医療機関、社会復帰支援施設等による精神保健福祉に関する実務担当者連絡会を定期的に開催し、情報の共有や支援体制における連携を深めています。また、寝屋川保健所が主催する「自立支援促進会議」等にも参加しています。
- ・寝屋川保健所が開催する寝屋川難病地域ケア推進会議に参加し、連携を図っています。

⑤継続的な支援を行うためのニーズ情報システムの整備の検討

- ・「相談支援ネットワーク」に参加する各事業所で、相互の連携を図るための相談受付票の共通化や事業内容の交流などを行っています。
- ・寝屋川保健所で、ホームページの充実を図っています。
- ・中央子ども家庭センターで、障害児の療育相談にあわせて、必要に応じて療育手帳制度の情報提供を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 相談支援ネットワークの充実と地域自立支援協議会との連携の推進
- 連携した支援を行うための個人情報共有のしくみづくり

（2）在宅福祉サービスの充実

【事業等の実施状況】

①ホームヘルプサービスの充実

- ・精神障害者のホームヘルプサービスは14年度から実施しています。
- ・15年度からの支援費制度を経て、18年4月から自立支援給付による居宅介護、行動援護、18年10月から重度訪問介護、重度障害者等包括支援を行っています。
- ・精神障害者ホームヘルプ事業の開始にあたり、事業所連絡会を設置するとともに、ホームヘルパー継続研修を実施しています。

②介護人派遣事業の検討

③身体障害者自立支援事業の検討

④デイサービスの充実

- ・15年度からの支援費制度を経て、18年10月から自立支援給付による生活介護と地域生活支援事業の地域活動支援センター事業を行っています。

⑤ショートステイの充実

- ・精神障害者のショートステイは14年度から実施しています。
- ・15年度からの支援費制度を経て、18年4月から自立支援給付による短期入所、18年10月から地域生活支援事業による日中一時支援事業を行っています。

⑥入浴サービスの充実

- ・自宅での入浴が困難な重度身体障害者を対象とした訪問入浴サービスを実施しています。

⑦食事サービスの充実

- ・障害者に対する配食サービス（昼食・夕食）を12年度から実施しています。

⑧在宅福祉サービスの利用促進策の検討

- ・市の広報や「福祉のてびき」等で福祉サービスの情報提供に努めています。

⑨介助をしている家族に対する支援の充実

- ・介護給付、地域生活支援事業の各サービスの利用を促進し、介護負担の軽減を図っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 地域生活移行支援等もふまえた障害福祉サービス等の確保と充実の推進
- 障害福祉サービス等の利用促進や利用支援の充実
- 障害福祉サービス等とインフォーマルな地域福祉活動等の連携による支援の推進

（3）経済的な支援の推進

【事業等の実施状況】

①年金、手当等の充実の促進

- ・無年金障害者に対する救済措置、特別障害給付金等の増額、障害基礎年金の拡大等を国に要望しています。

②年金等に関する情報提供や啓発の推進

- ・国民年金に関するパンフレットや広報ねやがわを通じて啓発を行っています。

- ・国民年金制度に対する国民の信頼を高めるよう国に要望しています。

③知的障害者等の経済生活における管理に関する支援の検討

- ・社会福祉協議会が日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業から名称変更）を実施しています。
- ・日常生活自立支援事業の利用につないでいくよう、相談支援事業のなかで、金銭管理計画作成などの支援を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○年金等の充実、就労の推進等による経済的支援の充実

4. 余暇活動に対する支援の充実

（1）スポーツ・レクリエーション活動に対する支援の充実

【事業等の実施状況】

①レクリエーション活動に対する支援の推進

- ・西高齢者福祉センターの温水プールを利用した障害者温水プール利用事業を、保健福祉公社に委託して実施しています。

②スポーツに参加するための条件整備の推進

- ・スポーツに参加するきっかけづくりとして、スポーツ教室やスポーツ大会（広域の大会への参加も含む）を行っています。
- ・障害者団体等のスポーツ大会への参加等を、体育指導委員が支援しています。
- ・社会体育施設や学校開放施設のバリアフリー化をすすめるとともに、民間のスポーツ施設にも障害者の利用に対する配慮をはたらきかけています。

③指導者等の育成・確保

- ・スポーツ指導者を対象として、障害者スポーツに関する研修会を行いました。
- ・体育指導委員が障害者スポーツ指導員の資格を取得するよう呼びかけています。
- ・障害者がスポーツへの参加を支援するボランティアの養成を関係機関と連携して推進しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○生活の質や意欲を高めるためのスポーツ・レクリエーション活動の促進と参加のための条件整備の推進

（2）文化・芸術活動の推進

【事業等の実施状況】

①文化事業等における障害者が参加しやすい条件整備の推進

- ・市民文化祭では、障害者作品展を共催するとともに、お茶会等のイベントもバリアフリーに配慮するなど、参加しやすい工夫を行っています。

②芸術活動に対する支援の充実

- ・学生音楽祭「ブラスの響き」で、府立寝屋川養護学校高等部の生徒に友情出演していただき、交流を図っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○生活の質や意欲を高めるための文化・芸術活動の促進と参加のための条件整備の推進

計画推進のための取り組み

(1) 計画に基づく施策の推進体制の充実

【事業等の実施状況】

①施策を推進する組織体制の整備

- ・障害者長期計画推進委員会を設置し、年次的に開催しています。
- ・障害者長期計画推進委員会の検討資料として、庁内関係各課・関係機関に施策の取り組み状況を照会し、進捗状況を点検しています。

②市民、企業、民間団体等と連携した取り組みの推進

- ・障害者長期計画推進委員会は、当事者団体、関係機関、事業者等とともに、公募市民に参加していただいています。

③施策の企画、実施への当事者参加の推進

- ・障害者長期計画推進委員会に当事者団体の代表に参加していただくとともに、障害者団体協議会等においてニーズの把握や意見交換を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○保健福祉のマスタープランである地域福祉計画をふまえた、総合的な施策推進のしくみづくり

○各々の分野における、市民、企業、民間団体等との連携と、当事者参加の推進

(2) 事業を実施する体制の整備

【事業等の実施状況】

①事業実施体制の整備

- ・必要に応じて関係各課との懇談を行っています。

②職員研修の充実

- ・社会福祉協議会に依頼して、市職員研修で車いす・アイマスク体験を実施しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○行政のユニバーサルデザイン化による事業の推進

○市職員の専門性の向上

(3) 財源確保の推進

【事業等の実施状況】

①障害者施策に関する制度と財源措置の充実の促進

- ・障害者施策に関する制度や財源措置の充実を図るよう、大阪府市長会等を通じて国・府に要望しています。

②現行施策の見直しの検討

- ・一律の個人給付的事業から自立支援型施策への転換を図るため、16年度に心身障害者福祉金を廃止し、障害者長期計画推進等の財源に充当しました。

③適切な利用者負担のあり方についての検討

- ・障害者団体との懇談会等を通じて常に意見を聞きながら、各種サービスの内容に応じて、利用者負担の導入などをすすめています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○効果的な事業実施をすすめるための事業評価や評価に基づく見直しの推進

(4) 的確なニーズ把握の充実

【事業等の実施状況】

①継続的なニーズ把握の実施

- ・障害者長期計画推進委員会に当事者団体の代表に参加していただき、意見を反映した推進を図っています。
- ・必要に応じて、関係者等へのヒアリングを行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○多様な方法によるニーズ把握と施策等への反映の推進

計画策定にかかるアンケート調査の結果

寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）の策定にあたり、市民の意識やニーズを計画に反映するために、「障害福祉サービス等に関するニーズ調査」を平成18年度、「障害のある人の福祉に関するアンケート調査」を平成19年度に実施しました。なお、「障害福祉サービス等に関するニーズ調査」の結果は、平成19年3月に策定した寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）にも反映しています。

I. 障害福祉サービス等に関するニーズ調査

1. 調査の目的

本調査は、寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）および寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）を策定するにあたり、障害福祉サービス等に関する障害当事者の生活の実情とニーズを広く把握するために実施しました。

2. 調査の方法

（1）対象者

平成18年10月1日現在で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している市民のなかから、下記の方法によって約3,000人を抽出しました。

①障害児（0～17歳）

各手帳の所持者全員を対象としました。

②青壮年期の障害者（18～64歳）

障害別の手帳所持者数を勘案し、下記の割合で抽出しました。

- ・視覚障害者、聴覚・言語障害者、知的障害者、精神障害者は手帳所持者の50%
- ・肢体不自由者、内部障害者は手帳所持者の40%

③高齢期の障害者（65歳以上）

障害別の手帳所持者数を勘案し、下記の割合で抽出しました。（本調査は障害福祉サービス等に関するニーズ把握を目的とするため、介護保険サービスを優先的に利用する高齢期の身体障害者の抽出率は低めに設定しました。）

- ・視覚障害者、聴覚・言語障害者は手帳所持者の20%
- ・肢体不自由者、内部障害者は手帳所持者の10%
- ・知的障害者、精神障害者は手帳所持者の50%

（2）実施方法

郵送によって配付・回収を行う、自記式質問紙法で実施しました。

（3）実施時期

障害者自立支援法に基づくサービスの状況を反映するよう、新体系サービスが開始さ

れて1か月後の平成18年10月31日を基準日としました。

調査票は10月30日に発送し、11月15日を返送の期限としましたが、12月4日に到着した分まで有効として集計に加えました。

(4) 回収状況

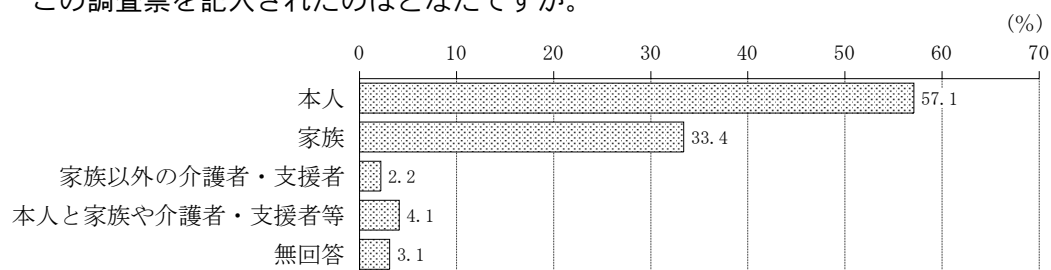
調査の発送数・回収数は下記のとおりです。

- ・有効発送数 3,040通（発送数 3,092通のうち返送分 52通を除く）
- ・有効回収数 1,462通（回収数 1,463通のうち白紙分 1通を除く）
- ・有効回収率 48.1%

3. 調査結果の概要

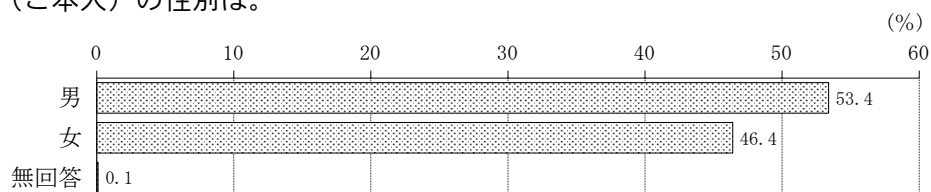
各項目の集計結果は下記のとおりです。

問1 この調査票を記入されたのはどなたですか。

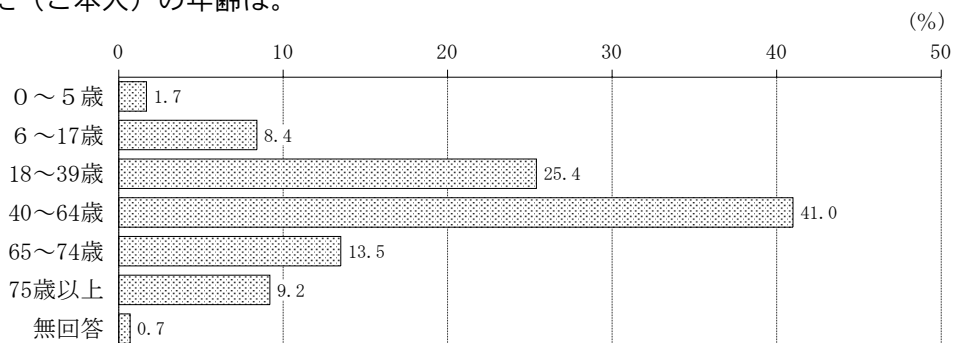


最初にあなたご自身の生活や障害の状況についてお聞きします。

問2 あなた（ご本人）の性別は。

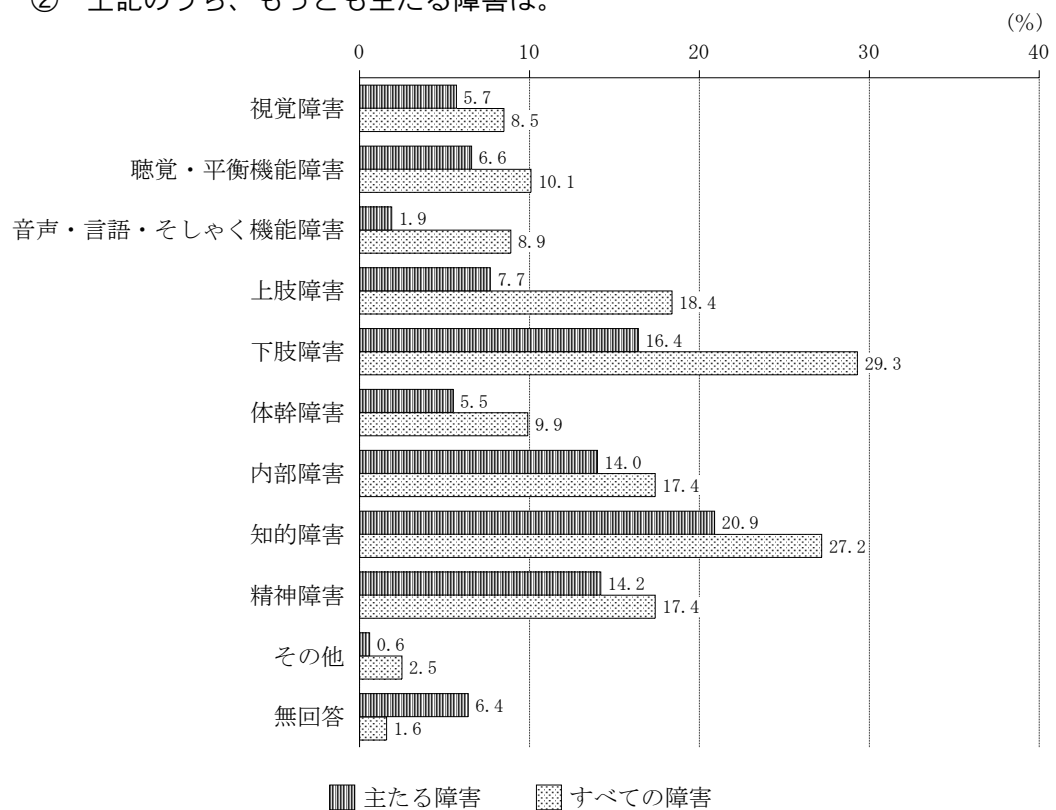


問3 あなた（ご本人）の年齢は。

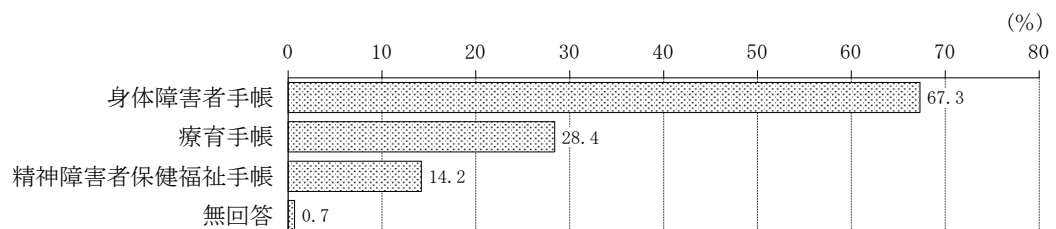


問４－① あなた（ご本人）の障害の種類は。（複数回答可）

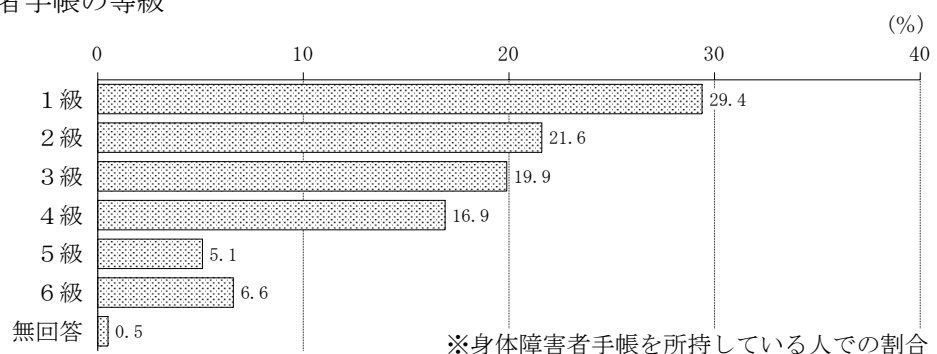
問４－② 上記のうち、もっとも主たる障害は。



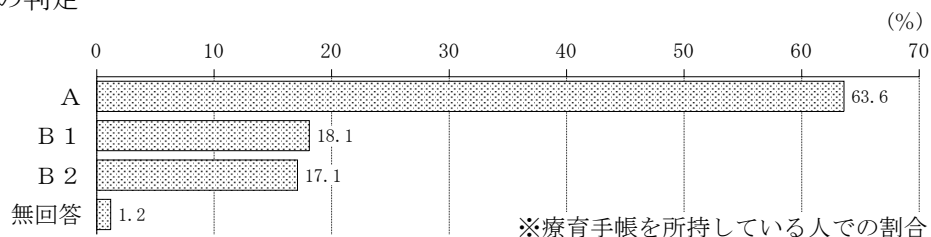
問５ あなた（ご本人）が取得している手帳の種類と等級・判定は。（複数回答可）



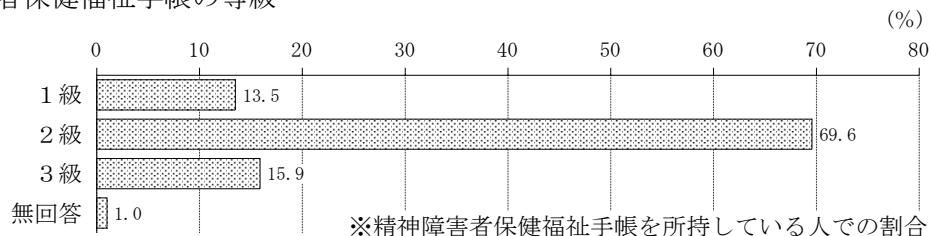
身体障害者手帳の等級



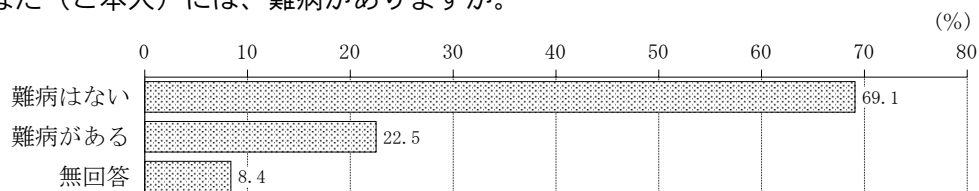
療育手帳の判定



精神障害者保健福祉手帳の等級

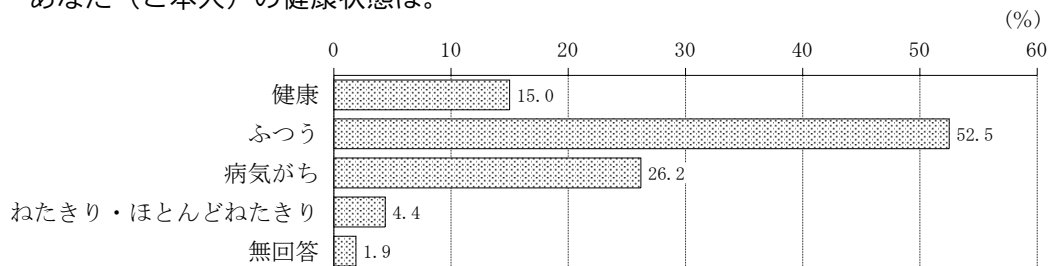


問 6 あなた（ご本人）には、難病がありますか。

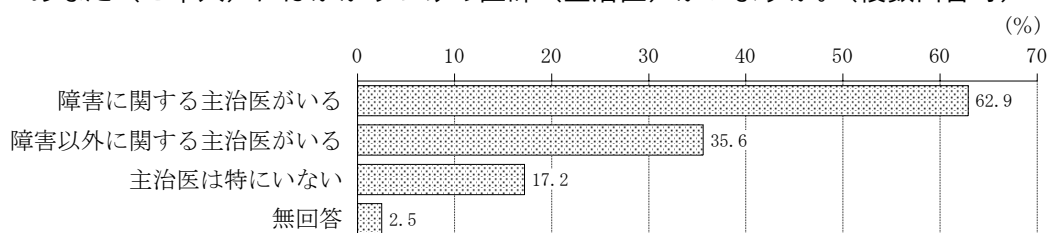


※ 回答された疾病名から難病ではないものも「ある」に含まれている可能性があると考えられますが、回答のまま集計しています。

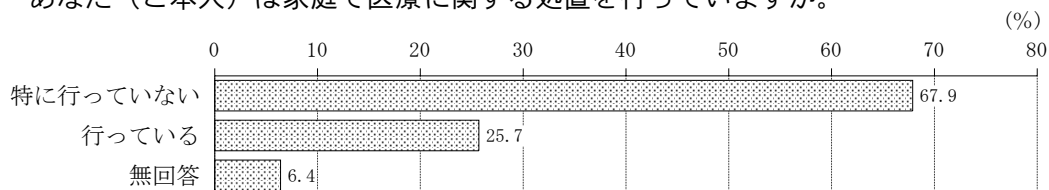
問 7 あなた（ご本人）の健康状態は。



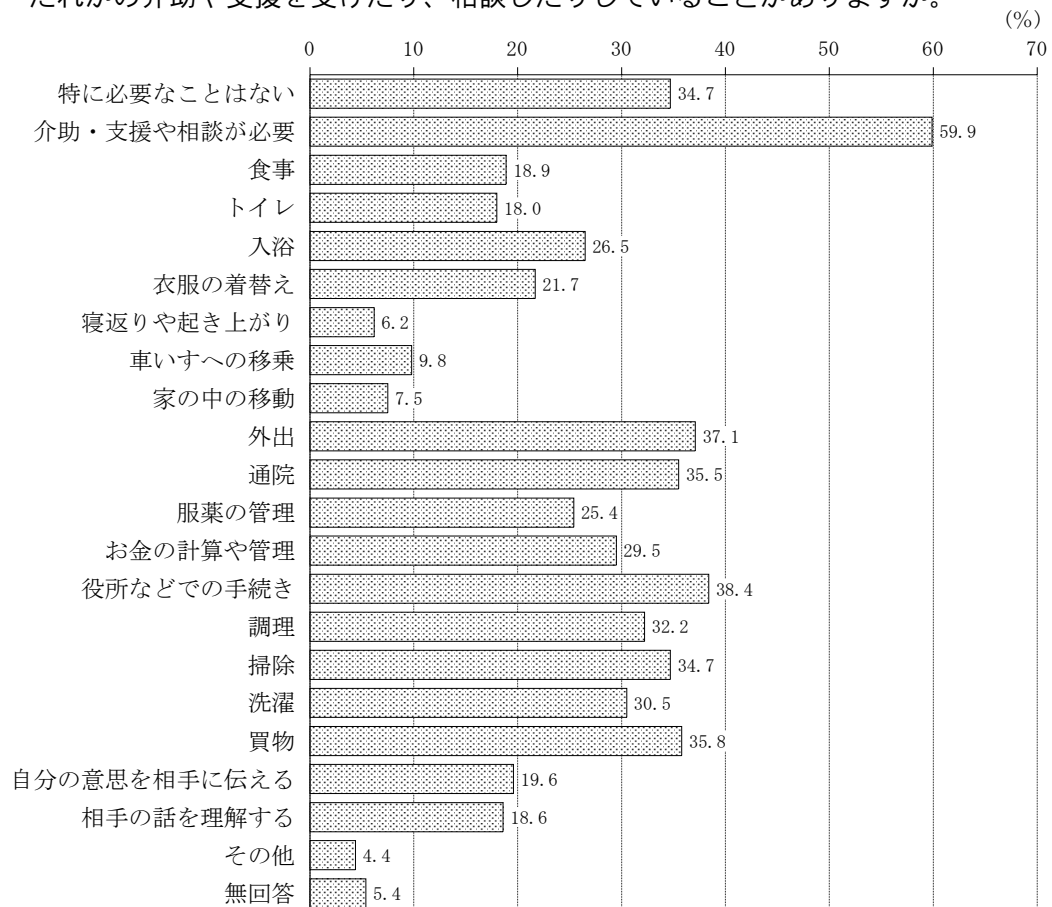
問 8 あなた（ご本人）にはかかりつけの医師（主治医）がいますか。（複数回答可）



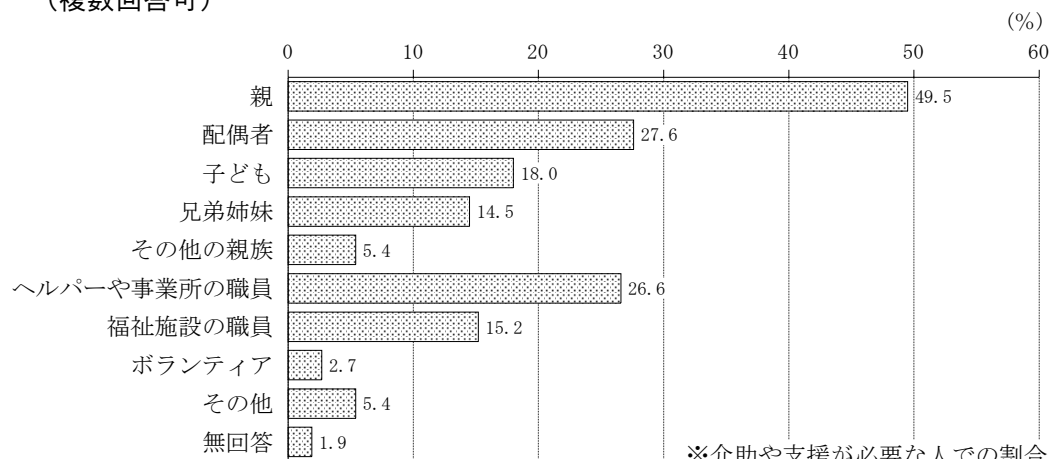
問 9 あなた（ご本人）は家庭で医療に関する処置を行っていますか。



問10 あなた（ご本人）は、日常生活に関することで、一人では十分にはできないので、だれかの介助や支援を受けたり、相談したりしていることがありますか。

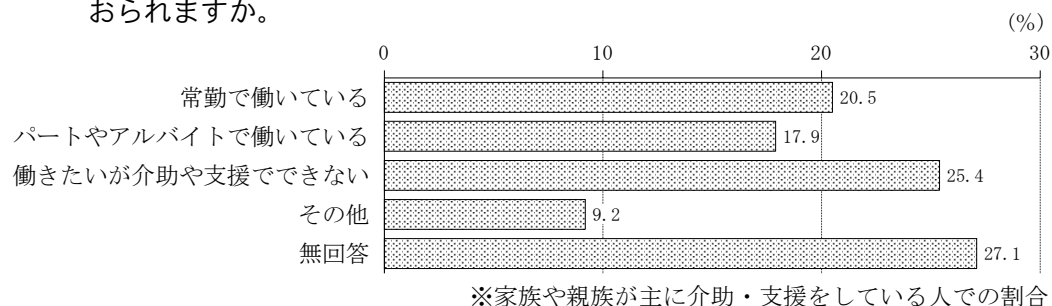


問11 介助や支援が必要な場合、主に介助・支援をしているのはどなたですか。（複数回答可）

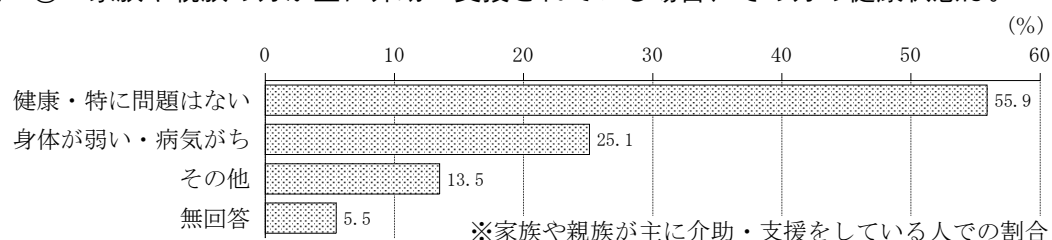


※介助や支援が必要な人での割合

問12－① 家族や親族の方が主に介助・支援をされている場合、その方はお仕事についておられますか。

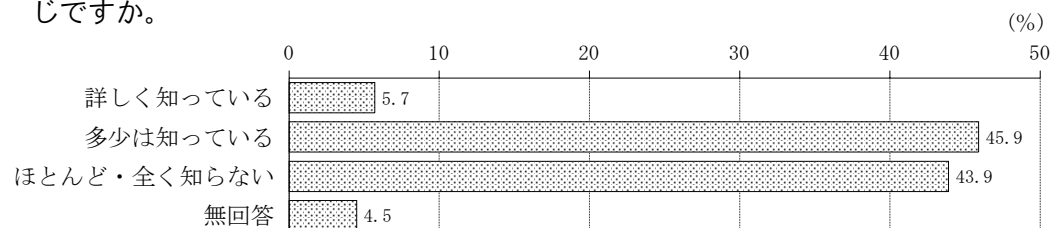


問12－② 家族や親族の方が主に介助・支援されている場合、その方の健康状態は。

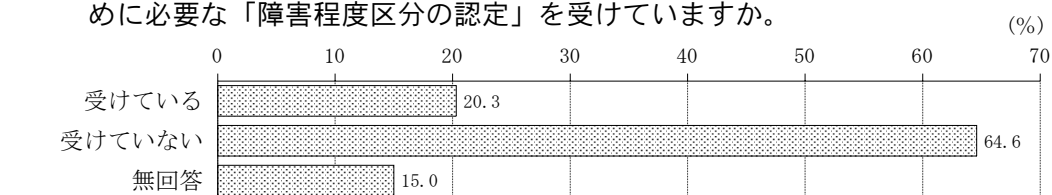


障害福祉サービスの利用についてお聞きします。

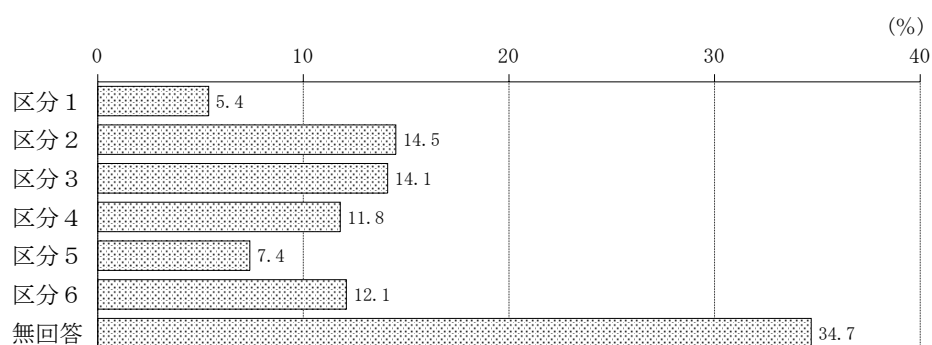
問13 あなた（ご本人）または介助者・支援者の方は「障害者自立支援法」についてご存じですか。



問14－① あなた（ご本人）は自立支援給付による介護や訓練等のサービスを利用するために必要な「障害程度区分の認定」を受けていますか。

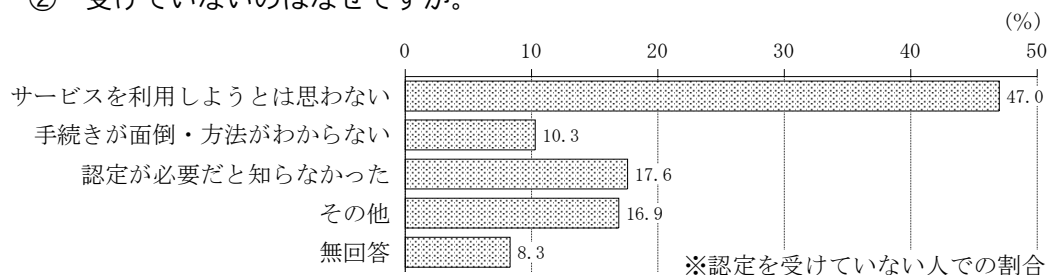


区分

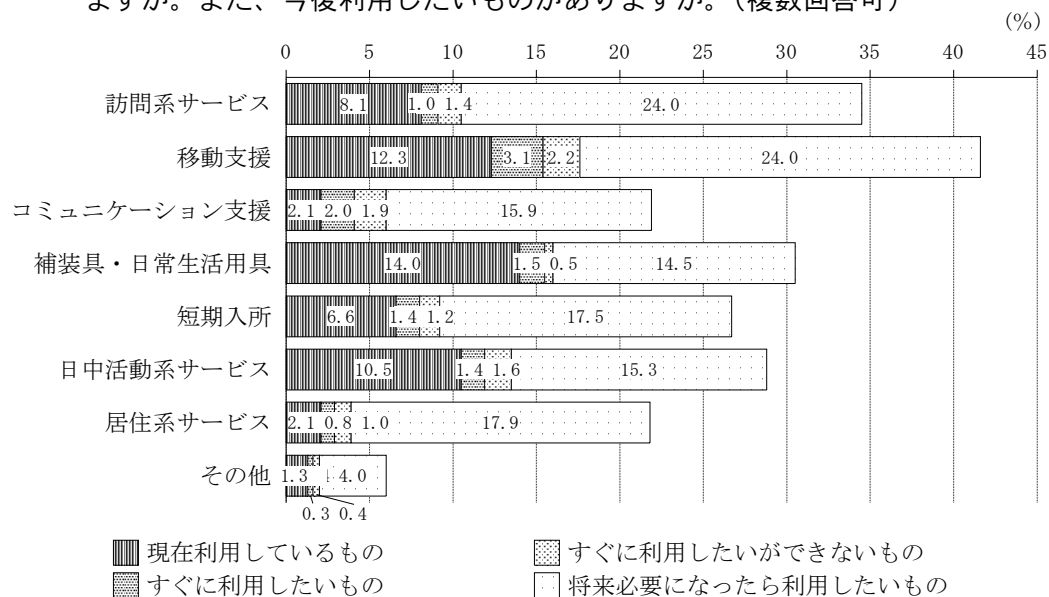


※認定を受けている人での割合

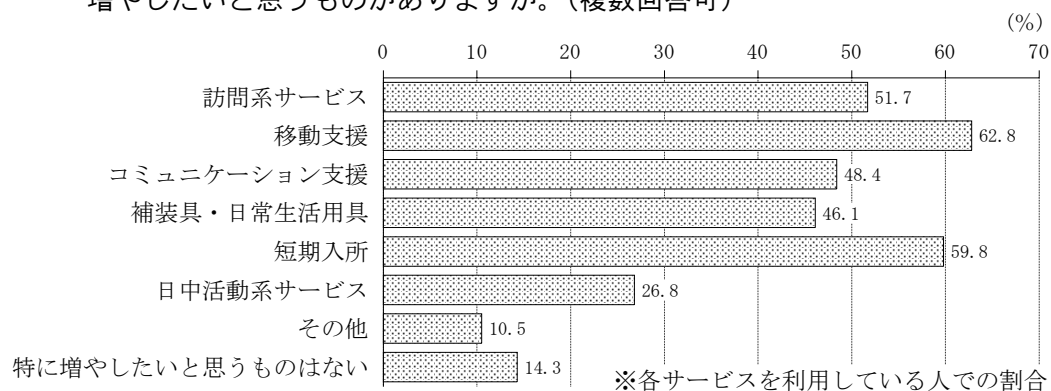
問14-② 受けていないのはなぜですか。



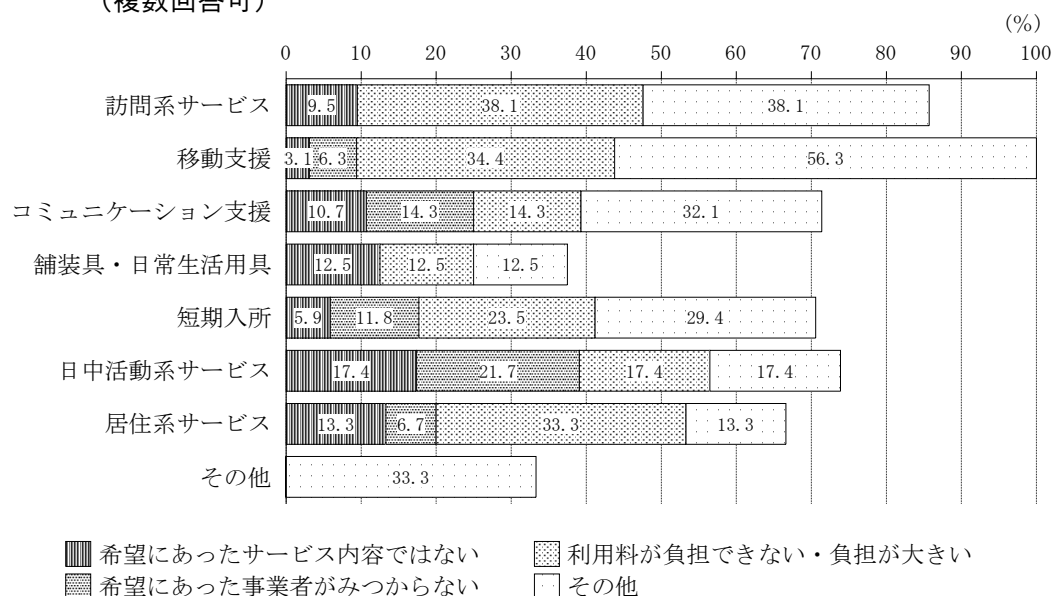
問15-① あなた（ご本人）は、下記の障害福祉サービスで、現在利用しているものがありますか。また、今後利用したいものがありますか。（複数回答可）



問15-② あなた（ご本人）は、現在利用しているサービスのうち、今後、利用する量を増やしたいと思うものがありますか。（複数回答可）

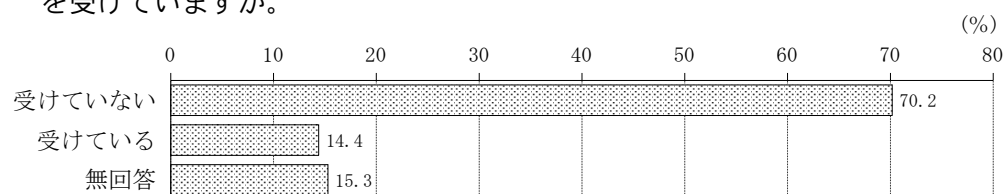


問15-③ あなた（ご本人）がそのサービスを利用できないのはなぜですか。
（複数回答可）

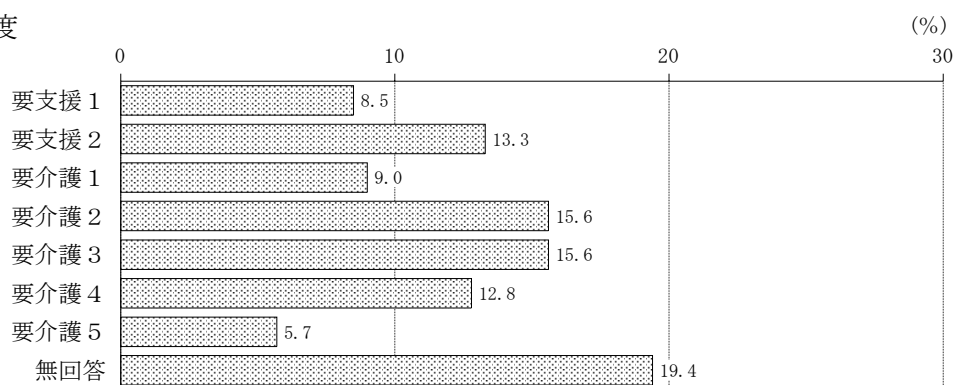


※各サービスをすぐに利用したいができない人での割合

問16-① あなた（ご本人）は介護保険サービスを利用するために必要な「要介護認定」を受けていますか。

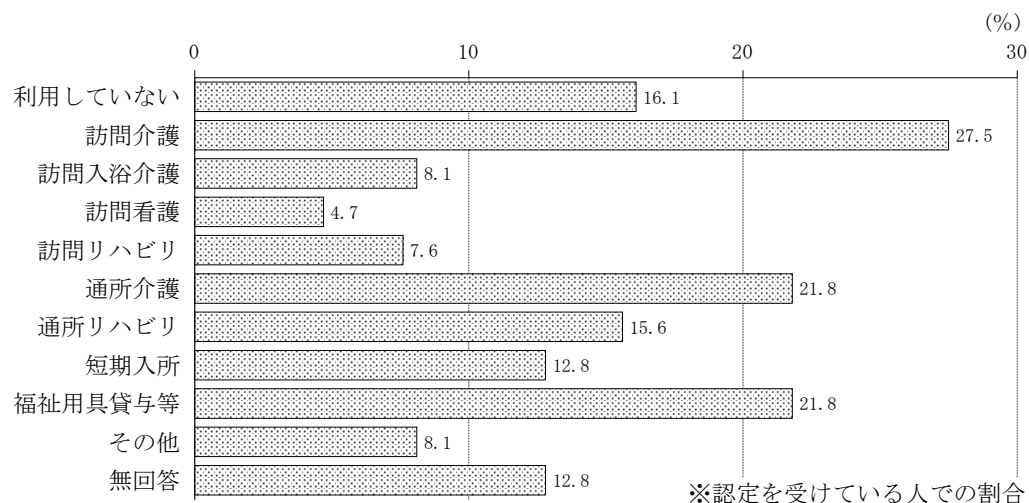


要介護度



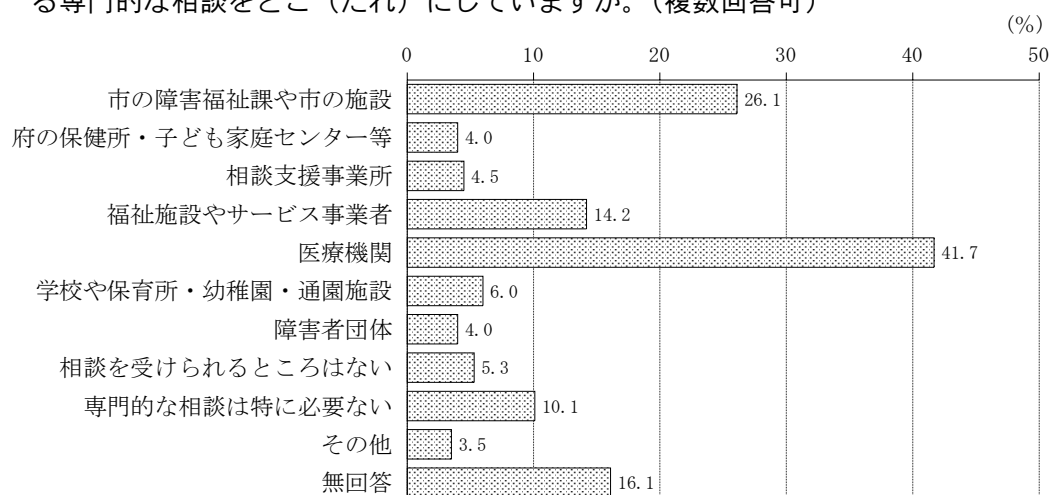
※認定を受けている人での割合

問16ー② あなた（ご本人）は、現在利用している介護保険サービスがありますか。

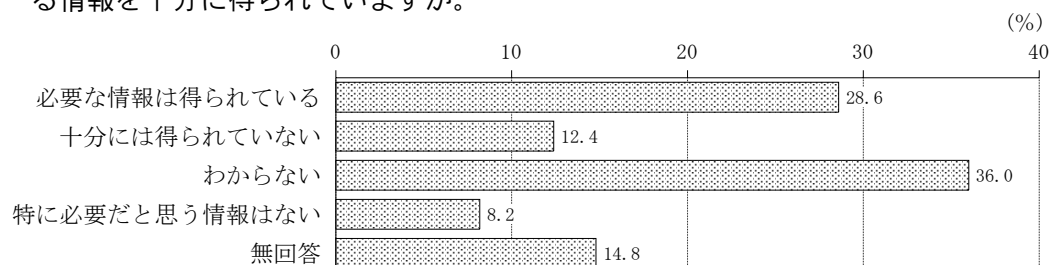


障害や生活に関する相談や情報についてお聞きます。

問17 あなた（ご本人）や介助者・支援者の方は、ご自身（ご本人）の障害や生活に関する専門的な相談をどこ（だれ）にしていますか。（複数回答可）

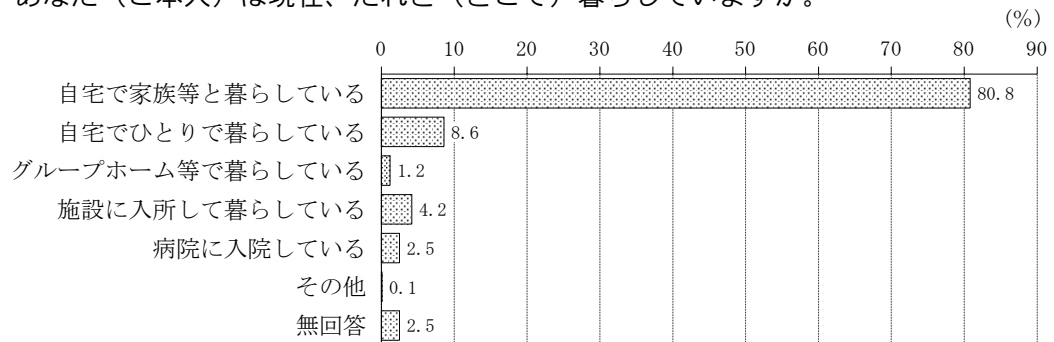


問18 あなた（ご本人）や介助者・支援者の方は、ご自身（ご本人）の障害や生活に関する情報を十分に得られていますか。

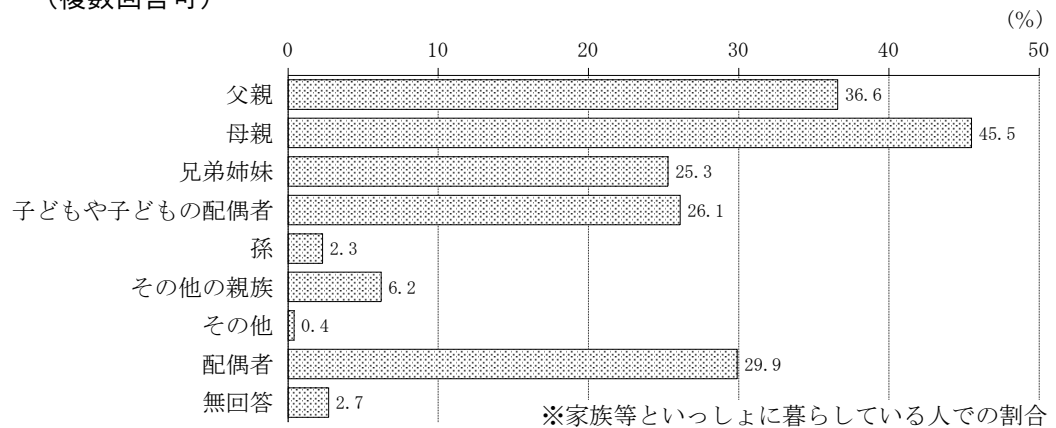


生活の場についてお聞きします。

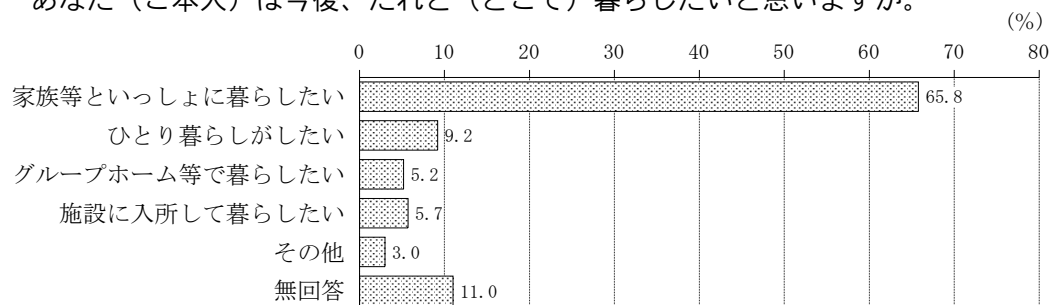
問19 あなた（ご本人）は現在、だれと（どこで）暮らしていますか。



問20 家族等といっしょに暮らしている場合、いっしょに暮らしている人はどなたですか。
（複数回答可）

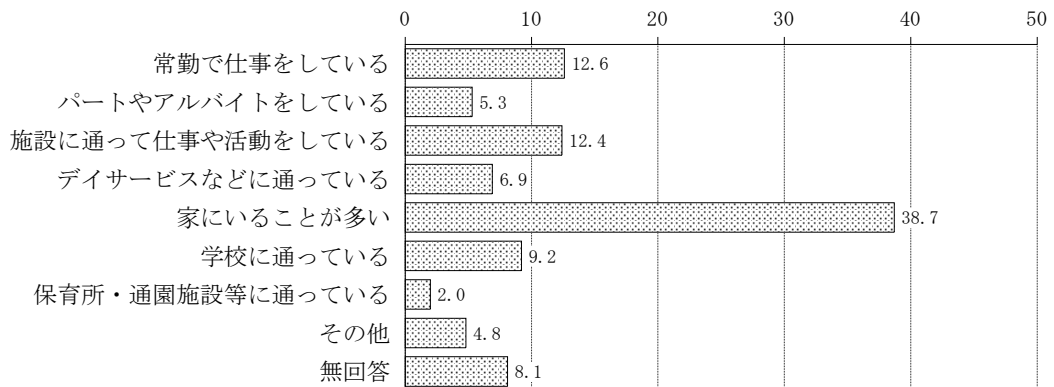


問21 あなた（ご本人）は今後、だれと（どこで）暮らしたいと思いますか。

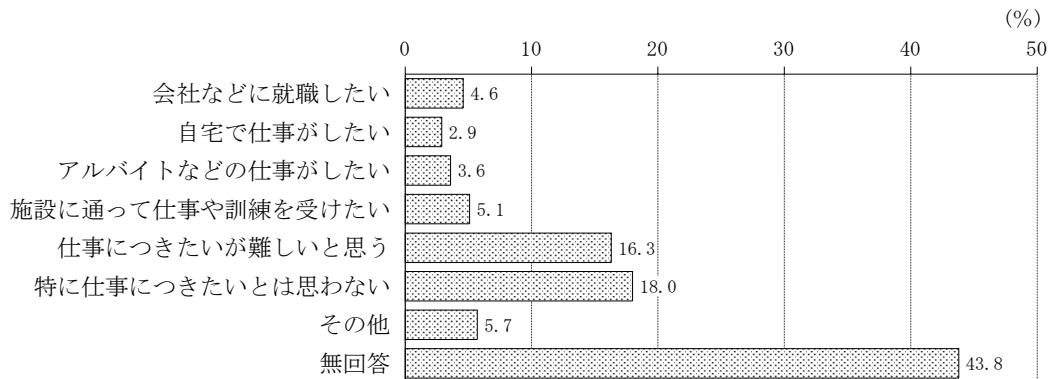


日中の生活や社会参加についてお聞きします。

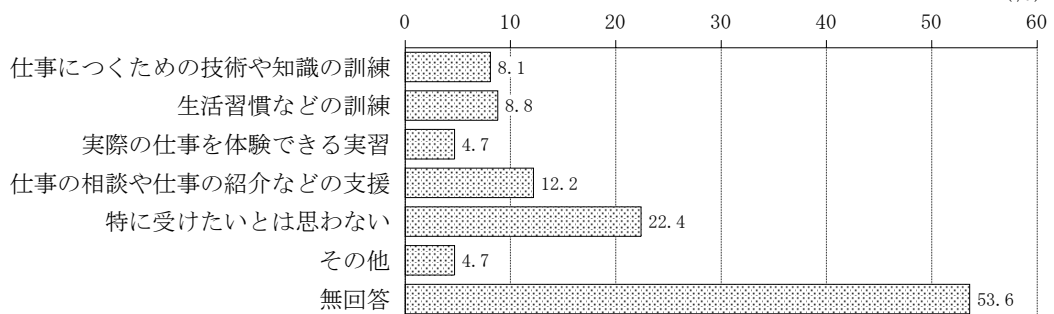
問22-① あなた（ご本人）はふだん、平日の昼間は主に何をしていますか。（％）



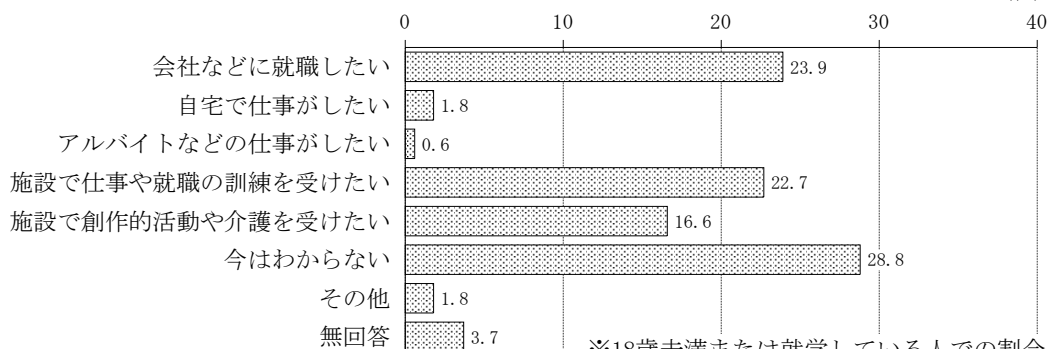
問22-② 現在、会社などで就業していない方は、今後、仕事につきたいと思いますか。（％）



問22-③ 現在、会社などで就業していない方は、仕事につくための訓練や相談などを受けたいと思いますか。（複数回答可）（％）

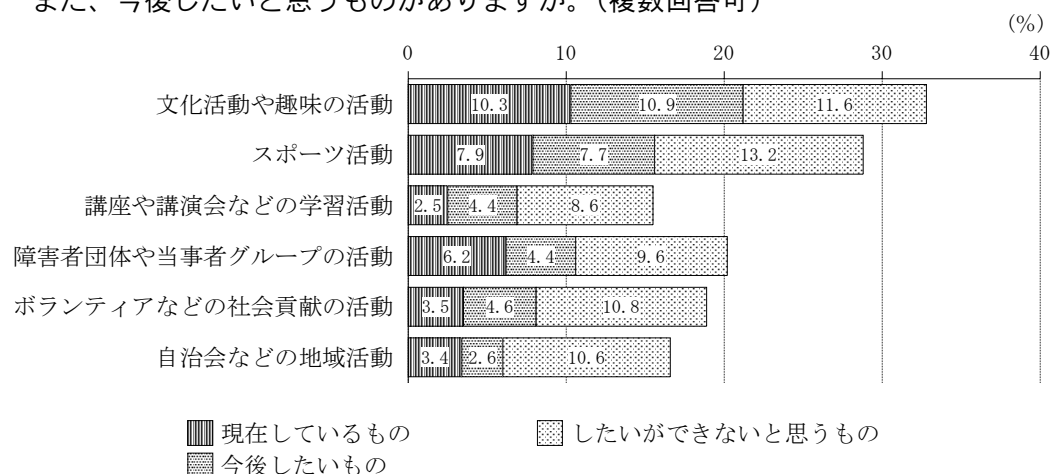


問22-④ 現在、学校や保育所・幼稚園・障害児通園施設等に通っている方は、将来、学校を卒業した後はどのような進路を希望しますか。（％）

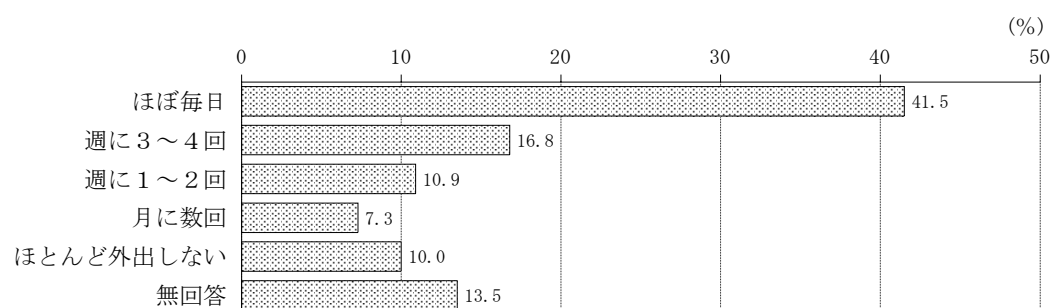


※18歳未満または就学している人での割合

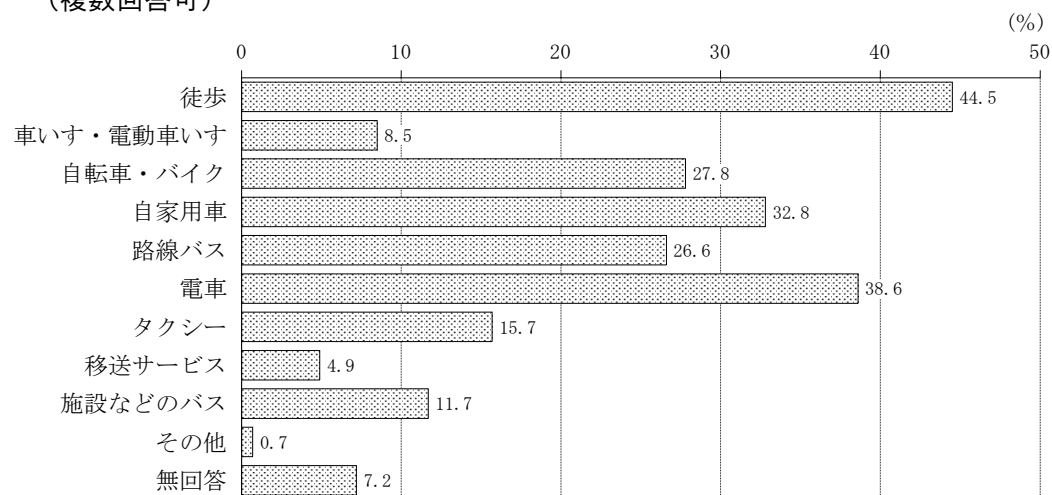
問23 つぎの活動のうち、あなた（ご本人）が現在しているものがありますか。
また、今後したいと思うものがありますか。（複数回答可）



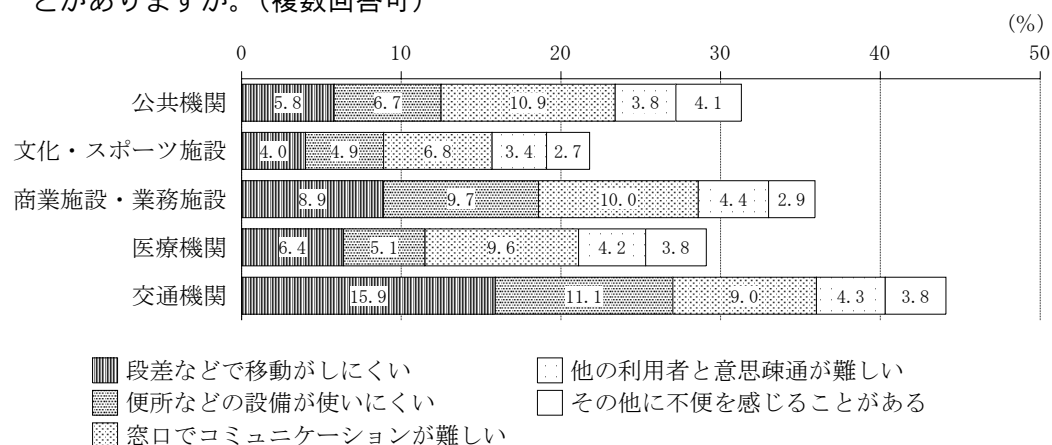
問24 あなた（ご本人）は、通勤や通学なども含めて、どれくらいの頻度で外出しますか。



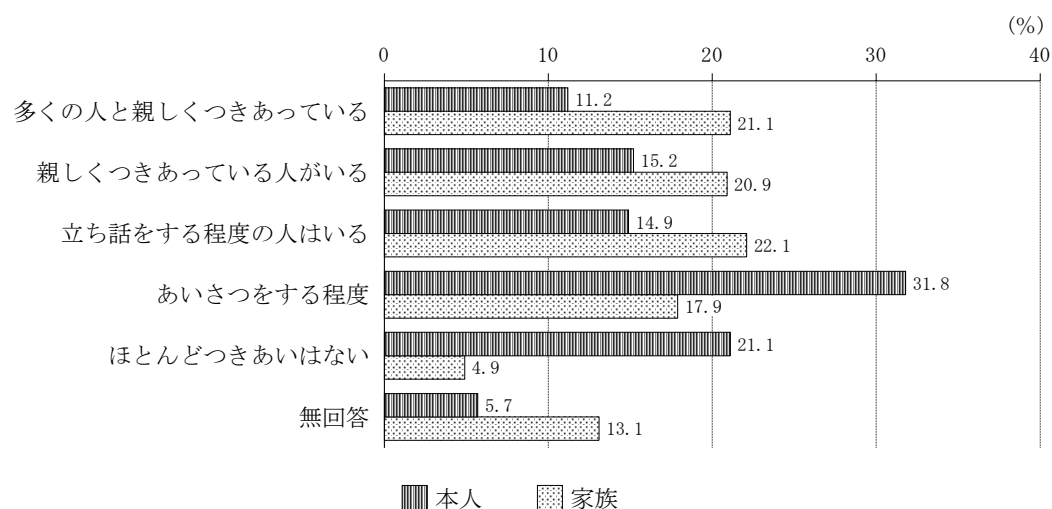
問25 あなた（ご本人）は、外出する際に主にどのような交通機関を利用しますか。
（複数回答可）



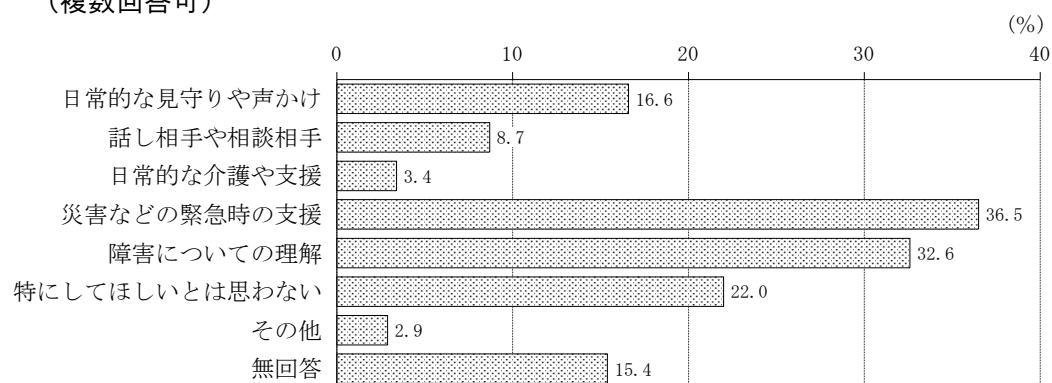
問26 あなた（ご本人）は、つぎのような公共的な施設を利用する際に、不便に感じることがありますか。（複数回答可）



問27 あなた（ご本人）やご家族は、近所の人とどれくらいのつきあいがありますか。



問28 あなた（ご本人）は、近所の人に支援などをしてほしいと思うことがありますか。（複数回答可）



Ⅱ. 障害のある人の福祉に関するアンケート調査

1. 調査の目的

本調査は、寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）を策定するにあたり、障害者施策に関する市民・障害当事者の意識やニーズを把握するために実施しました。

2. 調査の方法

（1）対象者

平成19年9月15日現在の住民基本台帳（外国人登録を含む）に基づき、満16歳以上の市民3,000人を無作為に抽出しました。

（2）実施方法

郵送によって配付・回収を行う、自記式質問紙法で実施しました。

（3）実施時期

平成19年9月25日に調査票を発送し、10月8日を返送の期限としましたが、11月2日に到着した分まで有効として集計に加えました。

（4）回収状況

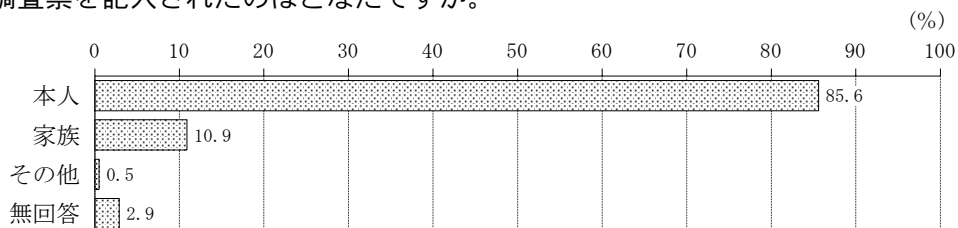
調査の発送数・回収数は下記のとおりです。

- ・有効発送数 2,963通（発送数 3,000通のうち返送分 37通を除く）
- ・有効回収数 987通（回収数 989通のうち白紙分 2通を除く）
- ・有効回収率 33.3%

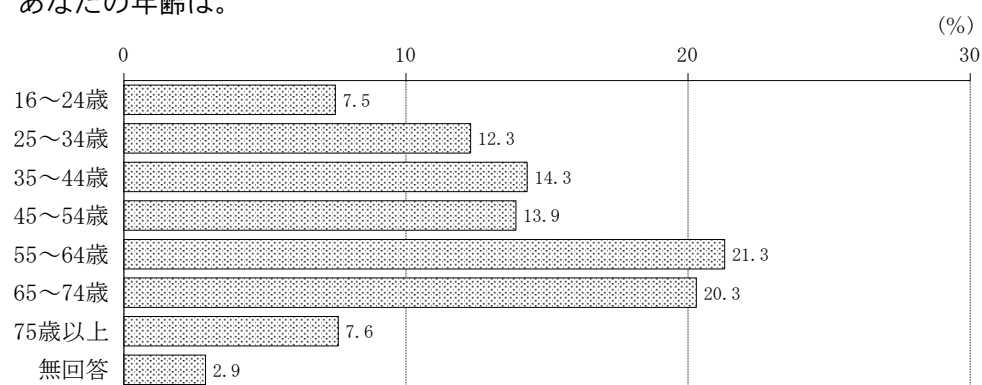
3. 調査結果の概要

各項目の集計結果は下記のとおりです。

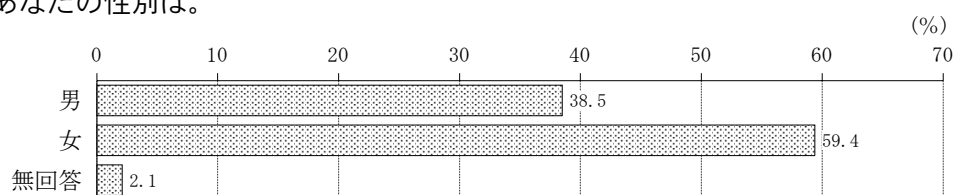
問1 この調査票を記入されたのはどなたですか。



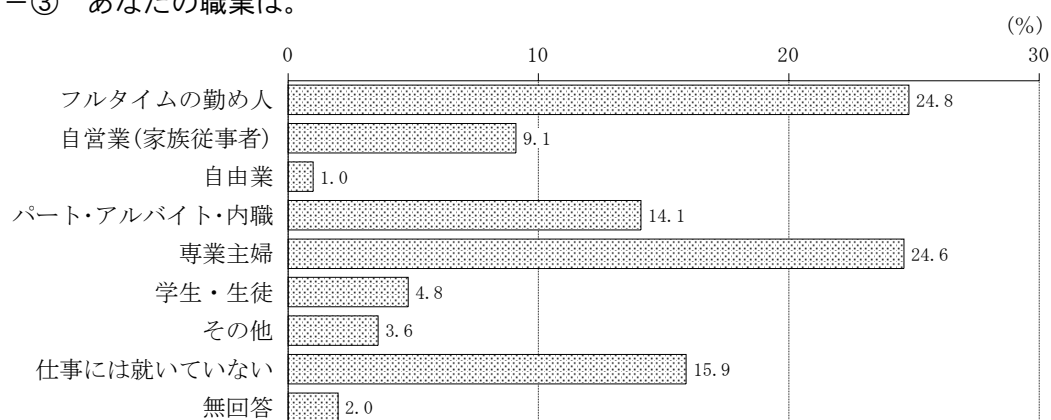
問 2－① あなたの年齢は。



問 2－② あなたの性別は。

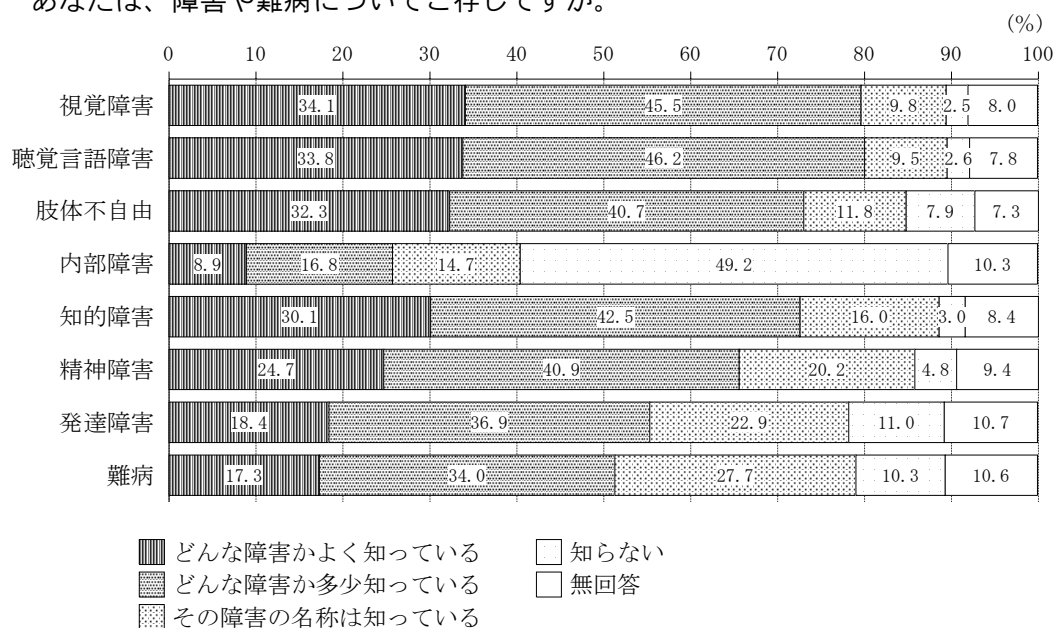


問 2－③ あなたの職業は。



あなたと障害・難病がある方との関わりについておたずねします。

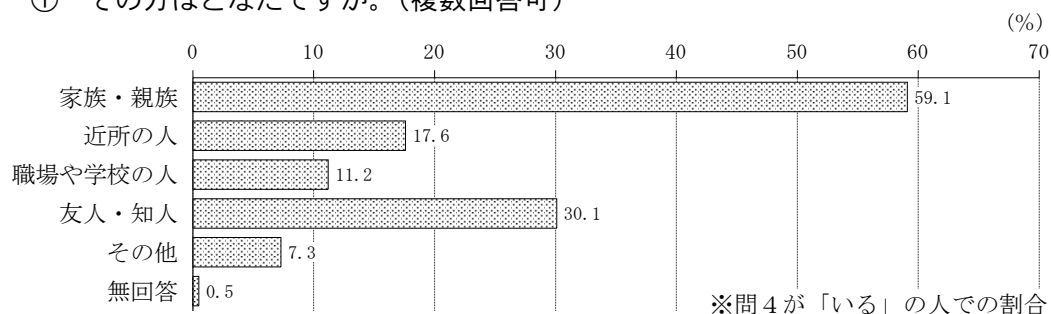
問3 あなたは、障害や難病についてご存じですか。



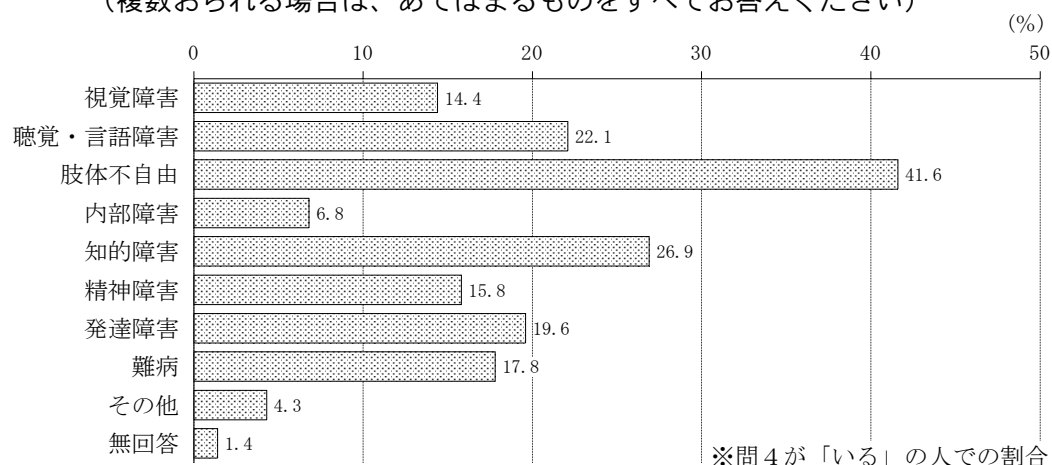
問4 あなたは、身近につきあっている人で障害や難病がある方がいますか。
(あなたご自身に障害がある場合、あなたご自身は除いてお答えください)



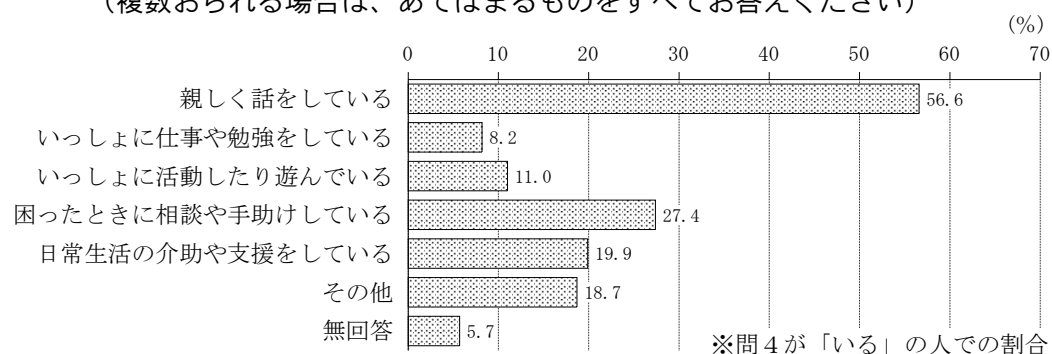
問4-① その方はどなたですか。(複数回答可)



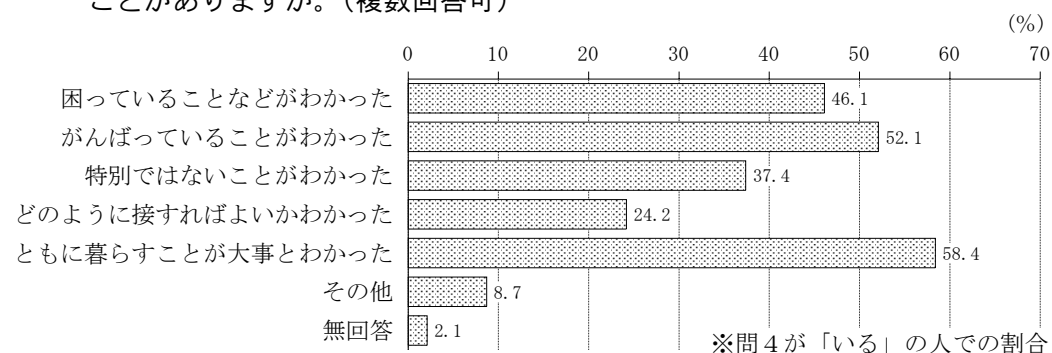
問４－② その方はどのような障害・難病がありますか。(複数回答可)
(複数おられる場合は、あてはまるものをすべてお答えください)



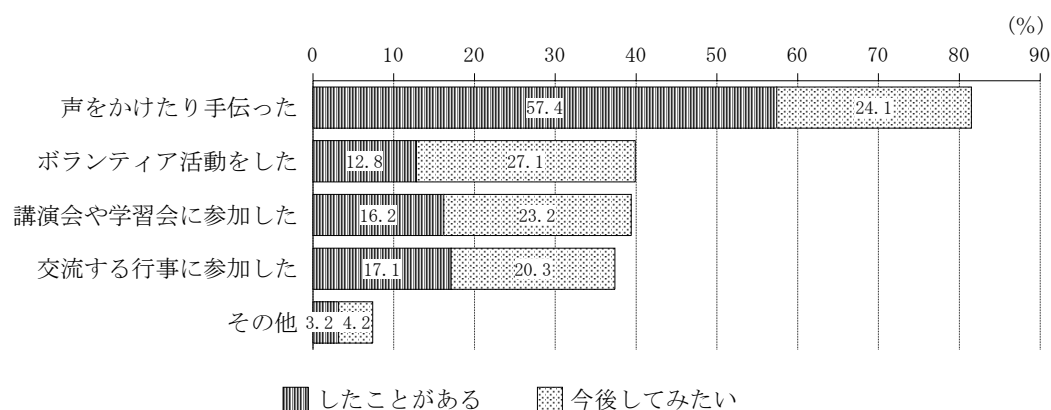
問４－③ その方とはどのようなおつきあいをされていますか。(複数回答可)
(複数おられる場合は、あてはまるものをすべてお答えください)



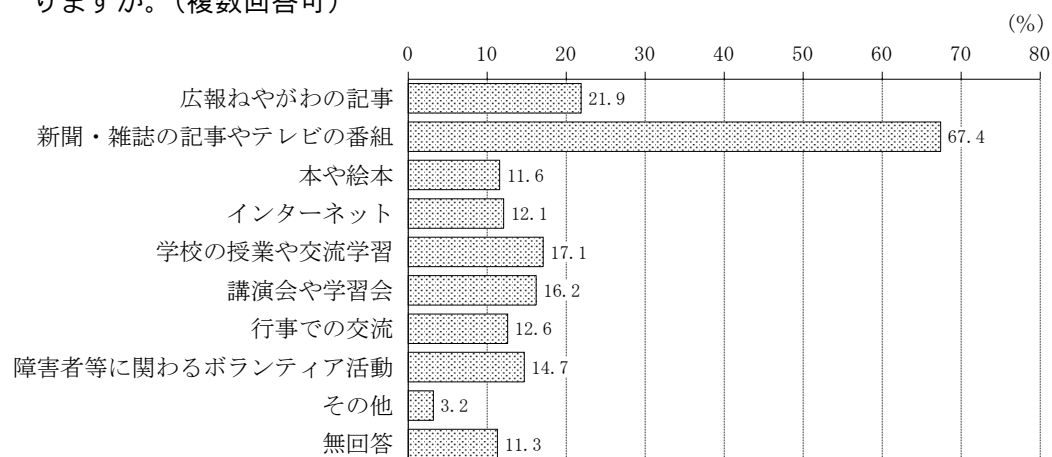
問４－④ あなたは、その方と出会って、障害や難病のある方についての意識が変わったことがありますか。(複数回答可)



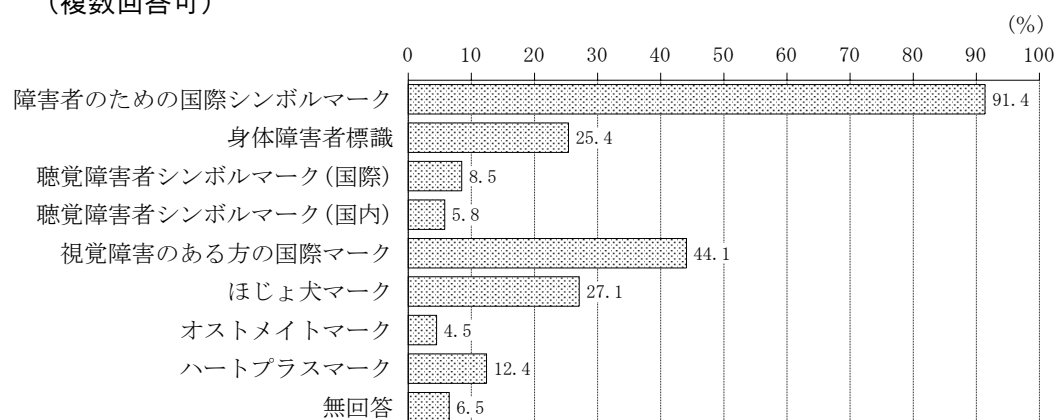
問5 あなたは、障害や難病のある方との関わりについて、つぎのようなことをした経験がありますか。また、今後してみたいと思うことがありますか。(複数回答可)



問6 あなたが障害や難病のある方のことを理解するうえで、役に立ったと思うものがありますか。(複数回答可)

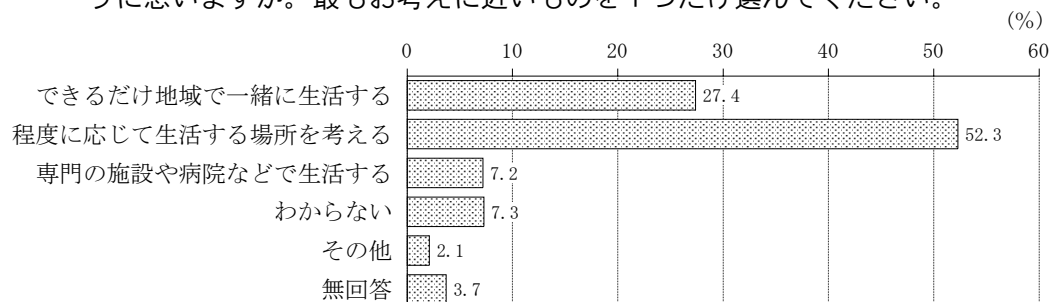


問7 「障害がある」ことや「障害者の利用に配慮している」ことなどを示すマークとしてつぎのようなものがあります。あなたをご存じのものはありますか。(複数回答可)

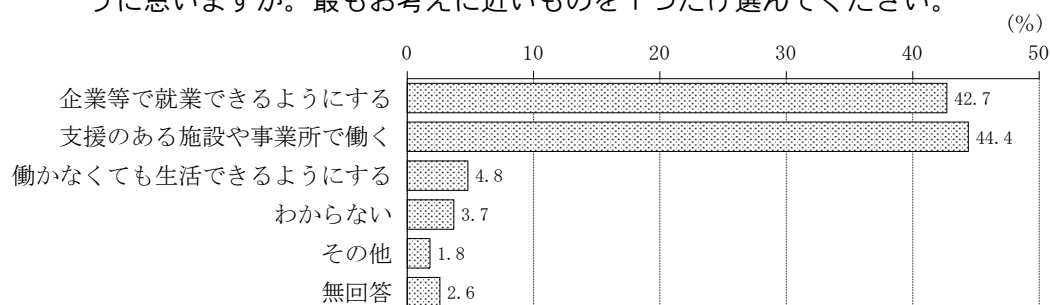


問 8 昨年から障害者自立支援法が施行され、障害のある方がいっそう地域で自立して生活したり、一般の企業で就業できるよう支援することになりました。

問 8－① 障害や難病のある方が地域で自立して生活することについて、あなたはどのように思いますか。最もお考えに近いものを1つだけ選んでください。

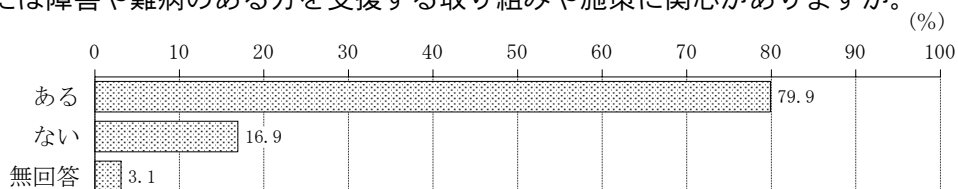


問 8－② 障害や難病のある方が一般の企業等で就業することについて、あなたはどのように思いますか。最もお考えに近いものを1つだけ選んでください。

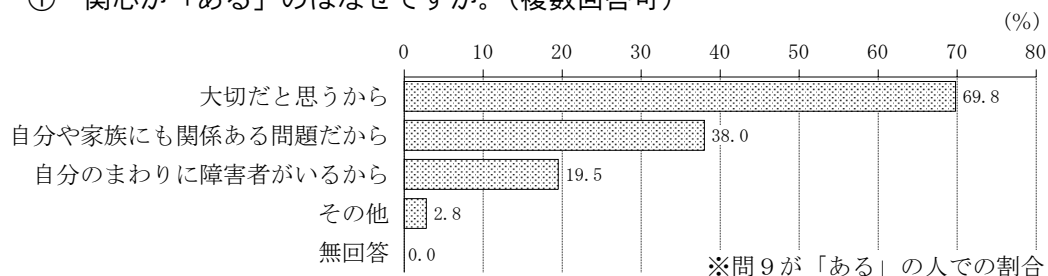


障害者支援をすすめるための取り組みについておたずねします。

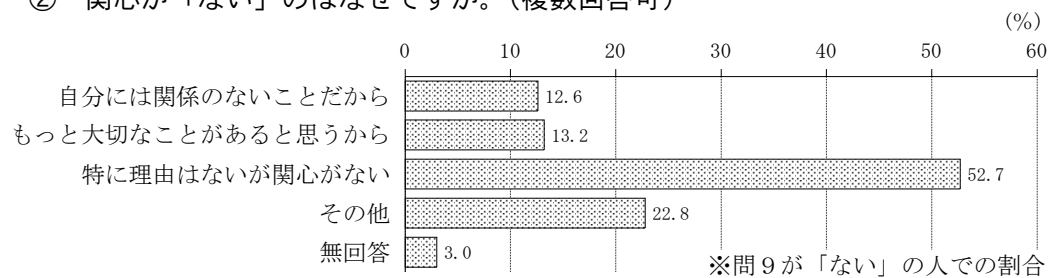
問 9 あなたは障害や難病のある方を支援する取り組みや施策に関心がありますか。



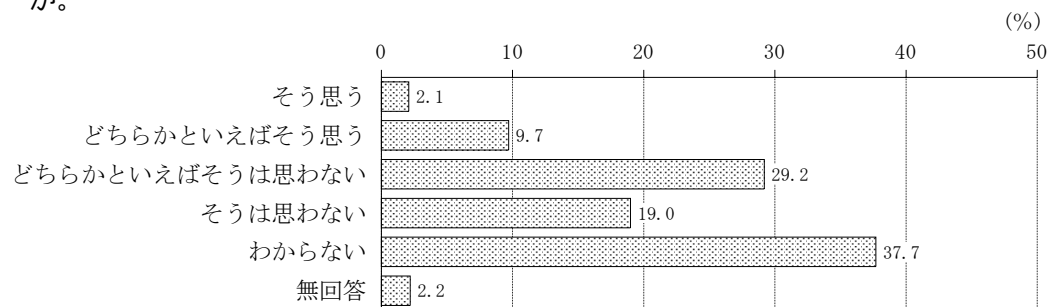
問 9－① 関心が「ある」のはなぜですか。(複数回答可)



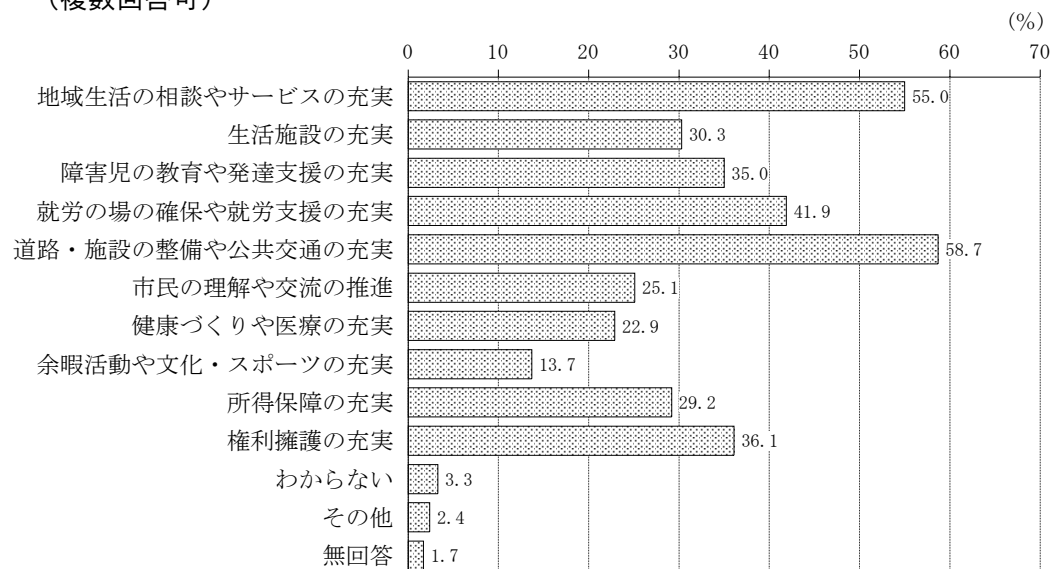
問9－② 関心が「ない」のはなぜですか。(複数回答可)



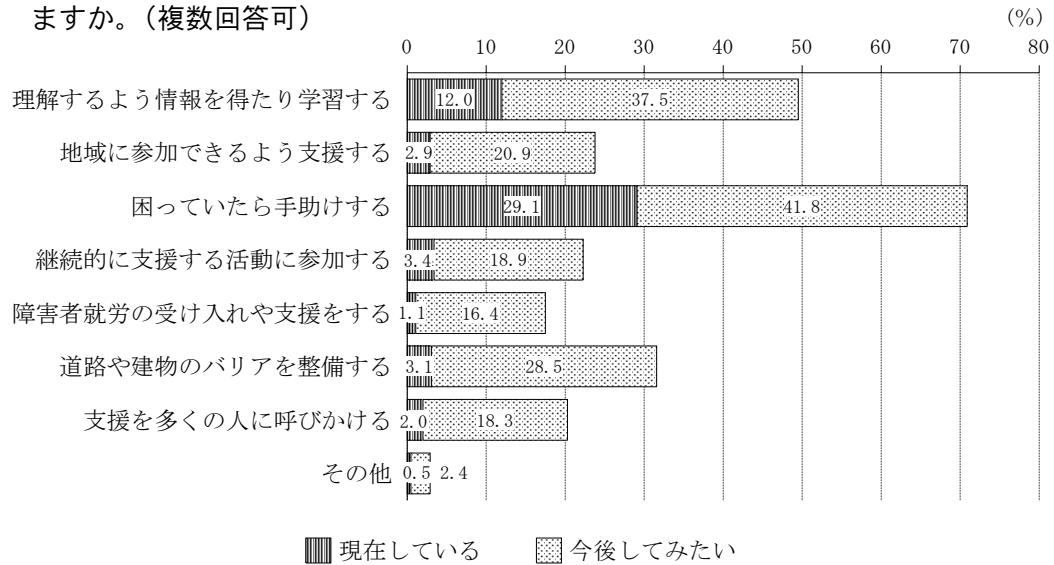
問10 あなたは、現在の寝屋川市は障害や難病がある人が生活しやすいまちだと思いますか。



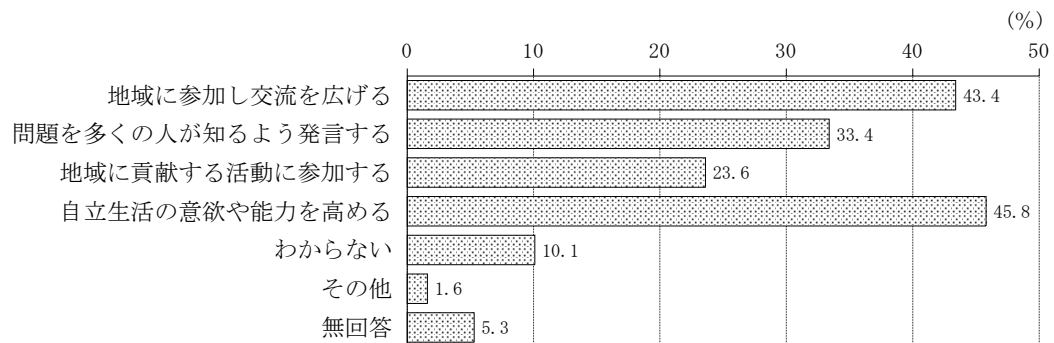
問11 あなたは、寝屋川市を障害や難病がある人がいっそう生活しやすいまちにしていこうためには、どのような取り組みを優先的にすすめていく必要があると思いますか。(複数回答可)



問12 寝屋川市を障害や難病がある人が生活しやすいまちにしていくために、あなた自身が取り組んでいることがありますか。また、これからしてみたいと思うことがありますか。(複数回答可)



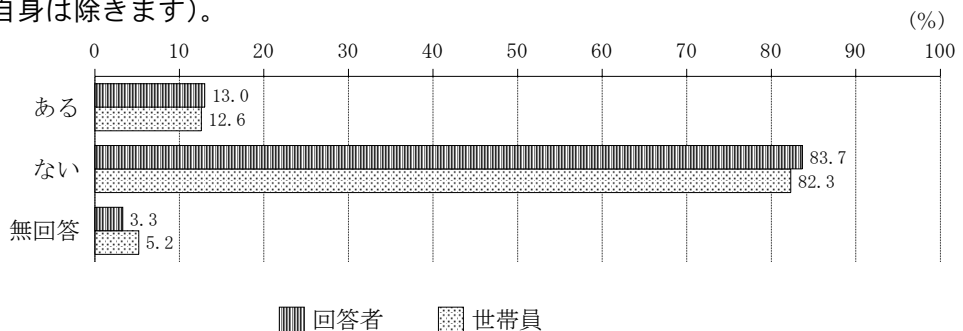
問13 寝屋川市を障害や難病がある人が生活しやすいまちにしていくために、障害や難病のある人自身はどのようなことに取り組めばよいと思いますか。(複数回答可)



あなたやあなたの世帯の方の障害や難病の有無についておたずねします。

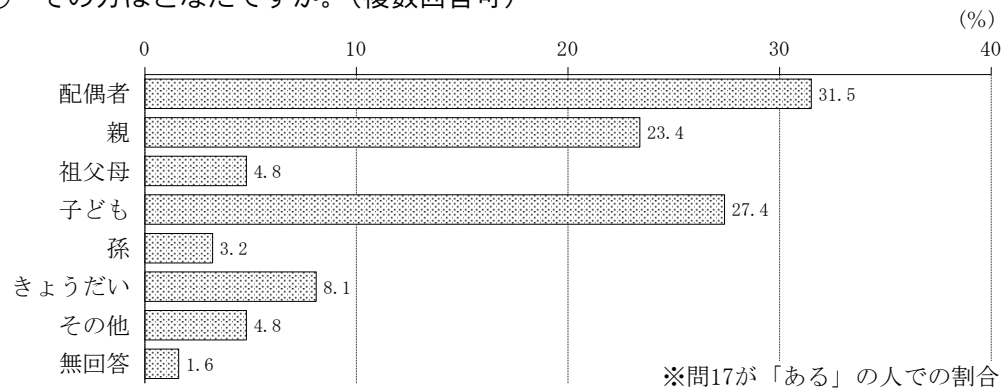
問14 あなたには、日常生活に継続的な支援が必要な障害がありますか。

問17 あなたの世帯には、日常生活に継続的な支援が必要な障害がある方がいますか(あなた自身は除きます)。

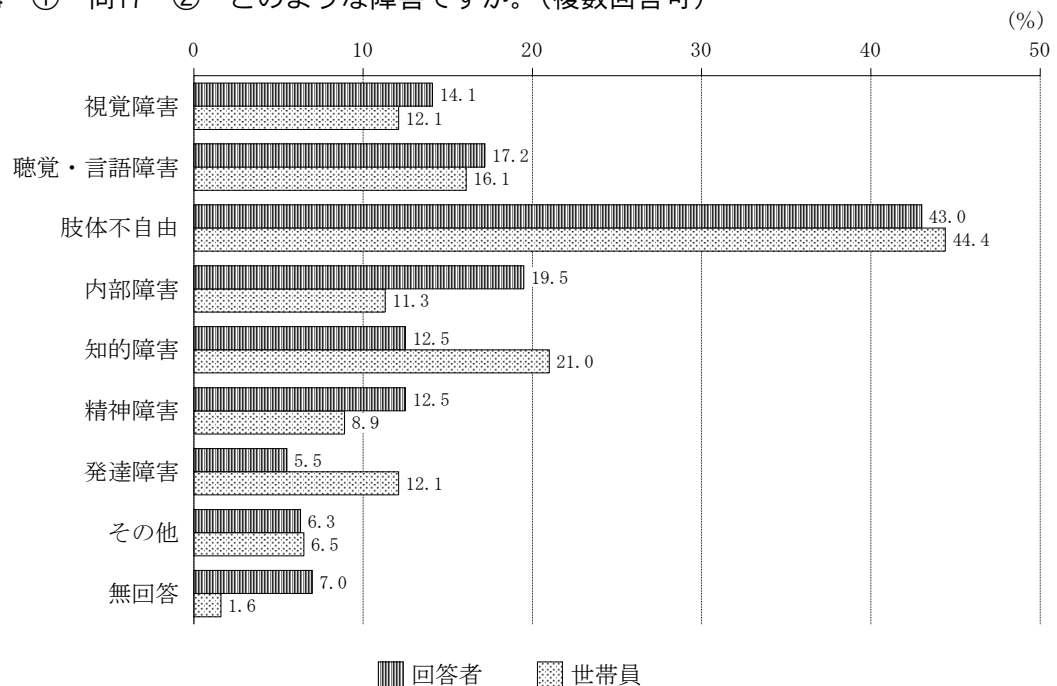


※「回答者」と「世帯員」の障害種別、手帳取得状況の回答が同じである調査票が 3.9%あり、重複している場合が含まれる可能性があると考えられます。

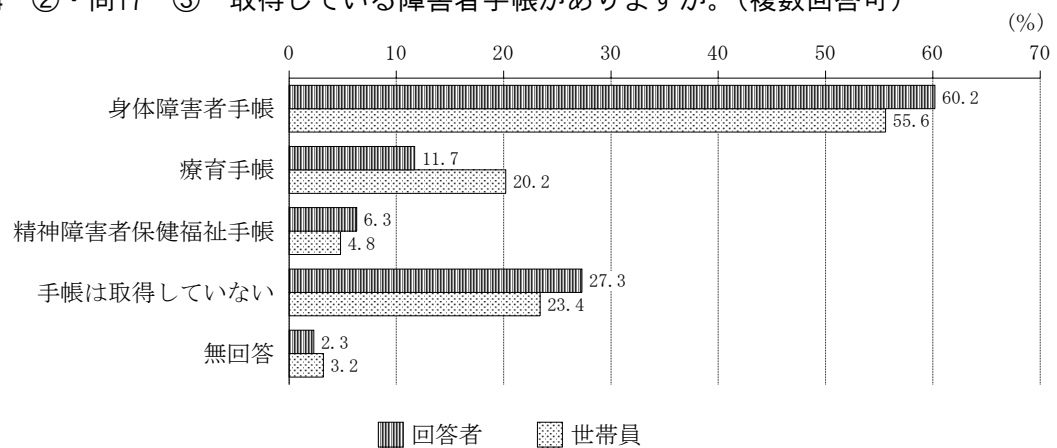
問17-① その方はどなたですか。(複数回答可)



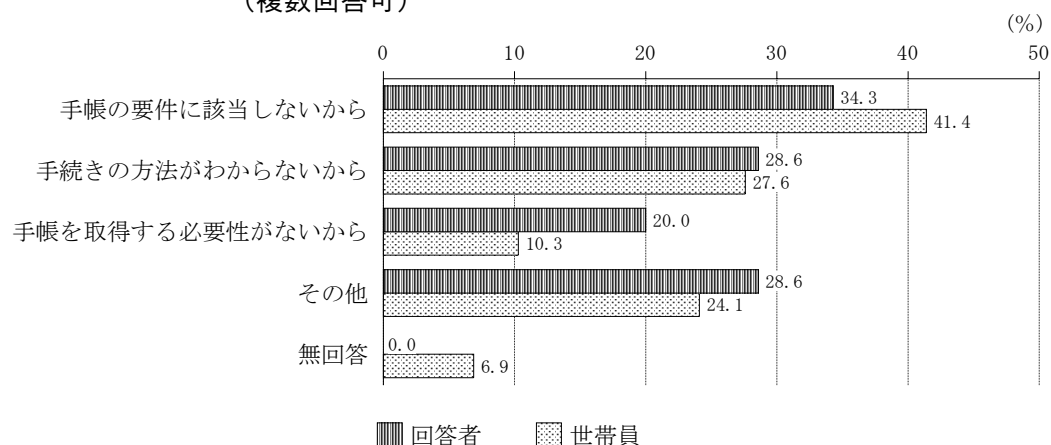
問14-①・問17-② どのような障害ですか。(複数回答可)



問14-②・問17-③ 取得している障害者手帳がありますか。(複数回答可)



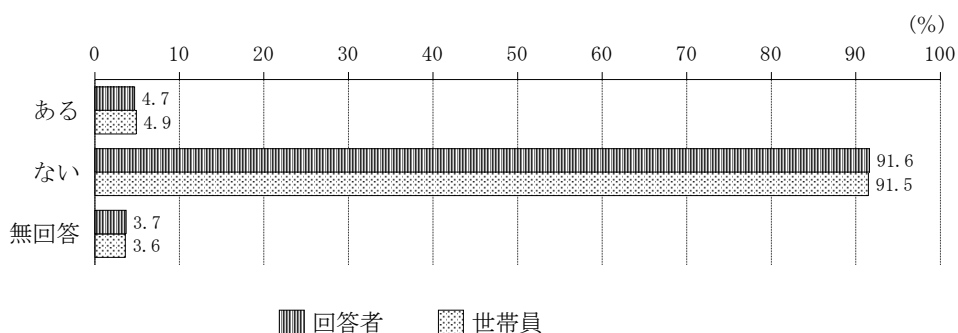
問14－③・問17－④ 障害者手帳を取得していない場合、それはなぜですか。
(複数回答可)



※問14・問17が「ある」の人での割合

問15 あなたには難病がありますか。

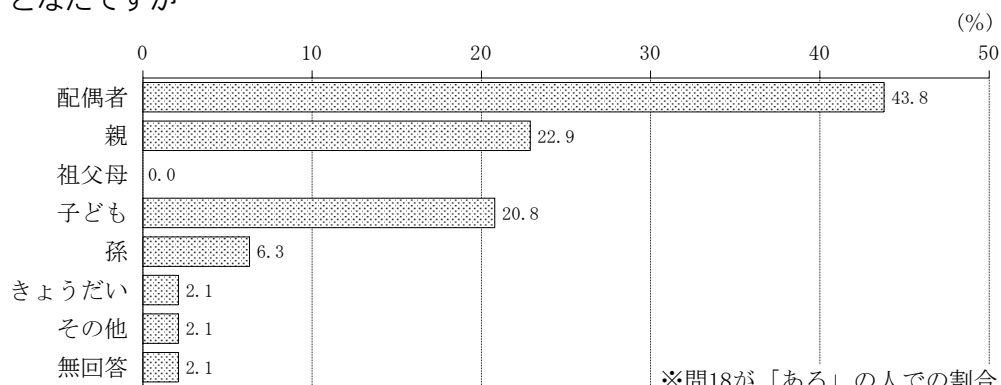
問18 あなたの世帯に、難病のある方がいますか（あなた自身は除きます）。



※「回答者」と「世帯員」の疾病名、特定疾患医療者証取得状況の回答が同じである調査票が 0.2%あり、重複している場合が含まれる可能性がありますと考えられます。

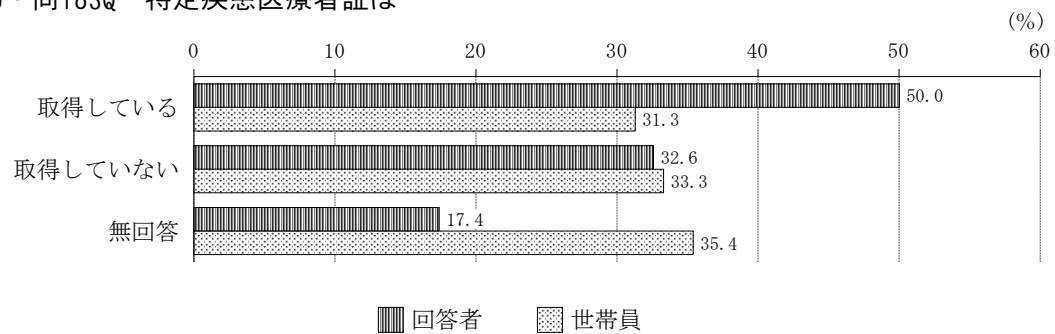
※ 回答された疾病名から難病ではないものも「ある」に含まれている可能性がありますと考えられますが、回答のまま集計しています。

問18SQ どなたですか



※問18が「ある」の人での割合

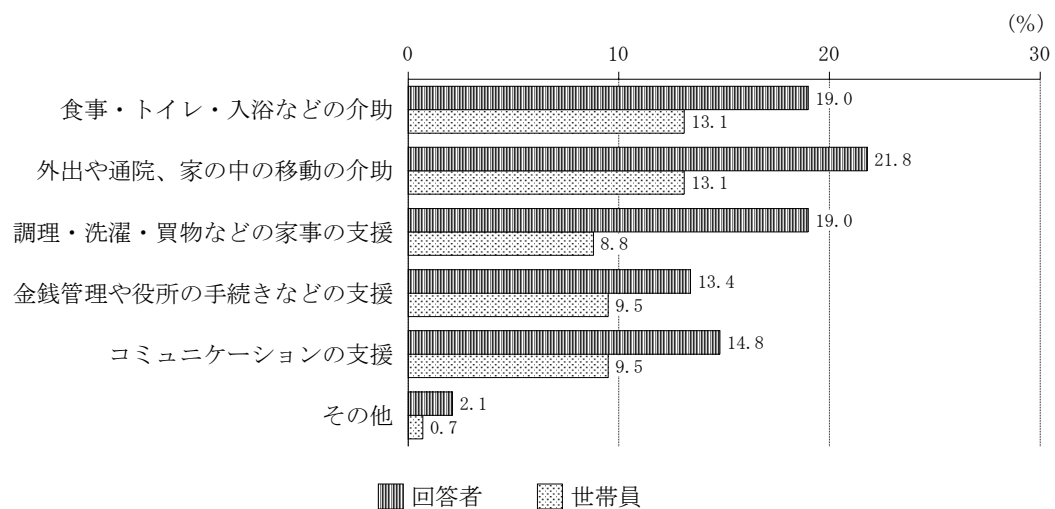
問15・問18SQ 特定疾患医療者証は



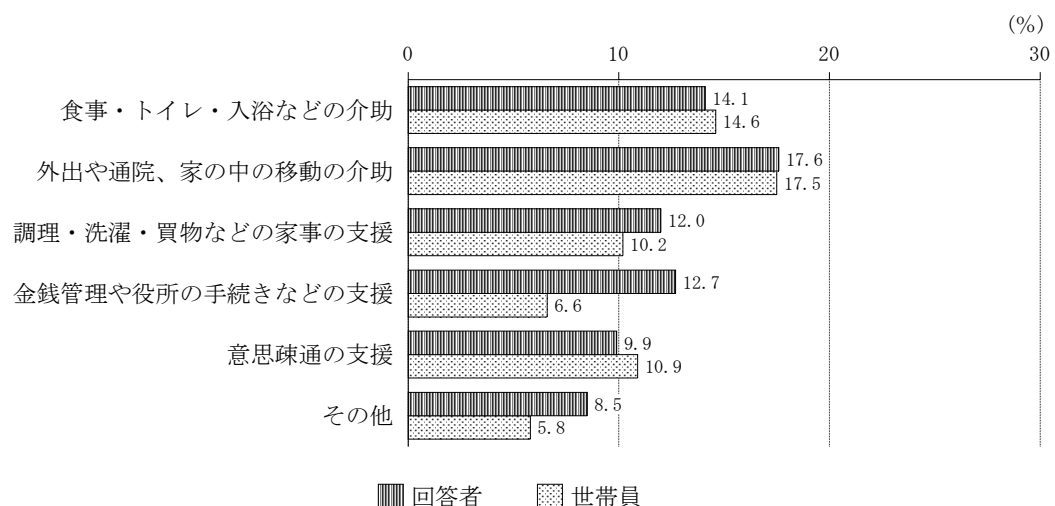
※問15・問18が「ある」の人での割合

問16・問19 障害や難病がある方は、日常生活に関することでだれかの介助や支援を受けたり、相談していることがありますか。また、今後受けたいと思うことがありますか。(複数回答可)

【現在受けている】



【今後受けたい】



※問14または問15・問17または問18が「ある」の人での割合

用語説明

●IT技術

コンピュータやインターネットをはじめとする情報・通信に関する技術のことです。

●インフォーマルな支援・インフォーマルな活動や事業

法律や制度に基づく公的な（フォーマルな）福祉サービス等以外の、市民や団体、民間事業者等が制度に依らずに主体的に行う活動や事業です。

●NPO

営利を目的とせずに市民活動や公共的な活動を行う民間組織です。

●エンパワメント

自分自身をみつめ、一人ひとりが本来もっている“生活していくための力”を引き出すよう、支援や条件整備を行う取り組みです。

●オンブズパーソン（苦情調整委員）制度

市民の権利をまもるために、サービスなどに関する苦情を受け付け、中立的な立場で調査や勧告などを行う制度です。

●ケアマネジメント

一人ひとりの状況に応じてサービスを組み合わせた計画（ケアプラン）をつくり支援するしくみです。

●健康づくりプログラム

市民一人ひとりが、年代に応じた目標を通じて日々の暮らしや生活習慣を見直し、自分自身のプログラムを考えていただくものです。

●高次脳機能障害

脳の損傷によって起こされるさまざまな障害のことをいい、主な症状として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、行動と感情の障害などがあります。

●コーディネート・コーディネーター

コーディネートは、関係する各々の人や機関等の調整を図り、全体としてうまくいくように整えることです。また、そうした調整を行う人をコーディネーターといいます。

●支援費制度

社会福祉基礎構造改革の一環として、行政がサービスを決定する措置制度を改め、利用者が選択し、事業者と契約して利用する制度が平成15年度に導入されました。なお、平成18年度からは障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等に移行しました。

●支給決定ガイドライン

障害者自立支援法では、心身の状況（障害程度区分）、社会活動や介護者、居住等の状況、障害福祉サービス等の利用意向、訓練・就労に関する評価に基づいて市町村がサービス支給の可否や支給量を決定しますが、その基準となるものです。

●指定管理者

公共施設の管理を委任するため、期間を決めて指定する団体です。

●社会福祉基礎構造改革

戦後期に形成されたわが国の社会福祉のしくみを、社会の変化にともなう福祉ニーズの多様化に対応させるための一連の制度改正のことをいい、平成12年に社会福祉に関する事業についての基本的な事項を定めた社会福祉法が改正されました。また、平成12年には介護保険制度も導入され、障害者福祉の分野では平成15年度から支援費制度が導入されました。

●障害者就業・生活支援センター

障害者の職業的な自立を促進するために、求職に関する相談、職業準備訓練や実習等の調整、職場の環境改善や就職後の職場定着への助言などの就業に関する支援と、日常生活に関する助言等の生活面の支援を、雇用と福祉の関係機関と連携して一体的に行う機関です。

●障害者自立支援法

地域生活と就労をすすめる自立を支援するよう、障害種別ごとだった福祉サービス等を一元化して提供するための法律で、市町村・都道府県が障害福祉計画を策定することや費用負担（国・都道府県・市町村の財政責任の明確化と原則1割の利用者負担の導入）などが定められています。

●障害者の権利条約

障害者への差別を禁止し、すべての権利が障害者にも等しく保障されるよう、原則とさまざまな分野についての規定を定めた条約が平成18年に国連で採択されました。今後、各国で批准に向けて国内法の整備がすすめられます。

●ジョブコーチ

障害者が就労している職場で、状況に応じて必要な技能の指導や理解の促進などの支援を行う専門職です。

●小地域福祉ネットワーク活動

おおむね小学校区ごとに設置されている校区福祉委員会が中心となり、住民による見守り・声掛けやサロン活動などを通じて、安心して暮らせるよう支援する活動が行われています。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があります。後見人等には親族のほか、第三者後見人として弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が選ばれることもあります。また、法人が後見人となって構成員が協力して支援する法人後見や、研修を受けた市民が専門家と連携して支援する市民後見人などの新たな担い手も増えつつあります。

●タウンくるバス

路線バスの利便性が低い地域での公共交通を確保するため、事業者と連携して運行しています。

●地域自立支援協議会

相談支援事業を適切に実施するとともに、関係機関のネットワークを構築し障害のある人の地域での自立生活を支援する体制を整備するよう、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関・団体等で設置しており、全体会と各種部会・ワーキングを通じて協議を行います。

●地域福祉

だれもが地域とつながりをもって自立して暮らせるよう支援するために、市民一人ひとりが主役となり、団体、事業者、行政などの地域のあらゆる力をあわせていく新しい福祉の理念としくみです。

●デージー図書

図書をCD-ROMに録音したもので、長時間の録音ができるとともに目次検索や読みたい箇所の頭出しなどができます。デージー図書再生専用機器やパソコンで聞くことができます。

●特別支援教育

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立した生活をおくるために必要な力を培うよう、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな教育を、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導（ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた指導を通級指導教室で行います）で行います。

●難病

原因不明、治療が困難で、経過が慢性にわたるため介護等が必要な疾患のことをいいます。このうち、後遺症を残し社会復帰が極度に困難（もしくは不可能）で、医療費も高額で経済

的な問題や介護等の負担の大きい疾病を「特定疾患」といいます。

●日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するサービスです。（従来の「地域福祉権利擁護事業」が名称変更されたものです。）

●寝屋川市みんなのまち基本条例

市民参画・協働のまちづくりを推進するために、寝屋川市における自治の基本的な理念と原則を明らかにし、市のまちづくりのしくみやルールを決めた条例（自治基本条例）です。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も同じように暮らせる社会があたりまえの社会だという、社会福祉の基本となる考え方です。

●発達障害

乳児期から幼児期にかけてのさまざまな原因で発達の遅れや歪みなどが生じる障害で、一般的には知的障害を伴わない発達障害のことをいいます。高機能自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがあり、一人ひとりの状況に応じた療育や支援の取り組みがすすめられています。

●パブリックコメント

行政機関が計画や政策の決定を行う際に、事前に原案を公表して市民の意見や情報提供を求める制度です。

●バリアフリー

障害がある人などの社会参加を妨げている障壁（バリア：段差などの物理的なバリア、情報や制度などのバリア、人々の意識上のバリアなど）をなくしていくことをいいます。

●ピアカウンセリング

同じ障害をもつ人がカウンセラーとなって相談を行うことをいい、相談する人・受ける人のお互いの自立をすすめるうえで意義のある取り組みです。

●ホームページ

インターネットを使って情報提供をするときに、情報をまとめて置いておくところです。

●まちかど福祉相談所

身近な相談と専門機関への橋渡し、地域住民の交流、福祉サービスやボランティア活動に関する情報提供を行う地域の拠点として、社会福祉協議会と校区福祉委員会が連携して設置し

ています。

●ユニバーサルデザイン

障害がある人などのために配慮するというバリアフリーの考え方を超えて、だれもが使いやすいものをつくり、人々の意識を変えていこうという考え方です。

●ライフステージ

人の一生を乳幼児期、青少年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの場面をいいます。

●留守家庭児童会

保護者の就労等により保護育成を必要としている小学校1年生から3年生までの児童の放課後や学校休業日の生活拠点として、すべての市立小学校に開設しています。

●レスパイトサービス

障害のある人の介護や障害のある子どもの育児をしている家族が休養したり趣味活動することなどにより、生活の質を高めていくことを支援するサービスのことをいいます。

寝屋川市障害者長期計画（第２次計画）

平成20年３月

編集・発行 寝屋川市保健福祉部障害福祉課

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号
（市立総合センター２階）

TEL 072-824-1181 FAX 072-826-1860

この冊子は1,000部作成し、１部あたりの印刷単価は400円です。

